

第2次甲斐市環境基本計画

自然と生活が調和した環境を築くまち
令和4年(2022年)度～令和12年(2030年)度



甲斐市

令和4年3月



はじめに

近年、社会情勢や本市を取り巻く環境は、大きく変化しています。地球温暖化による気候変動の進行は、私たちの生活のすぐ近くで熱中症などの健康被害や気象災害、生態系破壊など、様々な影響を及ぼす脅威となっています。また、深刻化するプラスチックごみや食品ロス問題は、世界共通の課題であり、早急な対応が求められています。

これらの課題を解決するため、世界の様々な国や地域において、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の取組が行われ、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けた大きな動きが浸透し始めています。

本市では、平成 24（2012）年に甲斐市環境基本計画を策定し、その後、社会情勢の変化に合わせて見直し、環境の保全や創出に関する施策を展開してきました。このたび策定しました「第 2 次甲斐市環境基本計画」は、自然環境の保全や気候変動による影響、プラスチックごみ問題など、近年の諸課題を踏まえつつ、甲斐市バイオマス活用推進計画を統合し、環境に関する総合的な計画といたしました。

本市では、目指す将来像を「自然と生活が調和した環境を築くまち」と定め、地域の特性を活かしたバイオマスの活用や木質バイオマス発電所の稼働など、各施策を計画的に推進するとともに、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成する、「ゼロ・カーボンシティ」の実現に向け取り組んでまいります。

市民や事業者の皆さまにおかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、この恵まれた良好な環境を未来に引き継いでいくため、積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月

甲斐市長

保坂 武



目 次

5

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 趣旨と背景	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 望ましい環境像の実現と役割	6

第2章 甲斐市の環境の現況

1 甲斐市の概況	8
2 自然環境・生活環境に係る状況	17
3 資源循環に係る状況	24
4 地球環境に係る状況	28

第3章 甲斐市の環境課題

1 自然環境・生活環境に係る課題	32
2 資源循環に係る課題	36
3 地球環境に係る課題	37
4 その他の課題	38

第4章 計画の目標

1 甲斐市の望ましい環境像	42
2 望ましい環境像の実現に向けた取組の体系	43

第5章 基本目標を達成するための施策

1 自然環境と生活環境の保全	46
2 循環型社会の形成	62
3 再生可能エネルギーの推進と地球環境保全	69

第6章 計画の推進

1 計画の推進方策の考え方	82
2 計画を推進するための組織と役割	83
3 計画の進捗状況の公表	84

資料編

資料1 条例	86
資料2 甲斐市環境審議会委員名簿	94
資料3 計画の策定経緯	95
資料4 甲斐市環境基本計画について（諮問）	96
資料5 甲斐市環境基本計画について（答申）	97
資料6 環境に関する市民意識調査結果	99
資料7 用語集	114

第 1 章

計画策定の趣旨と背景

1 趣旨と背景	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 望ましい環境像の実現と役割	6

1 趣旨と背景

甲斐市では、多様な環境問題に対応するため、平成 23 年 3 月に「甲斐市環境基本条例」を制定し、その基本理念に基づき、平成 24 年 3 月に「甲斐市環境基本計画」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や環境保全に関する市民の意識・生活スタイルの変化が進むとともに、バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想等、市の新たな環境施策の方向性が示される状況となりました。このことから平成 29 年 3 月に、新たに「甲斐市環境基本計画（改訂版）」を策定し、市の環境行政を推進してきました。

甲斐市環境基本計画の策定以降、我が国の環境を取り巻く社会情勢は更なる変化が生じています。特に平成 27 年 12 月の COP21¹でのパリ協定の採択及び平成 28 年 11 月の発効により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル²）を達成することを目指すことが定められ、我が国においても、2030 年の温室効果ガス目標について 2013 年度比 46%削減を日本政府が表明するなど、地球温暖化対策の更なる目標に向けた取組が求められています。

本市においても、令和 2 年 7 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ³』の実現を宣言し、地域の特性を活かしたバイオマスの活用や、木質バイオマス発電施設の稼働により、より一層環境にやさしいまちへと変化しようとしています。

さらに、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、2016（平成 28）年～2030（令和 12）年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

このような背景の中で令和 4 年 3 月に甲斐市環境基本計画（改訂版）の計画期間を終え、市のこれからのまちづくりが、我が国の持続可能な社会の実現に資するものとなり、次世代の市民まで見据えた誰しものが快適に暮らせる甲斐市となることを念頭に、第 2 次甲斐市環境基本計画を策定するものとします。

¹ COP21：COP(Conference Of Parties)とは国連気候変動枠組み条約締約国による会議である。条約採択の 3 年後である 1995 年に第一回が開かれた。COP21 はフランス・パリで開かれた 21 回目の会議で、同会議においてパリ協定が採択された。

² カーボンニュートラル：家庭や事業所が排出する温室効果ガスを省エネルギー活動により削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護といった「ほかの場所で吸収」することによって差し引きとしてゼロにする取組のこと。

³ ゼロカーボンシティ：二酸化炭素排出量を吸収量で相殺することで二酸化炭素排出量を実質ゼロにした自治体のこと。

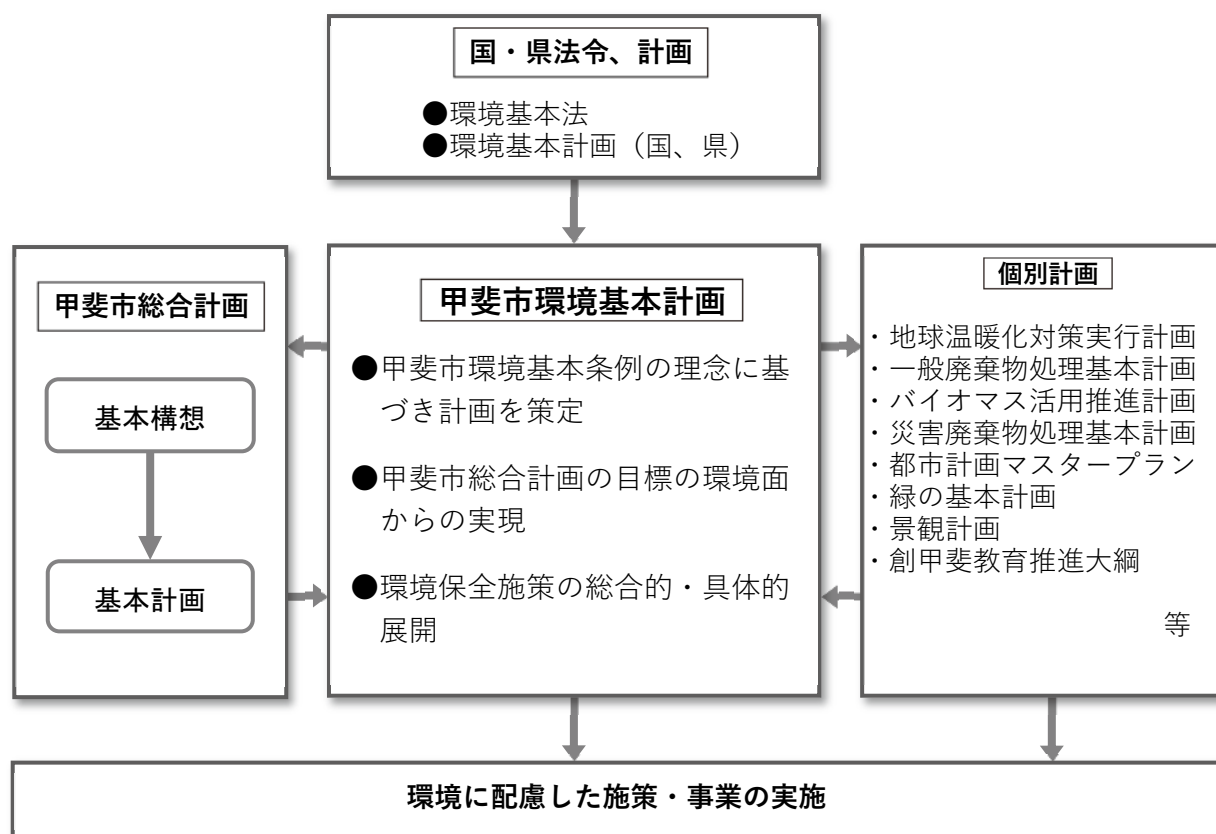
■世界と日本、本市の主な出来事

年	世界と日本の主な出来事	甲斐市の主な出来事
H24 (2012)	・国連持続可能な開発会議（リオ＋20） ・第4次環境基本計画閣議決定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・「再生可能エネルギー固定買取価格制度（FIT）」の開始	・甲斐市環境基本計画策定
H25 (2013)	・第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・2020年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標（2020年の温室効果ガス削減目標を2005年比で3.8%減とする）を表明	・甲斐市バイオマス活用推進計画策定
H26 (2014)	・第4次エネルギー基本計画閣議決定	
H27 (2015)	・「長期エネルギー需給見通し」を公表 ・COP21でパリ協定（地球温暖化のための新たな枠組み）採択 ・国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 ・日本の約束草案（2020年以降の温室効果ガス削減目標）を国連へ提出 ・「気候変動の影響への適応計画」の策定	・甲斐市バイオマス産業都市構想策定
H28 (2016)	・電力の小売全面自由化 ・パリ協定発効 ・「地球温暖化対策計画」閣議決定（2030年に2013年比26%削減） ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行 ・「エネルギー供給構造高度化法」の告示改正（令和12年度（2030年度）の非化石電源比率44%）	・第2次甲斐市総合計画策定 ・災害廃棄物処理基本計画策定
H29 (2017)	・ガスの小売全面自由化	・甲斐市環境基本計画（改訂版）策定
H30 (2018)	・「第5次環境基本計画」の閣議決定（環境・経済・社会の総合的向上） ・「気候変動適応法」の公布 ・「気候変動適応計画」の閣議決定	・第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画策定
H31 R1 (2019)	・第5次エネルギー基本計画閣議決定 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定	
R2 (2020)	・「2050年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案閣議決定 ・地球温暖化対策推進本部で、日本の2030年度における温室効果ガス削減目標を引き上げると発表、30年度の排出量を13年度比で46%削減する	・「ゼロカーボンシティ」宣言 ・第2次甲斐市総合計画後期基本計画策定
R4 (2022)		・第2次甲斐市環境基本計画策定

2 計画の位置付け

本計画は、「甲斐市環境基本条例」第9条に基づき、本市の環境行政に関する目標及び施策の方向を定め、推進するための基本的な事項を定めるものです。

また、「甲斐市総合計画」を上位計画とし、市における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合性を図り、本市の環境保全に関する各種施策を推進していくための基本的な方向性を示すものとなっています。



■甲斐市環境基本条例（前文）

私たちのまち甲斐市は、住宅地や田園、中山間地などが混在する中で、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園、御岳昇仙峡などのすばらしい自然や景観に恵まれ、信玄堤などの歴史的文化的遺産を継承しながら、利便性の高い都市機能を有する地域として発展してきた。

しかし、私たちは快適で便利な生活を求めて資源やエネルギーを大量に消費した結果、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境まで影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を守り、育み、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識に立ち、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、自主的で積極的な参画と協働により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現と、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第2次甲斐市総合計画（後期基本計画）」、そして令和6年度の策定が想定される「第3次甲斐市総合計画」の期間を勘案し、令和4年度～令和12年度までの9年間とします。このうち、前期計画期間の令和7年度を目途に、関連する計画の改定や社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しを行うものとし（前期期間：令和4年度～令和7年度、後期期間：令和8年度～令和12年度）。

■計画の期間

年 度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
第 2 次甲斐市 総合計画 後期基本計画													
(次期) 第 3 次甲斐市 総合計画													
				前期：5 年					後期：5 年				
第 2 次甲斐市 環境基本計画													
	前期：4 年				後期：5 年								

4 計画の対象

本計画の対象地域は市内全域とし、対象とする環境の要素は次のとおりとします。

■対象とする環境の要素

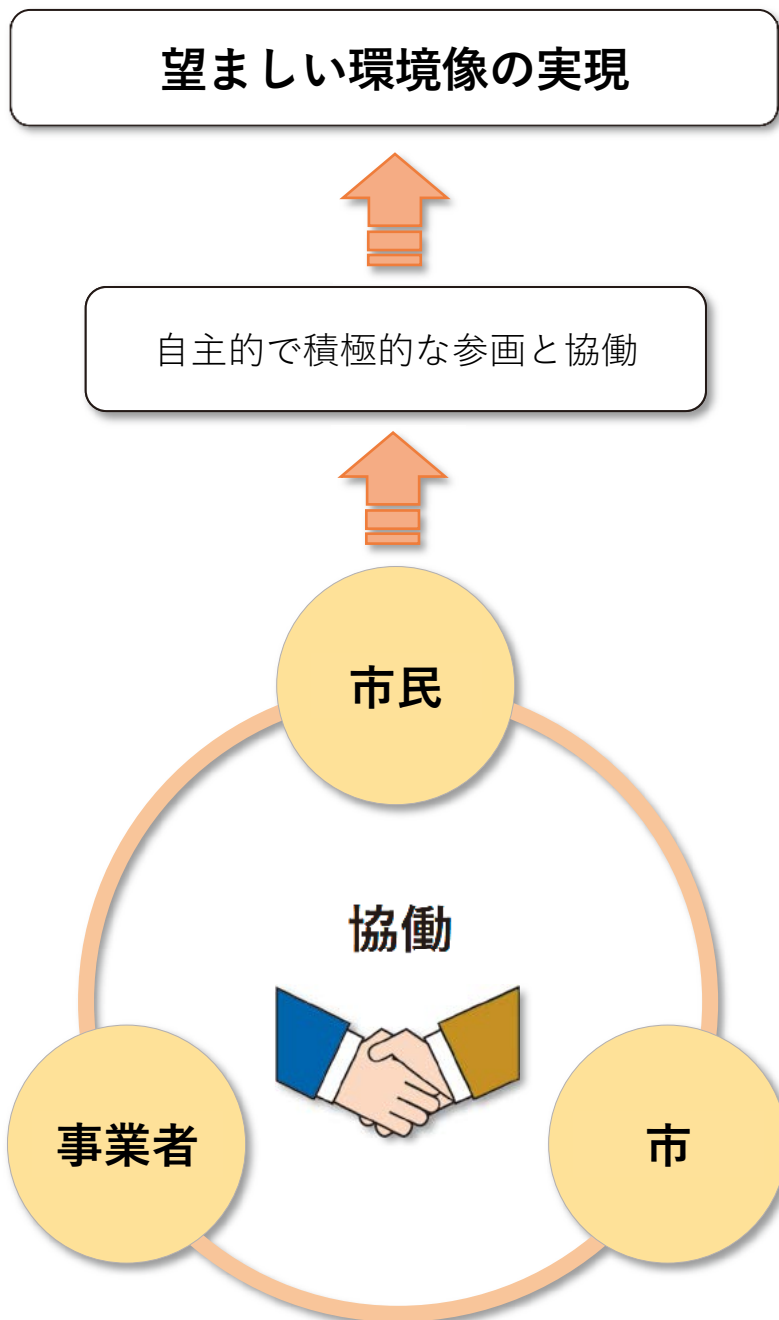
区 分	対象とする要素の概要
自然環境・生活環境	動植物や生態系、身近な環境汚染や都市型公害などに関わる環境について取り扱います。
資源循環	廃棄物の適正処理やリサイクルなどについて取り扱います。
地球環境	脱炭素社会の実現など地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。

5 望ましい環境像の実現と役割

5/6

本計画で示す望ましい環境像の実現を達成するために、市、市民及び事業者が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、共通の目的に向けて協力、連携を図っていくことが必要となります。

■望ましい環境像の実現と役割



第 2 章

甲斐市の環境の現況

1 甲斐市の概況	8
2 自然環境・生活環境に係る状況	17
3 資源循環に係る状況	24
4 地球環境に係る状況	28

1 甲斐市の概況

(1) 地勢・沿革

本市は、平成16年9月1日に旧中巨摩郡竜王町（竜王地区）、旧敷島町（敷島地区）、旧北巨摩郡双葉町（双葉地区）が合併して発足しました。

甲府盆地の中西部に位置し、北は北杜市、東は甲府市、西は韮崎市・南アルプス市、南は昭和町に接しています。総面積は71.95 km²で山梨県全体の1.6%を占めており、南北に長い地形となっています。

市の北部は森林資源の豊富な山岳や丘陵地帯が広がっており、その一部が秩父多摩甲斐国立公園に位置しています。河川は、甲斐駒ヶ岳を水源域とする釜無川のほか、荒川、貢川、塩川、亀沢川、鰻沢川、六反川、東川、坊沢川などが北から南へ流れています。中南部には釜無川左岸に展開する平野部があり、住宅地と農地が混在する市街化地域となっています。

近年では、中部横断自動車道の延伸や、新山梨環状道路北部区間の整備が計画されるなど、道路交通の結節点として重要な役割を果たしています。

■ 甲斐市の概況



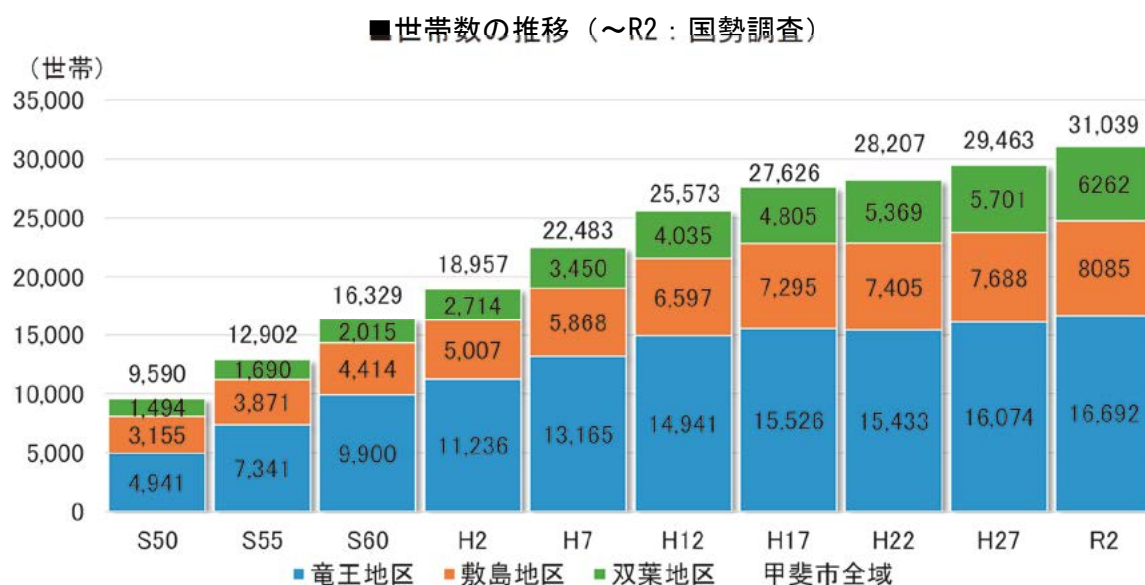
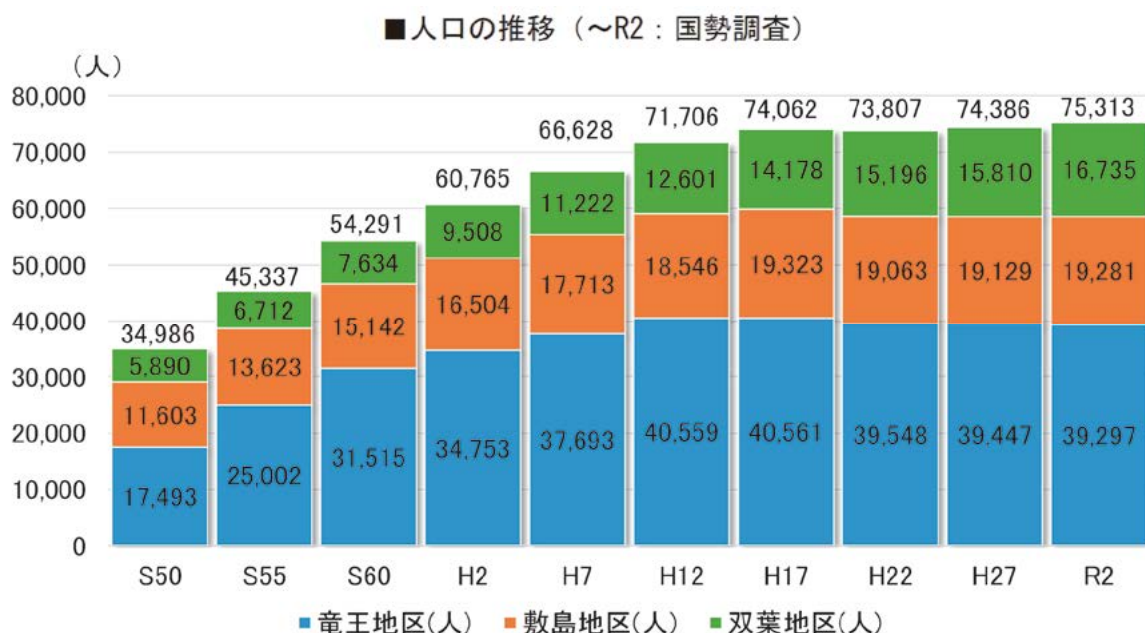
(2) 人口・世帯

人口は増加傾向が続いてきましたが、国勢調査ベースで平成 17 年以降はほぼ横ばいで推移しています。現行計画以降は住民基本台帳ベースで微増傾向となっています。

「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」では、令和 7 年（2025 年）の目標人口を 74,040 人とし、全国的な人口減少傾向が進む中で、74,000 人台を維持することを目標としています。

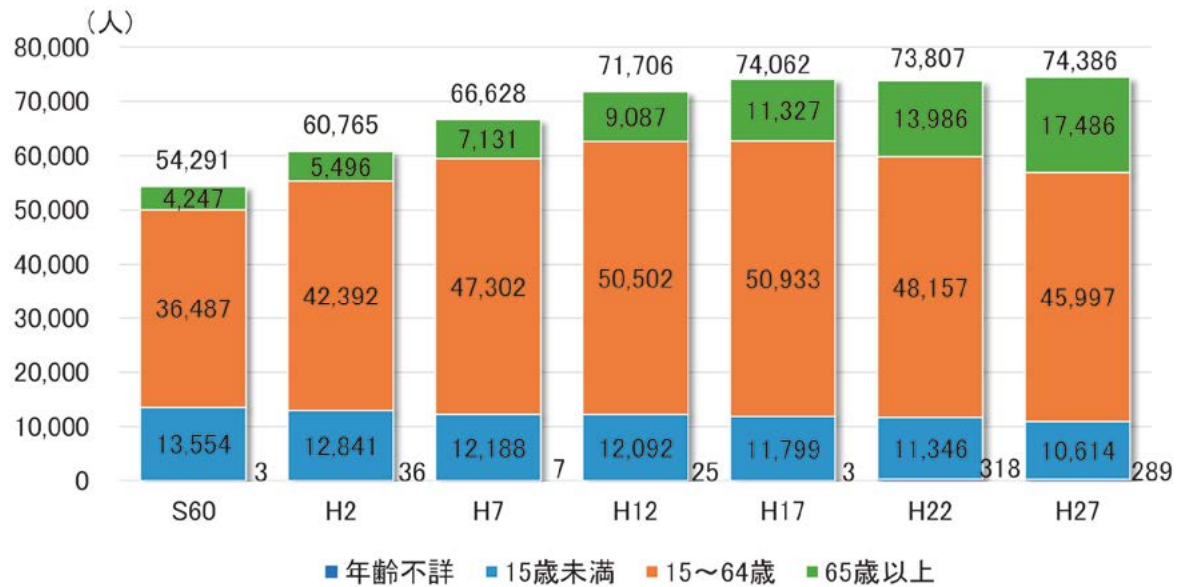
人口構成は県内でも比較的若く、高齢化率は国・山梨県より低い水準で推移しています。しかし、近年は 20 歳前後の人口の流出が目立ち、高齢人口が増加し少子高齢化の傾向が見られます。

人口の近年の横ばいから微増程度の推移に対して、世帯数は増加傾向であり、小世帯化が進んでいます。



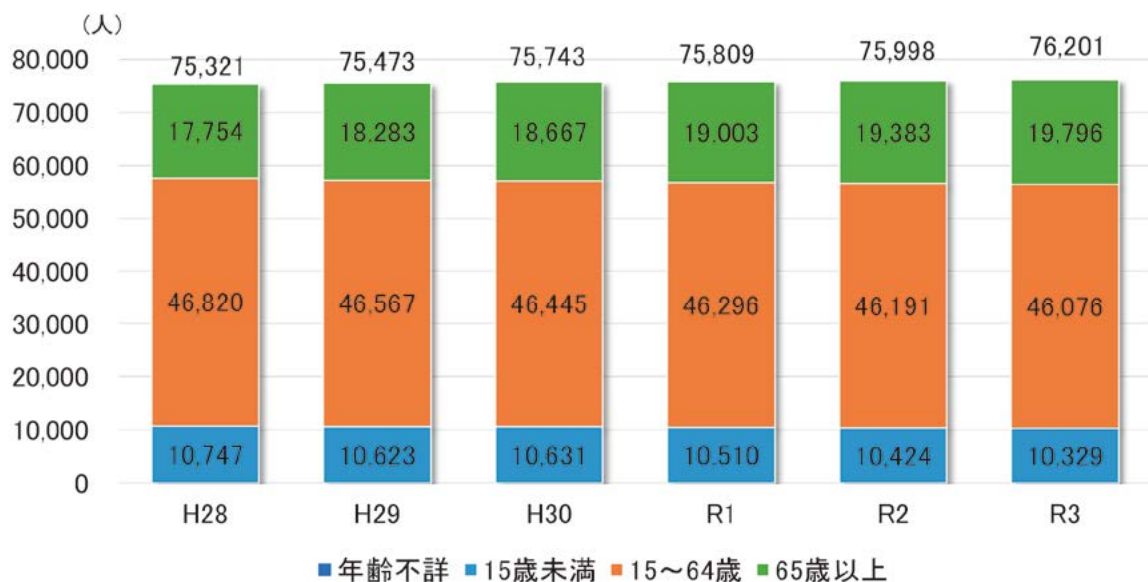
■年齢区分別人口の推移（～H27：国勢調査）

（各年10月1日現在）



■年齢区分別人口の推移（H28～：住民基本台帳）

（各年10月1日現在）



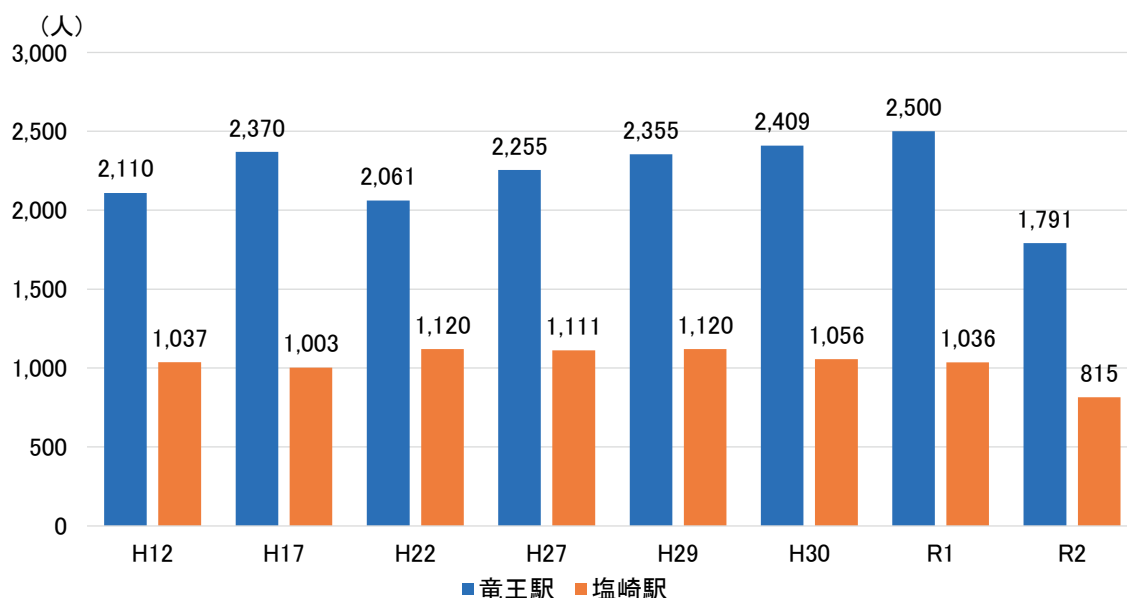
(3) 交通

市内の道路交通体系はＪＲ中央本線、中央自動車道、国道20号、国道52号で構成されています。また、本市を經由している中部横断自動車道が令和3年8月に山梨―静岡間が全線開通し、これらの幹線道路を、県道と市道がつなぎ、道路網が形成されています。

公共交通機関は鉄道とバスがあります。鉄道は、市内には竜王駅と塩崎駅の2つの駅があり、ＪＲ中央本線が市内を東西に走っています。竜王駅は平成20年に、塩崎駅は平成26年にそれぞれ新駅舎の供用を開始しました。竜王駅の1日平均の乗車人数は令和元年度まで増加傾向、塩崎駅の乗車人数は令和元年度まで横ばいで推移していましたが、両駅とも令和2年度には大きく減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化が要因と考えられます。

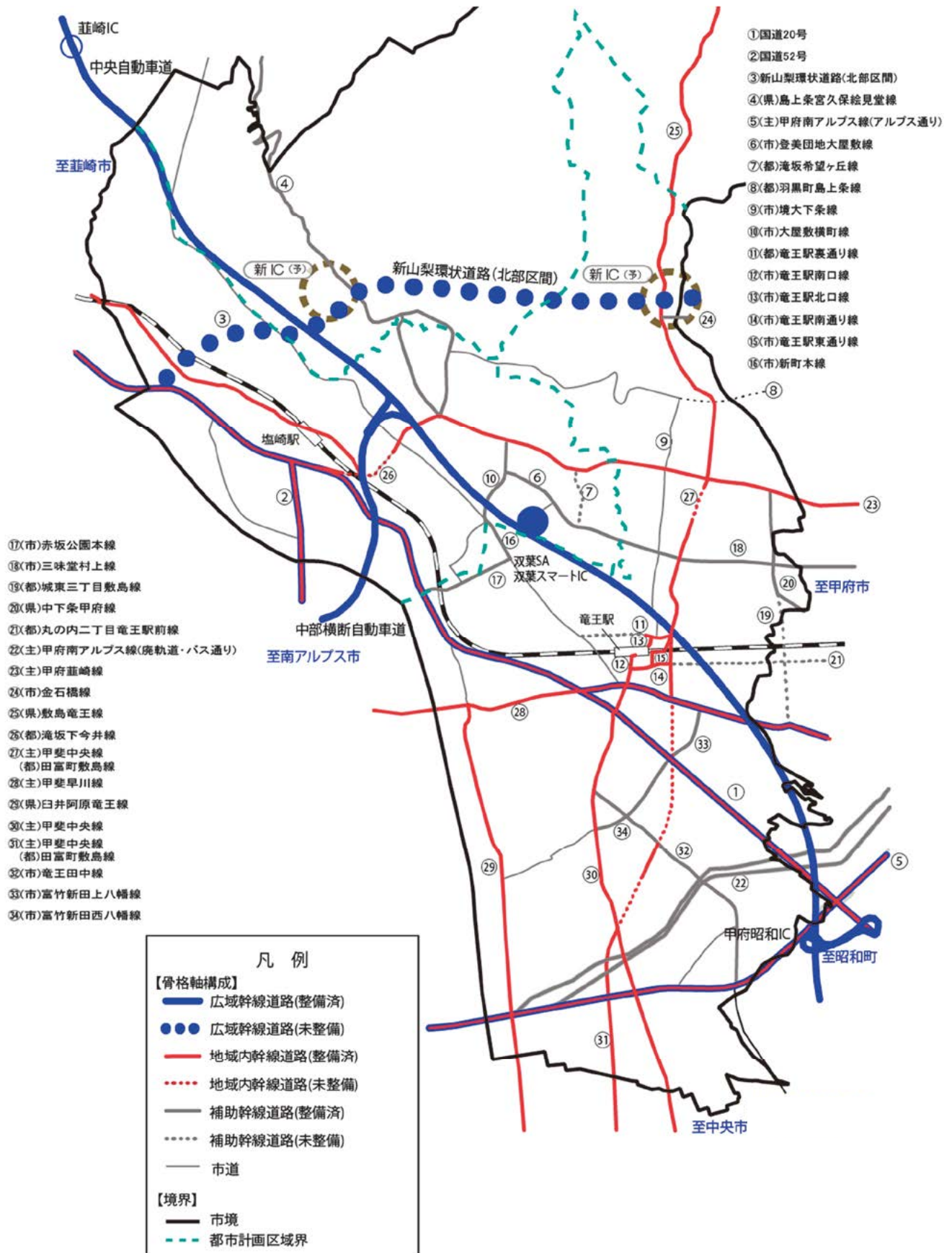
バスは、民間バス会社が甲府駅や甲府盆地西部地域との間で複数の路線バスを運行しているほか、市内8路線で甲斐市民バスを運行していますが、利用者は減少傾向にあります。公共交通は、高齢者など交通弱者の方々の外出など生活に欠かせないものであります。今後は、脱炭素化に向けて、公共交通機関の利用促進を図ることが重要となります。

■ JR各駅の1日の平均乗車人数



出典：東日本旅客鉄道株式会社ウェブサイト

■主要道路網・鉄道網図



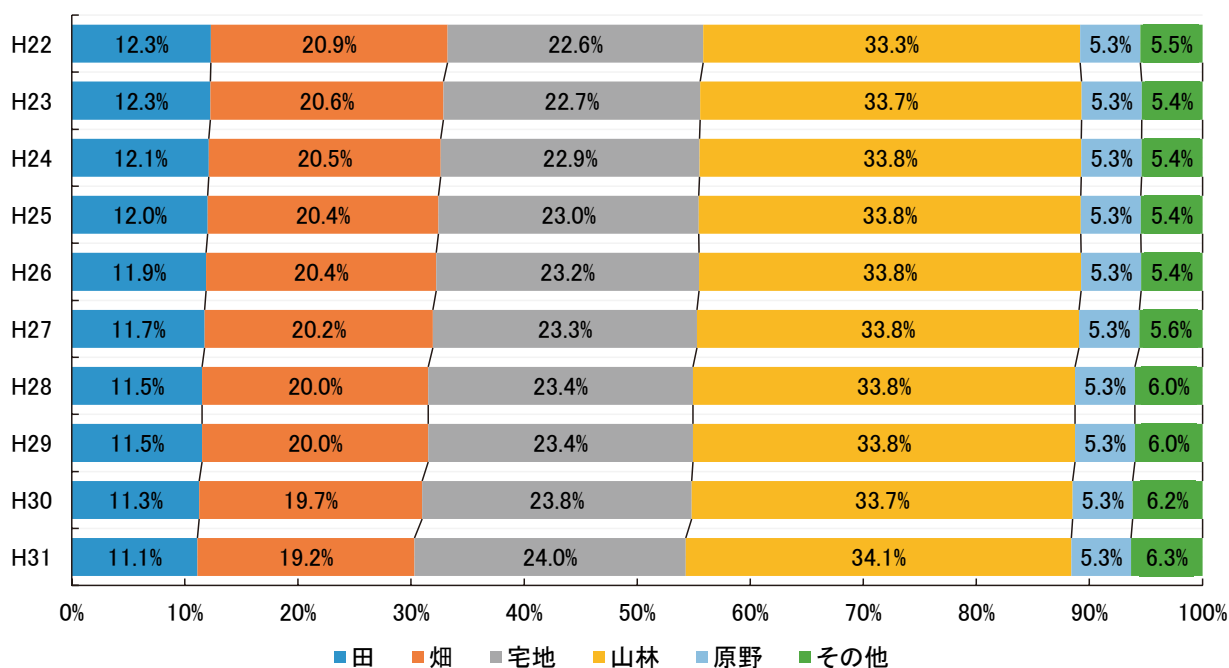
出典：甲斐市都市計画マスタープラン

(4) 土地利用

地目別土地利用構成比は、田畑が減少し、宅地が増加していることで農地が徐々に宅地化していることが伺えます。

市域の面積 7,195ha に対し、森林面積は 3,152ha と約 44%を占めていますが、山梨県内市町村の中では森林面積の割合は少ない方となっています。

■地目別土地利用面積割合の推移



出典：山梨県統計年鑑

■森林面積の状況

(ha)			
項 目	総面積	県有林	民有林
森林面積	3,152	912	2,241

出典：甲斐市森林整備計画

(5) 都市計画

都市計画区域⁴は市域全体の約 40%が指定されており、このうち甲府都市計画区域^{注 1}（竜王、敷島）には、市街化区域と市街化調整区域、韮崎都市計画区域^{注 2}（双葉）には、用途地域の指定がある区域と用途地域の指定がない区域が存在します。農業振興区域は 5,249ha であり、そのうち農用地区域は 1,076ha に指定されています。

■都市計画の状況

(単位：ha)

区 分		面 積			
		竜 王	敷 島	双 葉	合 計
行政区域総面積		1,280	4,029	1,886	7,195
都市計画区域総面積		1,280	668	904	2,852
市街化区域		800	399	-	1,199
用途地域の指定がある区域		-	-	234	234
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	143	103	71	317
	第 2 種低層住居専用地域	61	19	0	80
	第 1 種中高層住居専用地域	6	91	31	128
	第 2 種中高層住居専用地域	80	0	0	80
	第 1 種住居地域	331	142	119	592
	第 2 種住居地域	22	0	0	22
	準住居地域	60	0	0	60
	近隣商業地域	5	5	3	13
	準工業地域	13	39	10	62
	工業地域	79	0	0	79
市街化調整区域		480	269	-	749
用途地域の指定がない区域		-	-	670	670

注 1：竜王地区及び敷島地区は「甲府都市計画区域」へ属し、甲府都市計画区域は区域区分制度を導入している。

令和 3 年 3 月 5 日告示による数値

注 2：双葉地区は「韮崎都市計画区域」に属し、韮崎都市計画区域は区域区分制度を導入していない。

平成 13 年 12 月 6 日告示による数値

■農業振興地域の状況

(単位：ha)

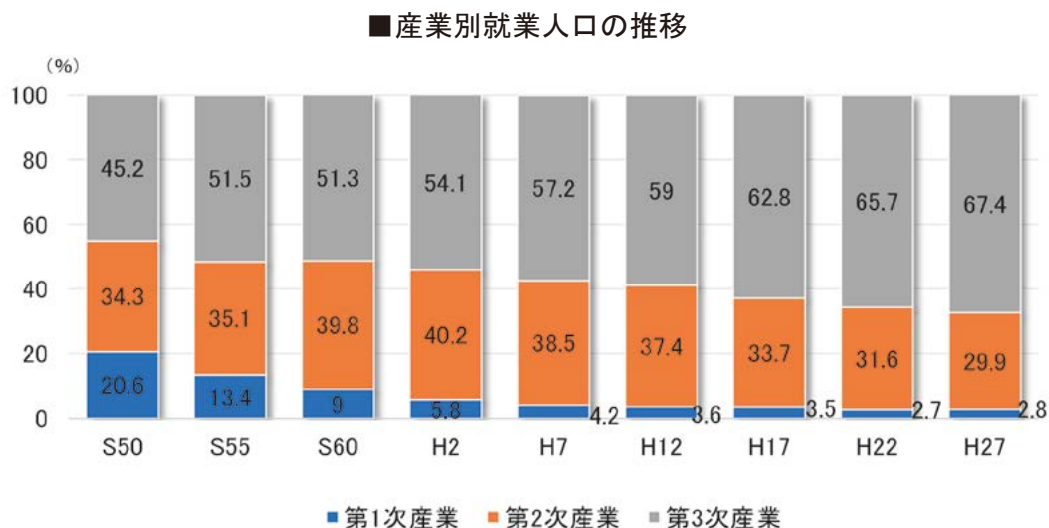
区 分			面 積
総 面 積			5,249.9
農業振興地域整備 計画面積	農用地区域		1,076.3
	用途	田	363.3
		畑	696.6
		農業用施設用地	16.4
	農用地区域以外		4,173.6

出典：令和 3 年版行政資料集

⁴ 都市計画区域：市または一定の要件を備える町村の市街地を含み一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要がある区域。

(6) 産業

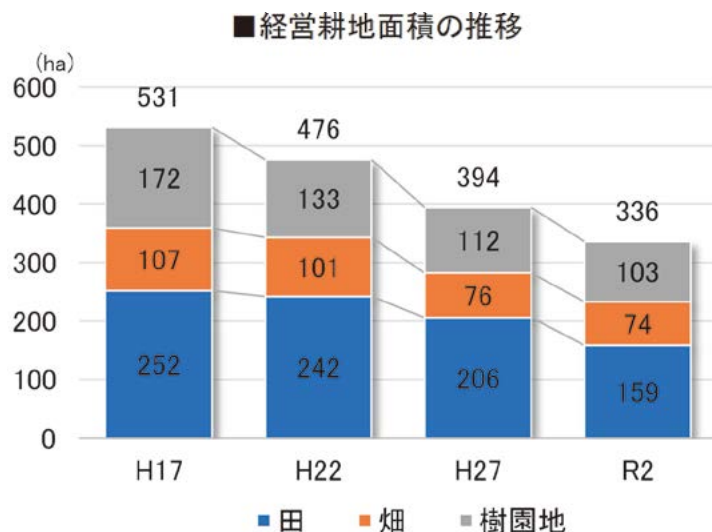
本市の産業構成は平成 27 年現在で第 1 次産業が 2.8%、第 2 次産業が 29.9%、第 3 次産業が 67.4%となっており、第 1 次産業、第 2 次産業が減少傾向、第 3 次産業は増加傾向を示しています。



出典：国勢調査

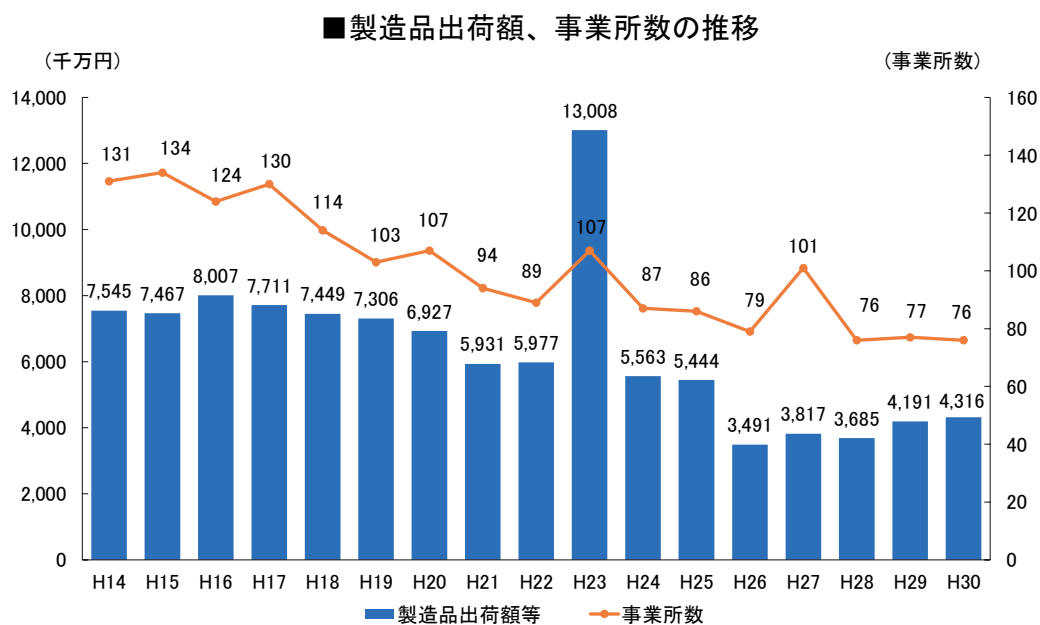
本市の農業は果樹や稲作を中心に展開されています。丘陵地などでは、ぶどう、梅、桃、さくらんぼなどの果樹栽培や棚田での稲作、平地などでは、稲作や畑では里芋、白菜、大根、玉ねぎなどの野菜栽培が行われています。市の特産品として伝統野菜のやはたいもが生産されています。

農業の経営耕作面積は、令和 2 年度現在で田が 159ha、畑が 74ha、樹園地が 103ha となっており、年々減少傾向となっています。



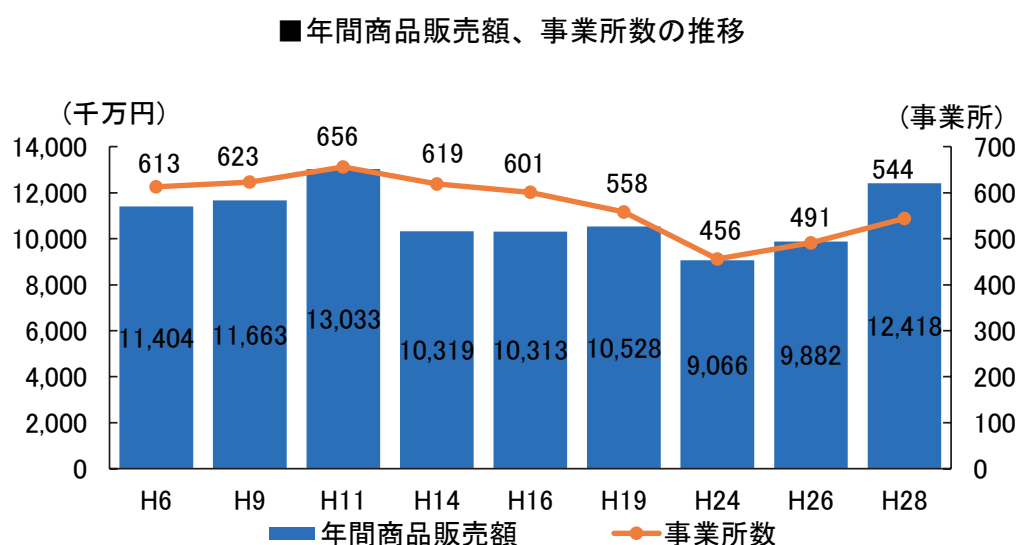
出典：農林業センサス

工業は、大手半導体メーカーが工場を閉鎖した影響により、製造品出荷額が減少しましたが、近年は少しずつ回復傾向にあります。なお、平成 23 年度製造品出荷額が多いのは、特定の 1 社の出荷額が増加したためと考えられます。



出典：工業統計調査

商業は、近年では大型商業施設を核とした商業施設が集積し、事業所数、年間商品販売額とともに増加傾向となっています。



出典：商業統計調査

2 自然環境・生活環境に係る状況

(1) 動植物の生息状況

本市は、敷島地区を中心とした山地山岳、丘陵地帯に広がる緑の環境、平野部では釜無川や荒川を中心とした水辺の環境を中心として、多様な生きものが生息しています。甲斐市及び周辺で生息している可能性がある主な重要種（2018 山梨県レッドデータブックに記載されている種）としては、以下が挙げられます。

■主な重要種

分類	科名	種名	県	国
鳥類	タカ科	チュウヒ	EN	EN
	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	NT	—
昆虫類	シジミチョウ科	シルビアシジミ	EN	EN
	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ	EN	EN
		ヘリグロチャバネセセリ	VU	—
	タテハチョウ科	クロヒカゲモドキ	EN	EN
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	EN	VU
	クワガタムシ科	オオクワガタ	EN	VU
両生類	アカガエル科	ナガレタゴガエル	N	—
哺乳類	リス科	ニホンリス	N	—
	ウサギ科	ニホンノウサギ	N	—

(EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、N：要注目種)



出典：山梨県ウェブサイト

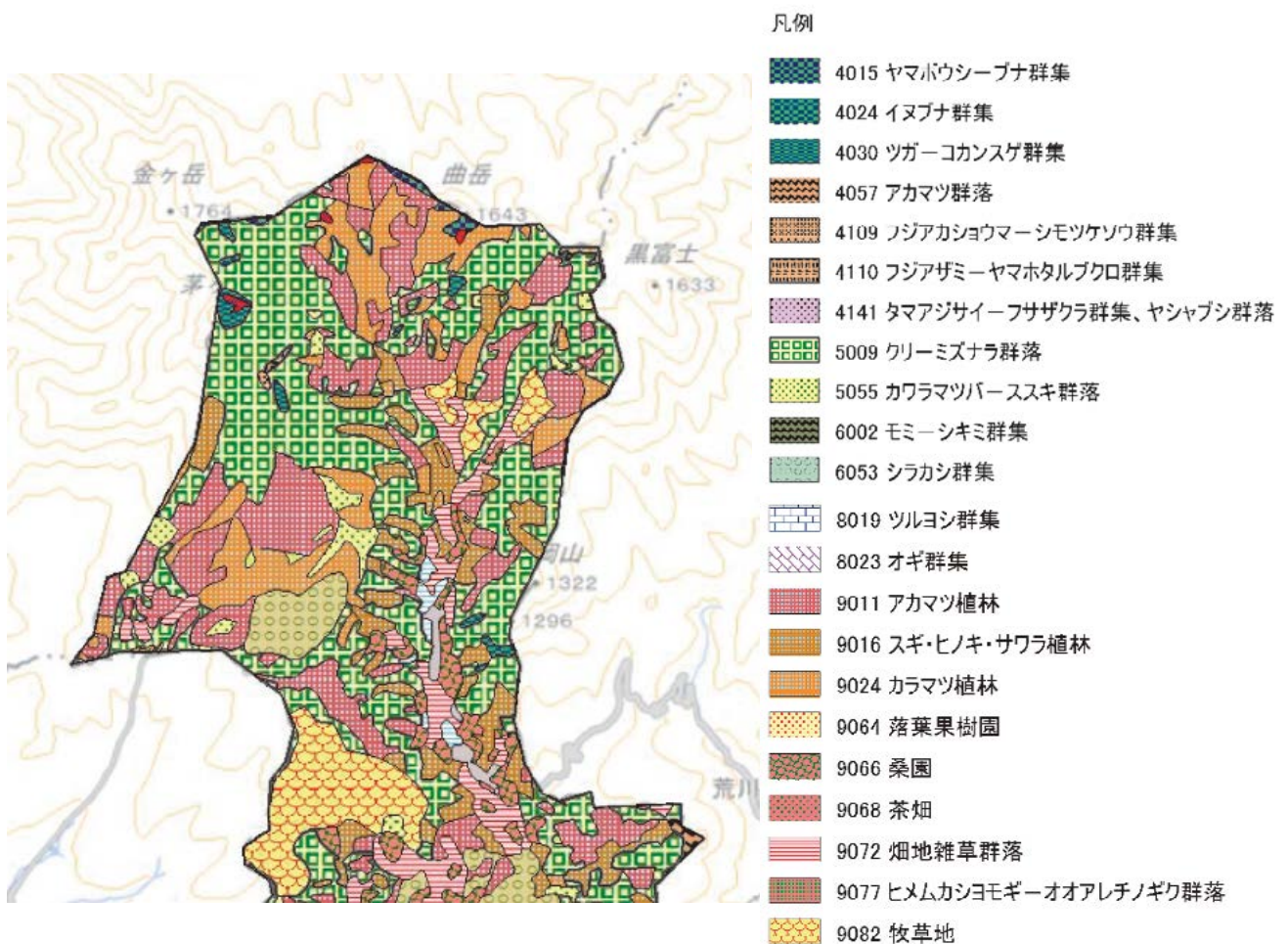
(2) 植生の状況

本市は面積の約4割が森林に被われていますが、大部分が代償植生(人間の手が加えられた後に成立した植生)で占められており、茅ヶ岳東側斜面及び曲岳南斜面には、ブナクラス域(冷温帯域)の代償植生であるクリ・ミズナラ群落(標高が高く涼しい地域に成立するクリやミズナラなどで構成される群落であり、過去に伐採などで人間の手が加えられた二次林)が見られます。また、山地から丘陵地に移行する地域では、農用林としての利用が図られてきたクヌギ・コナラ群落が分布しています。

古くから人間の手が加えられてきた尾根筋にはアカマツ植林、沢筋や比較的傾斜が緩やかな斜面にはスギ・ヒノキ植林が見られます。この他、わずかにみられる自然植生として、秩父多摩甲斐国立公園地域内にアカマツ群落があります。

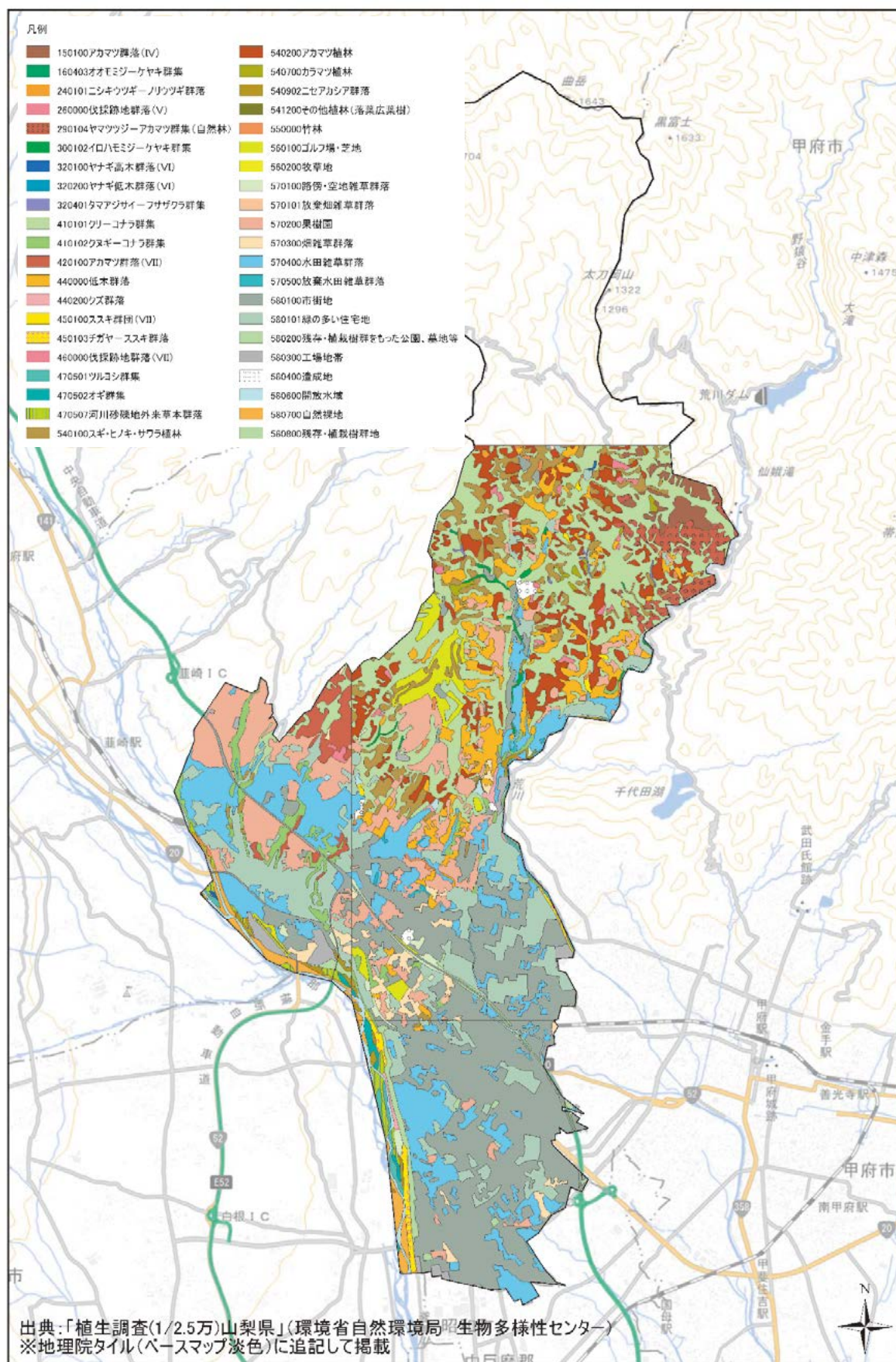
平野部においては、双葉地区を中心に果樹園が分布しています。

■現存植生図（北部）



出典：植生調査(1/5万)山梨県（環境省自然環境局生物多様性センター）

■現存植生図（北部以外）

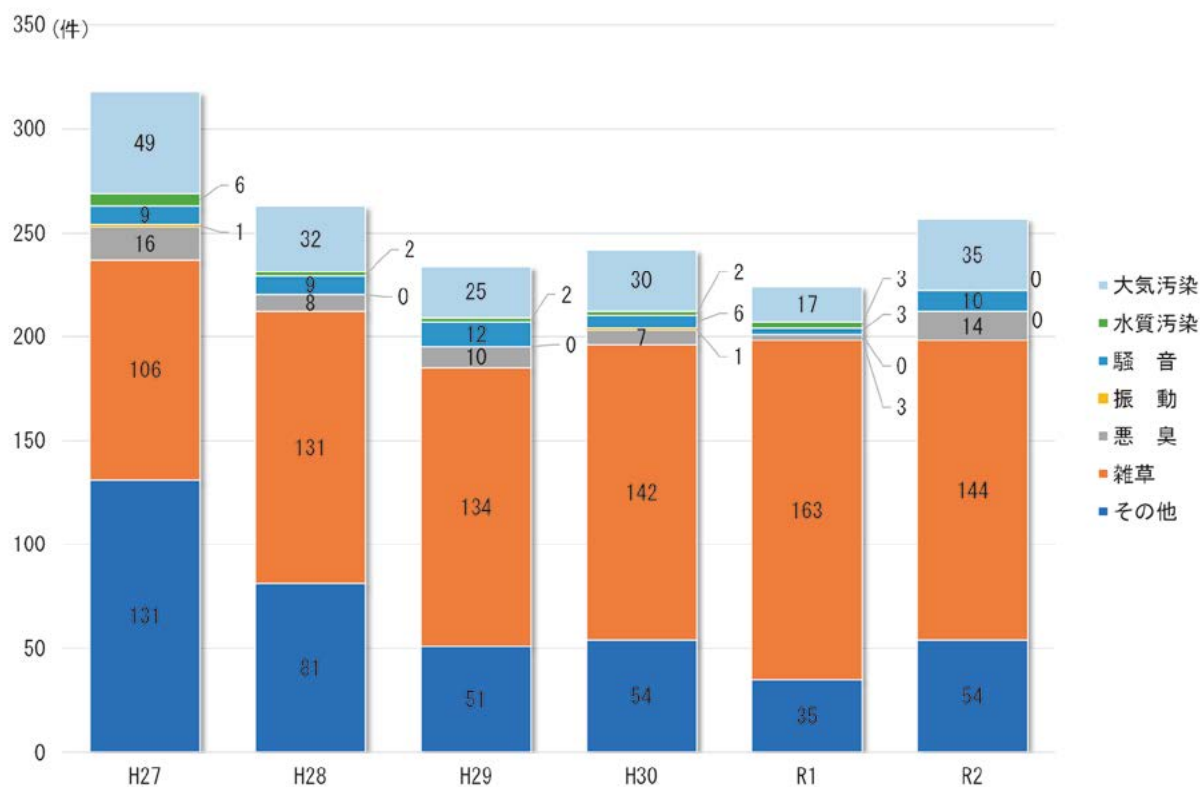


(3) 公害苦情

本市に寄せられる苦情は、全体では横ばいから減少傾向となっています。苦情の内訳は、雑草の繁茂（害虫等の発生）に関するものが多くなっています。次いで、大気汚染に係る苦情が多くなっていますが、そのほとんどは野焼きに関する苦情であり、年度により増減があるものの、30件前後を推移しています。

工場や事業所等に起因する苦情はほとんどなく、日常生活に起因する苦情が多くなっています。

■ 公害苦情の状況



出典：行政資料集

(4) 大気質、騒音の状況

市内には大気常時観測局は設置されていませんが、近隣市に設置されている大気常時観測局において顕著な大気汚染は認められず、本市も良好な大気が維持されているものと考えられます。

騒音については、令和2年度に実施された市内における騒音の常時監視結果（面的評価）では、山梨県全体の環境基準達成率が95.3%であったのに対し、それ以下となった路線は2か所となっています。

■自動車騒音の常時監視の状況（令和2年度）

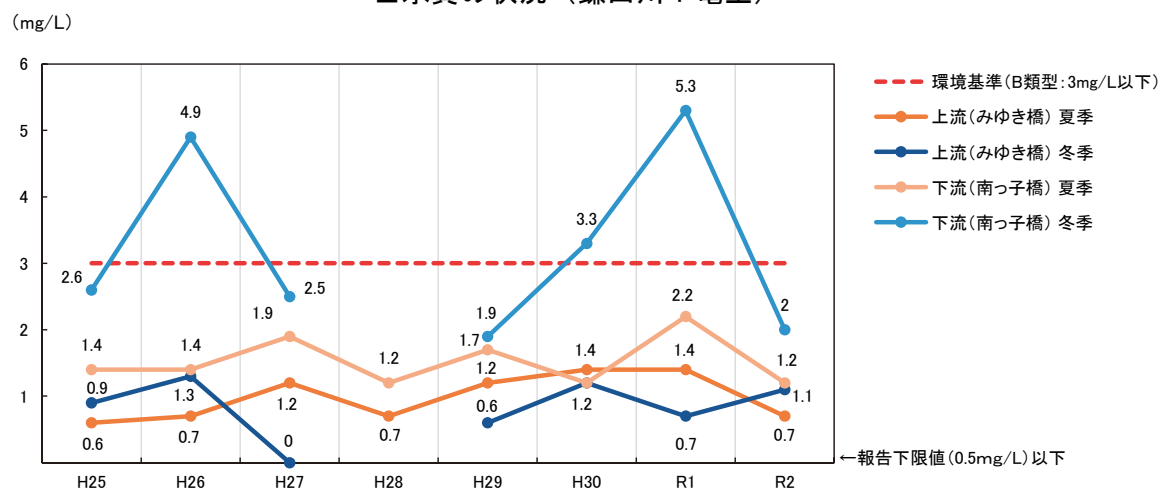
No.	路線名	評価対象区域	住居等の 戸数	昼夜間ともに 環境基準を達成	
			(戸)	(戸)	(%)
1	一般国道52号	甲斐市下今井	42	42	100.0
2	甲府南アルプス線	甲斐市万才-西八幡	482	480	99.6
3	中下条甲府線	甲斐市島上条-長塚	280	280	100.0
4	甲斐芦安線	甲斐市竜王	168	164	97.6
5	甲斐中央線	甲斐市西八幡-玉川	225	224	99.6
6	敷島竜王線	甲斐市下福沢-島上条	429	428	99.8
7	甲斐中央線	甲斐市富竹新田-西八幡	409	347	84.8
8	韮崎昇仙峡線	甲斐市亀沢-下福沢	55	55	100.0
9	島上条宮久保絵見堂線	甲斐市龍地-宇津谷	145	145	100.0
10	中央自動車道西宮線	甲斐市龍地-下今井	140	140	100.0
11	甲府韮崎線	甲斐市中下条-下今井	519	519	100.0
12	甲斐中央線	甲斐市中下条-富竹新田	370	366	98.9
13	中央自動車道西宮線	甲斐市富竹新田-龍地	533	533	100.0
14	中部横断自動車道	甲斐市龍地-下今井	32	32	100.0
15	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡	5	4	80.0
16	中央自動車道西宮線	甲斐市岩森	25	25	100.0
17	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡	170	170	100.0
18	甲斐中央線	甲斐市西八幡	224	224	100.0
19	一般国道20号	甲斐市富竹新田-下今井	256	231	90.2
20	一般国道52号	甲斐市富竹新田-名取	270	270	100.0
21	甲府韮崎線	甲斐市下今井-宇津谷	265	265	100.0
22	一般国道20号	甲斐市下今井-宇津谷	82	81	98.8
23	甲府昇仙峡線	甲斐市吉沢	79	79	100.0
24	臼井阿原竜王線	甲斐市西八幡-竜王	37	37	100.0

(5) 水質の状況

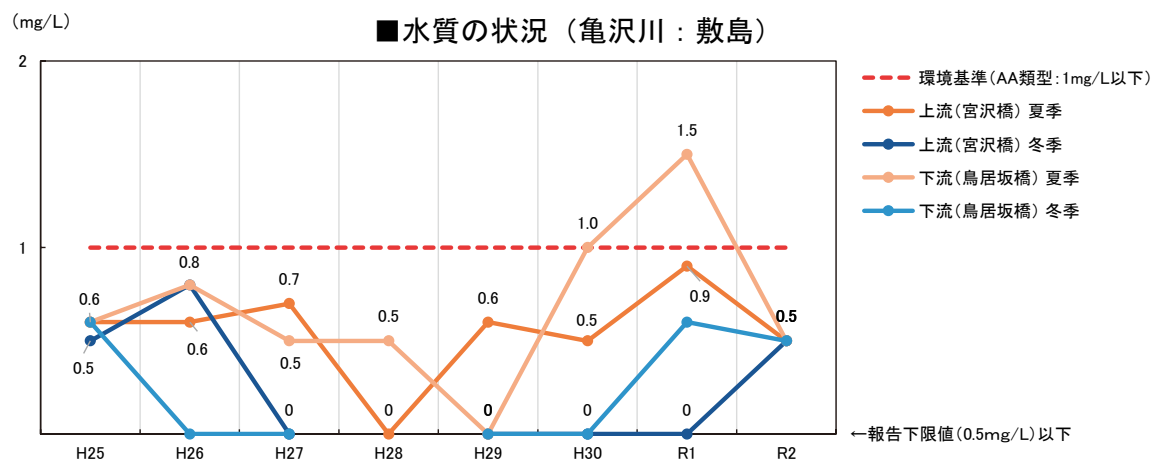
市内河川の生物化学的酸素要求量(BOD)⁵は、令和2年度は夏季において坊沢川の上流、下流で、冬季では貢川の上流、坊沢川の上流、下流で環境基準を超過していました。

近年は、市内の河川全体で環境基準を超過する割合が多くなってきていますが、これは、都市化が進むことによる生活排水の影響とともに、近年の猛暑に伴う水量の低下によるものと考えられます。

■水質の状況（鎌田川：竜王）



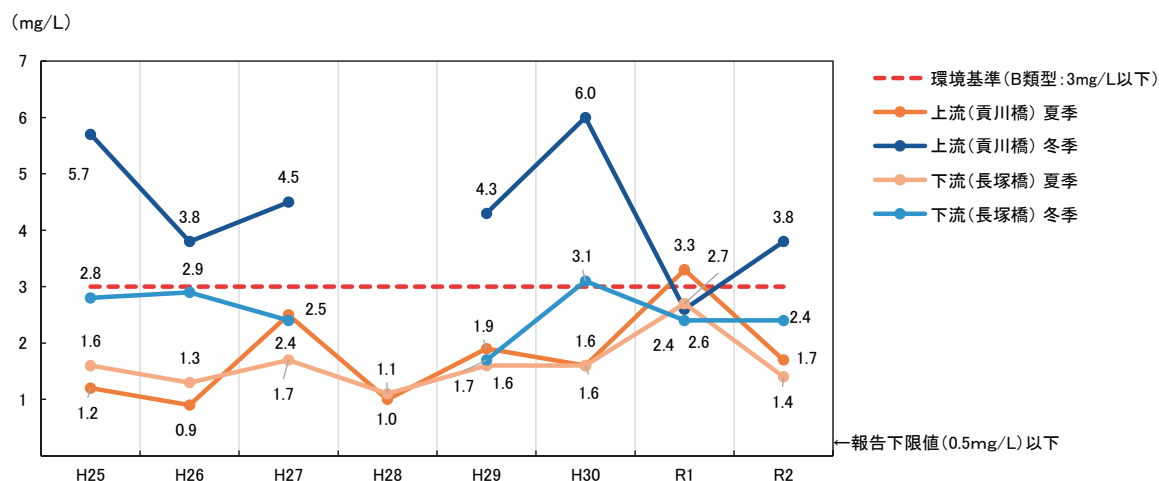
■水質の状況（亀沢川：敷島）



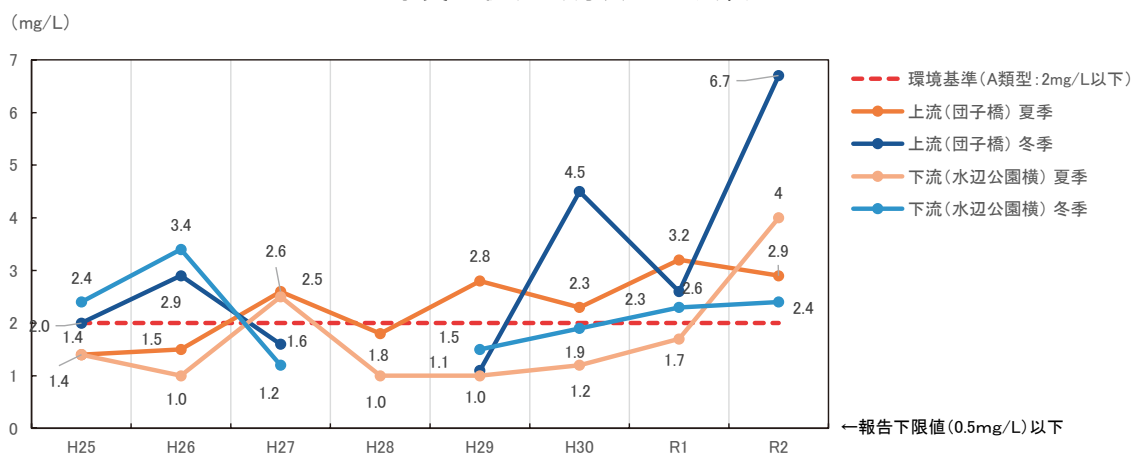
出典：河川水質検査結果

⁵ 生物化学的酸素要求量(BOD)：水中の有機物を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量で、水質汚染度合いを示す指標の1つ。数値が大きいくほど水質汚濁が著しいことを表す。

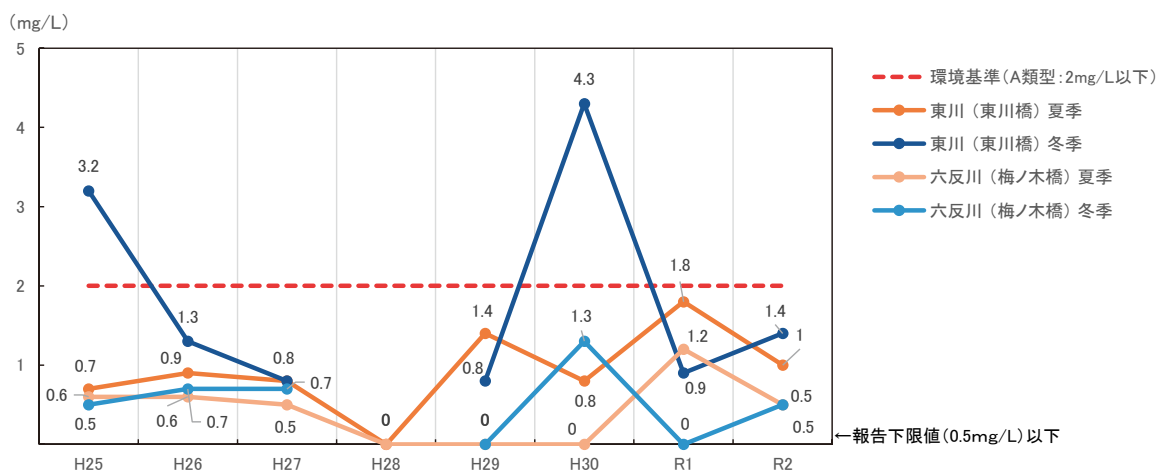
■水質の状況（貢川：敷島）



■水質の状況（坊沢川：双葉）



■水質の状況（東川、六反川：双葉）



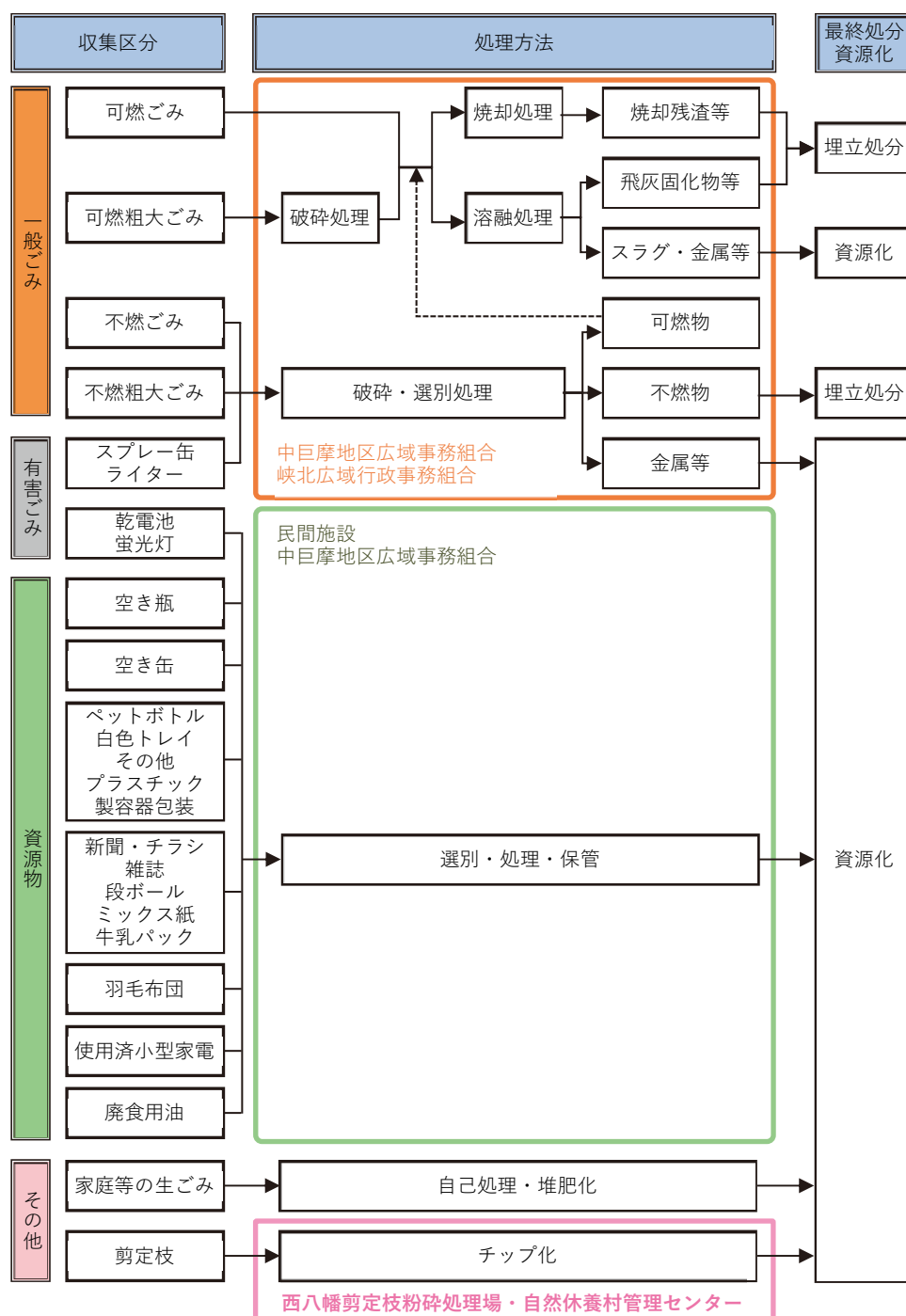
出典：河川水質検査結果

3 資源循環に係る状況

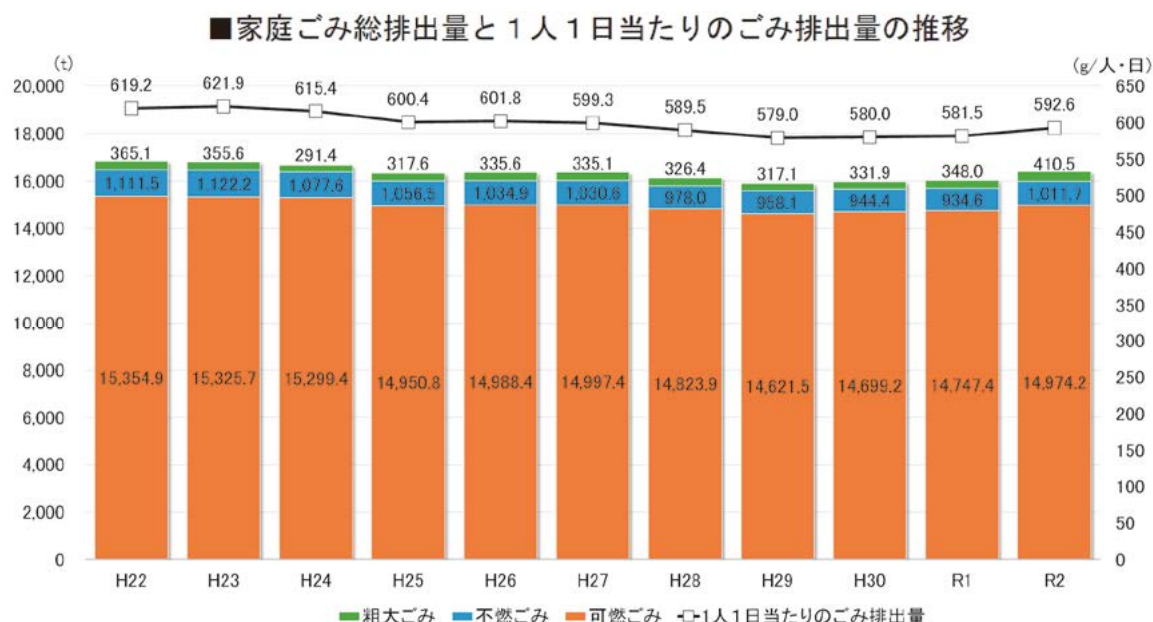
(1) 廃棄物の状況

本市のごみ処理体制は、竜王地区は甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町、富士川町の 3 市 3 町で構成される中巨摩地区広域事務組合、敷島・双葉地区は甲斐市、韮崎市、北杜市の 3 市により構成される峡北広域行政事務組合において、それぞれ処理されています。なお、現在ごみ処理場の一元化が計画されていて、近い将来、ごみ処理体制が変わる見通しとなっています。

■ごみ処理体制の概要

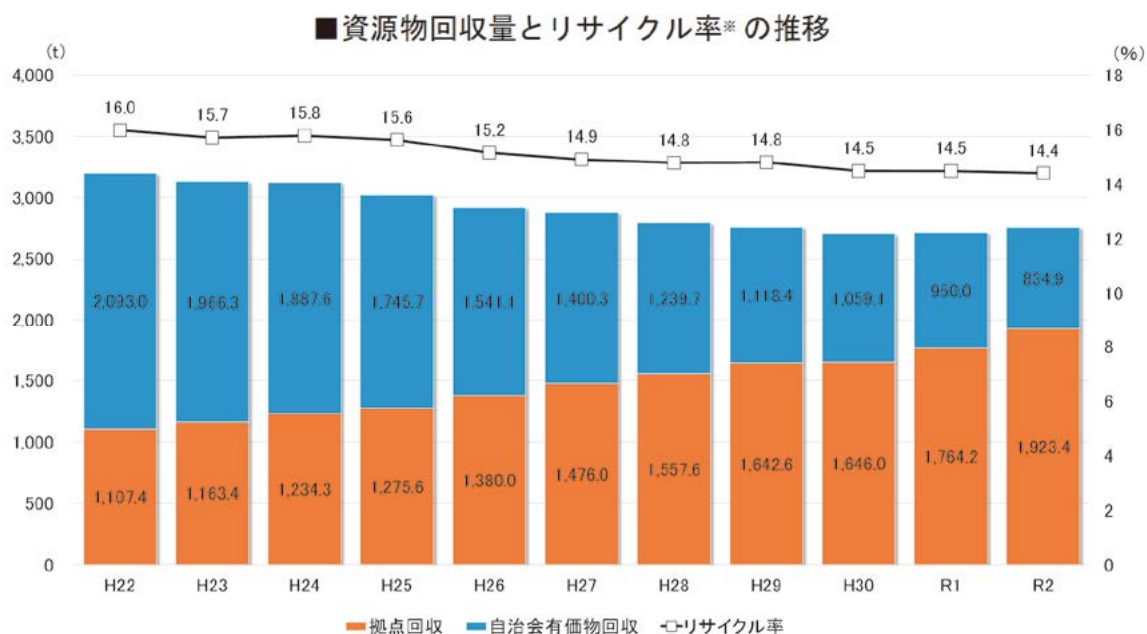


本市の家庭ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、平成22年度以降減少傾向であり、平成29年度からは横ばいから微増傾向となっています。家庭ごみ排出量は令和2年度は16,396.4tとなっており、可燃ごみが全体の90%以上を占めています。平成22年度と比較すると435.1t、約2.6%減少しています。



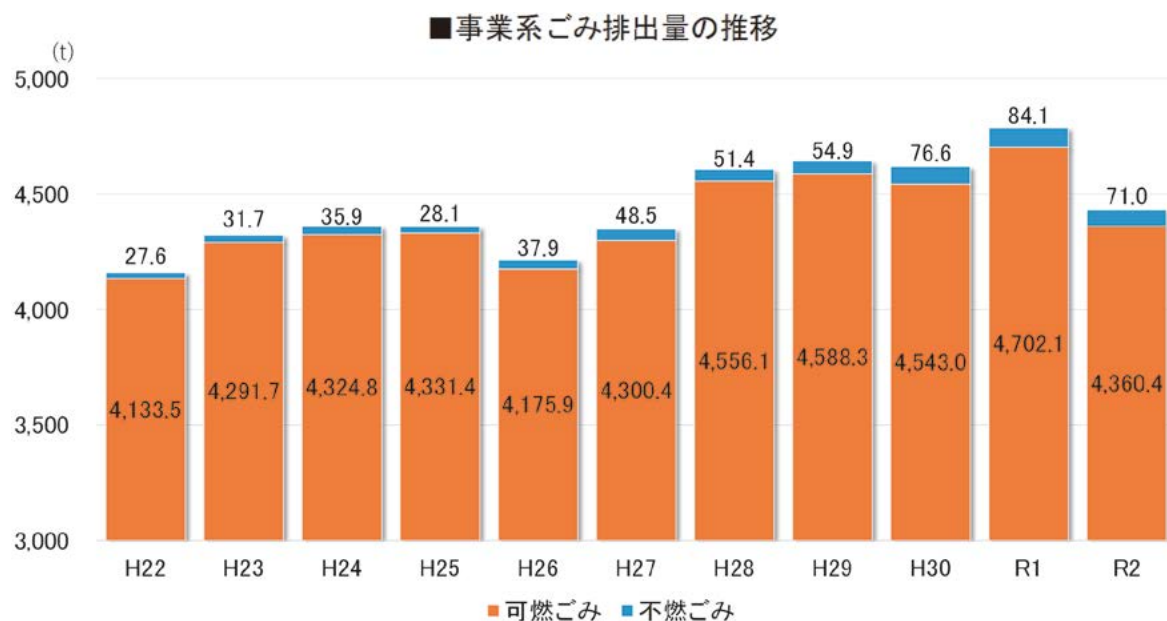
本市の資源物回収量は平成22年度以降減少傾向であり、令和2年度は2,758.3tとなっています。自治会有価回収は平成22年度と比較すると1,258.1t、約60%減少しています。拠点回収は平成22年度と比較すると816t、約74%増加しています。

リサイクル率は平成22年度以降減少傾向にあり、令和2年度は14.4%となっています。平成22年度と比較すると約1.6%減少しています。



※資源物回収量÷(家庭系ごみ排出量+資源物回収量)×100で求められ、民間資源物回収の推定値を除いたもの。

本市の事業系ごみ排出量は平成 22 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年度は 4,431.4t となっています。平成 22 年度と比較すると 270.3t、約 6.5%増加しています。

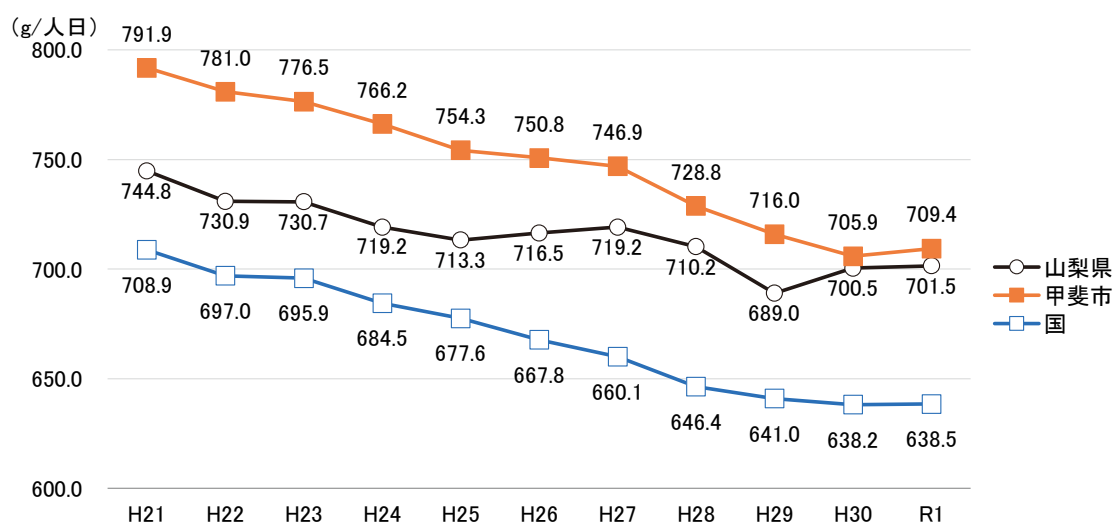


リサイクルステーション（竜王庁舎前）の様子

次に、環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査を基に、国及び山梨県の状況と比較します。

本市の家庭系ごみの1人1日当たりの排出量はかつて県平均よりも多い状況にありましたが、減少傾向が続き近年は県平均とほぼ同水準となっています。一方で国と比較すると大きく上回っています。

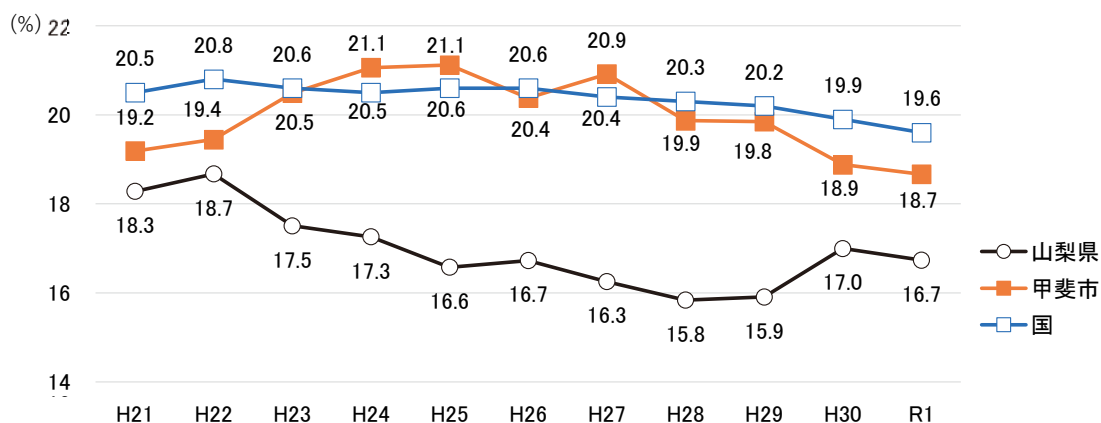
■1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

本市のリサイクル率は県平均を上回っている一方、国平均と比較すると平成29年度までは同水準にありますが、平成30年以降はやや下回っています。リサイクル率は国、県、市ともに減少傾向となっています。

■リサイクル率の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※一般廃棄物処理事業実態調査における上記「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」及び「リサイクル率」は、本市における算定方法と異なることから、前述した数値とは合致していません。

4 地球環境に係る状況

(1) バイオマス資源の状況

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの」です。

バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があり、身近なバイオマスとしては、「生ごみ」、「廃食用油」、「下水汚泥」、「家畜排せつ物」、「木材」などがあります。

本市では、平成25年3月に甲斐市バイオマス活用推進計画を策定し、廃棄物の減量化・資源化のため、甲斐市バイオマスセンターにおいて学校や保育園の給食から出る生ごみを活用した液肥生成、剪定枝のチップ化事業、廃食用油の燃料化（BDF）などの取組を行ってきました。

さらに、平成27年7月に「甲斐市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成27年度から令和6年度の10年間で、特に「生ごみ」と「木材」のバイオマスに着目して、これまで廃棄や放置されていたものなどをバイオマス資源として利活用し、環境にやさしく災害に強い、持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

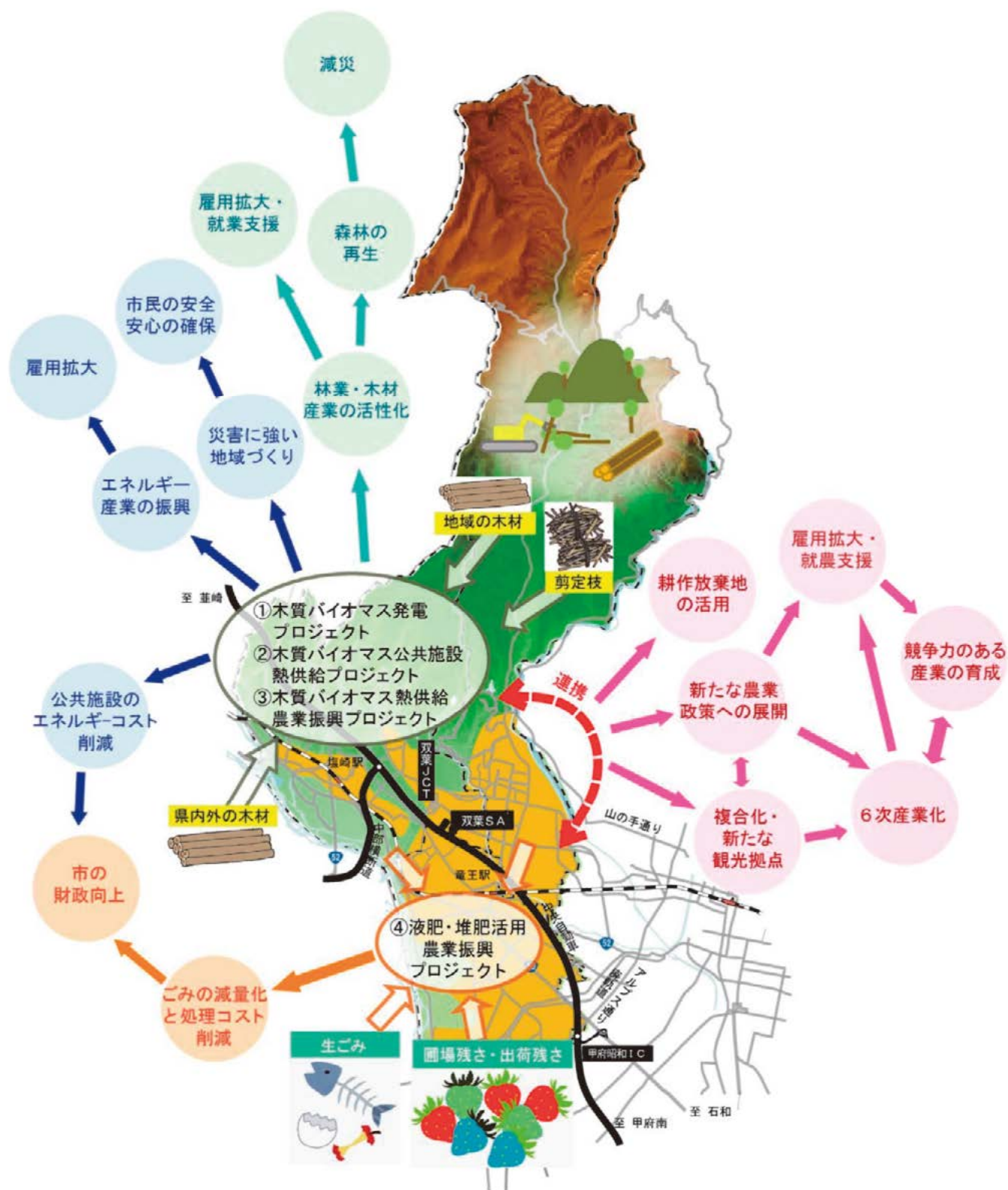
令和6年度初頭の稼働を目指し、松くい虫被害木や林地残材、せん定枝、建材等として活用されない木材からなる木質バイオマスを燃料とする発電計画を推進しています。

■木質バイオマスの利用状況と目標

区 分	H27 時点	R6 目標
廃棄物系バイオマス	60.3%	79.2%
食品系廃棄物	9.2%	35.4%
剪定枝	42.3%	60.0%
未利用系バイオマス	7.4%	30.5%
間伐材	4.3%	80.0%
林地残材	0.0%	80.3%
バイオマス合計	51.3%	71.0%

出典：甲斐市バイオマス産業都市構想

■甲斐市バイオマス産業都市構想の各事業の位置付け



出典：甲斐市バイオマス産業都市構想

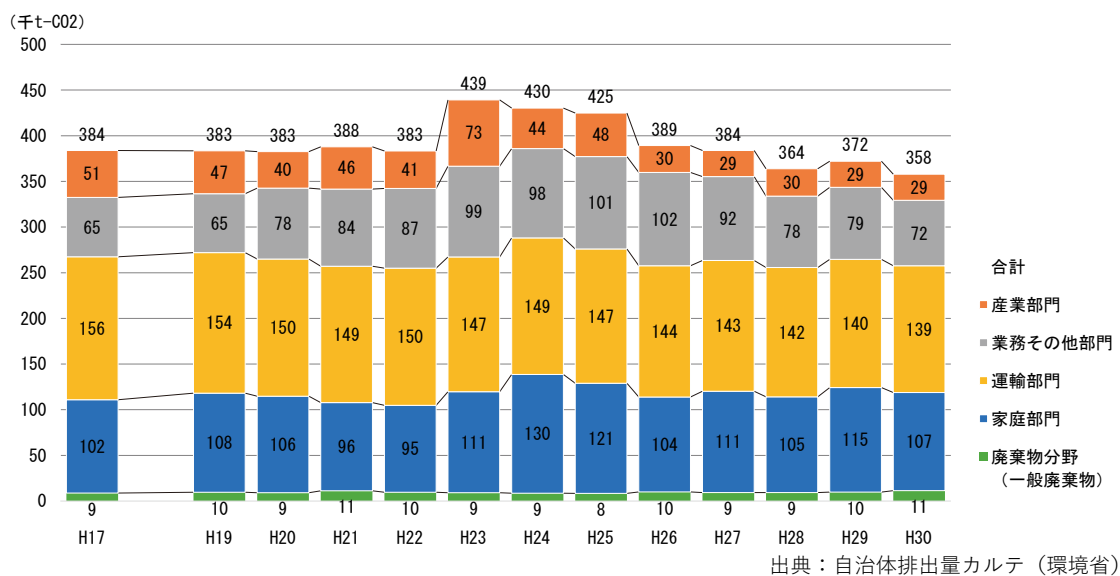
(2) 温室効果ガス排出量の状況

環境省の自治体排出量カルテによると、甲斐市全域から排出される二酸化炭素は、H30年度で358千t-CO₂⁶となっています。

排出量は、平成23年度を境に減少傾向を示していますが、近年では横ばい傾向となっています。部門全体として減少傾向となっているのは産業部門の活動量（製造品出荷額等）が減少していることに起因するものとなっています。

排出量の内訳の割合は多い部門から、運輸部門の39%、家庭部門の30%、業務その他部門の20%、産業部門の8%、一般廃棄物の3%となっています。

■ 甲斐市全域から排出される二酸化炭素排出量の推移



■ 甲斐市全域から排出される二酸化炭素排出量の内訳（平成30年度）

部 門		排出量(千 t-CO ₂)	構成比		
合 計			358	100%	
	産業部門		29	8%	
	製造業	製造業	18	5%	
		建設業・鉱業	5	1%	
		農林水産業	6	2%	
		業務その他部門	72	20%	
	家庭部門		107	30%	
	運輸部門	139		39%	
		自動車	134	37%	
			旅客	86	24%
			貨物	48	13%
		鉄道	5	1%	
		船舶	0	0%	
廃棄物分野（一般廃棄物）		11	3%		

出典：自治体排出量カルテ（環境省）

⁶ t-CO₂：温室効果ガスの発生量(重量 t) を表す単位のこと。原理的には、地球温暖化係数(あるいは排出係数)の異なる6種類の温室効果ガスをCO₂基準で換算して重量で表したものだ。

第 3 章

甲斐市の環境課題

1 自然環境・生活環境に係る課題	32
2 資源循環に係る課題	36
3 地球環境に係る課題	37
4 その他の課題	38

1 自然環境・生活環境に係る課題

(1) 自然環境

本市は、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園を背景に、緑豊かな山地や丘陵地、平野部においても釜無川や荒川などをはじめ、豊かな自然に恵まれています。

一方、本市の豊かな自然は、林業や農業などにより支えられてきた生活に根差した里山の環境によって、山地、丘陵地、平野部の多様な自然が紡がれてきた面もあります。しかし、市民生活にとっては都市としての利便性が高まる中で、都市化により緑は減少し、林業、木材産業の低迷、農家の高齢化や後継者不足による農地の荒廃も進みつつあり、自然の質も変わりつつあると言えます。

令和3年6月に実施した市民を対象とした環境に関するアンケート調査結果では、その10年前に当たる平成23年6月に実施したアンケート調査結果と比較し、周辺環境に対する満足度についてほとんどの項目で満足度が増加しているのに対し、自然の豊かさに関する満足度だけがやや減少していました。また、同じく将来目指すべき甲斐市の環境のあり方について、前回調査よりも自然豊かなまちに対する要望が減少しており、市民の自然環境に対する意識は大きな不満はないものの、比較的、生活の利便性の向上などへ視線が向いていることが伺えます。

豊かな自然には様々な動植物が生息・生育しており、生物の多様性が育まれています。私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性の恵み（生態系サービス）を受け取っています。生物多様性や豊かな自然が、私たちのいのちと暮らしを支えており、持続可能な社会を作っていくためには、健全な生物多様性を確保することが課題となります。

これらのことから、今後は市民が「自然との共生」の中で、次世代まで末永くより快適な生活ができるよう、豊かな緑と潤いある水辺を保全し、外来種などによる被害の防止等に配慮し、健全な生物多様性の確保を意識した取組を行っていくことが求められます。

(2) 生活環境

本市における公害に関する苦情相談には、工場等を発生源とするものは少ないものの、日常生活から発生する大気汚染（主に野焼きに対する苦情）のほか、不法投棄や空き地に繁茂する雑草等に関するものが多く寄せられています。

本市では、いわゆる典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）について、大きな課題はありませんが、河川の水質については、川の汚れの度合いを示す指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）において、一部、環境基準が達成できていない河川があります。これは、都市化が進んだことによる生活排水の増加や事業所排水など、人為的な影響が推測されます。

令和 3 年 6 月に実施した市民を対象とした環境に関するアンケート調査結果では、その 10 年前に当たる平成 23 年 6 月に実施したアンケート調査結果と比較し、「川や水路、湖沼などの水のきれいさ」の項目は不満度の割合が大幅に減少している一方、2 回のアンケート結果ともに最も不満度の割合が高い項目となっています。市内の河川は、南アルプス山系の鋸岳付近を源流とする釜無川をはじめ、市内の小河川でもホタルが見られる場所もあるなど、恒常的に水質が汚濁している状況ではありませんが、都市化に伴い、日常生活や事業活動に起因する水質環境への負荷により、従来と比較し徐々に汚濁が進んでいるものと考えられます。

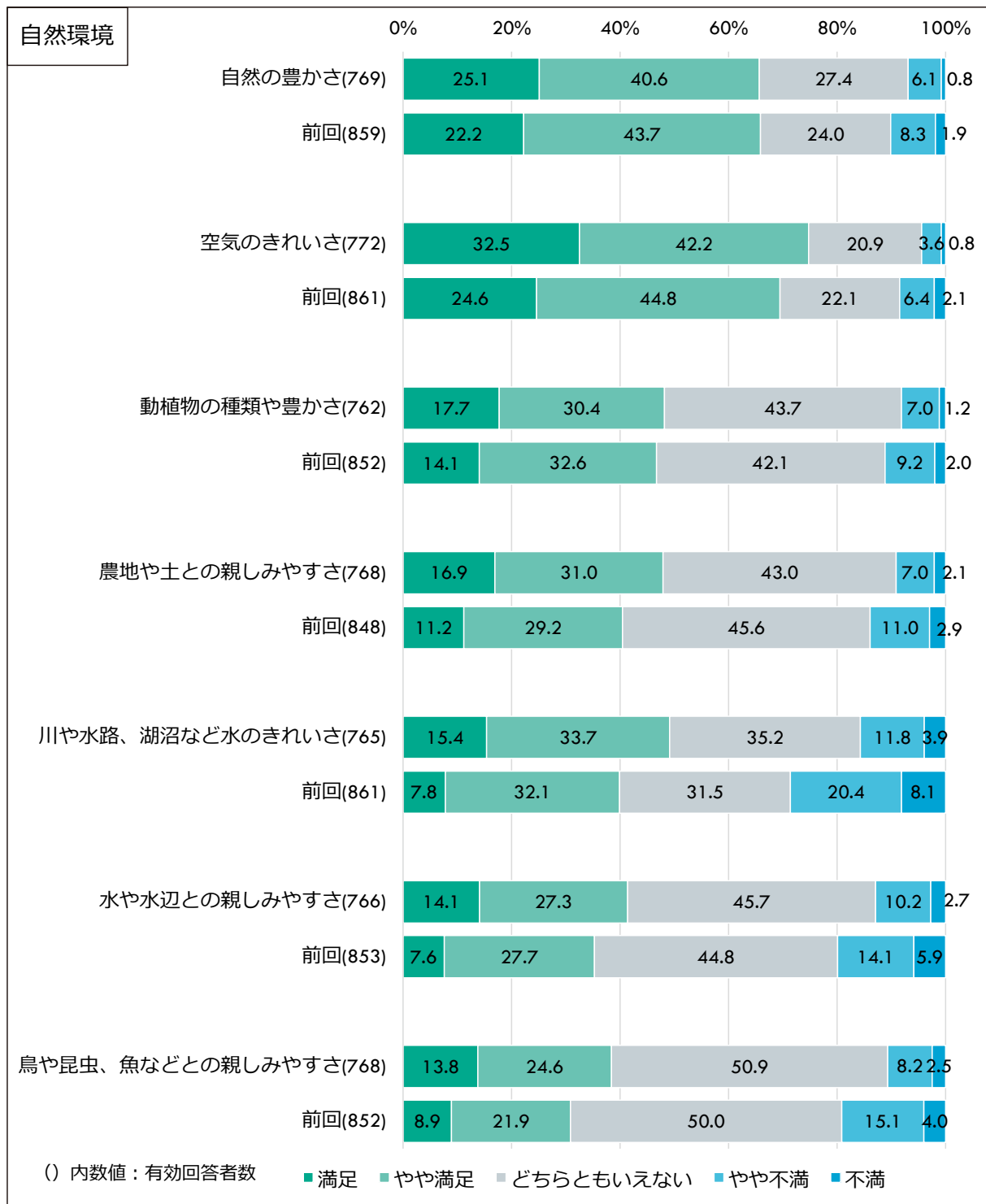
また、アンケート調査結果では、「空気のきれいさ」の満足度が高く、実際に顕著に大気が汚染されている状況はありませんが、野焼きによる苦情が多く、市民生活への不快感をもたらしています。

さらには、市民生活のみならず、本市には県内でも大規模の郊外型の商業施設もあり、市外からの自動車での買い物客などの流入も多くなっていくものと考えられ、そのことがこれまでになかった新たな都市型公害を発生させる可能性も示唆されます。

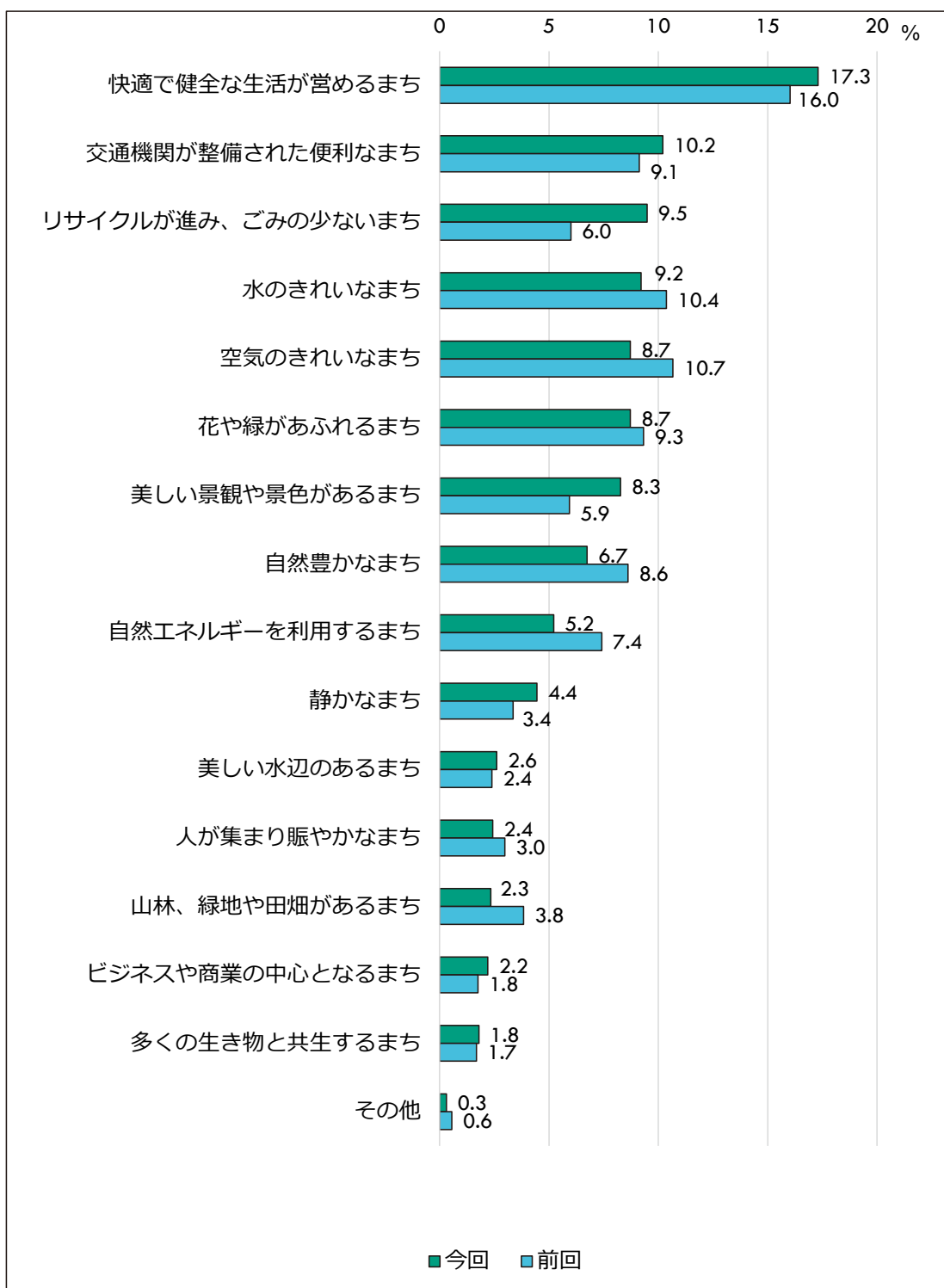
自然が豊かで、大きな公害問題は少ない本市ですが、いわゆる都市型公害と言われる市民一人ひとりの日常生活における、身近な環境への負荷が顕在化している状況にあると言えます。

これらのことから、今後は日常生活や事業活動に伴う身近な環境への負荷を市民一人ひとり、各事業者が低減するように努める必要があります。

■市民の周辺環境に対する満足度



■市民が考える将来目指すべき甲斐市の環境のあり方



2 資源循環に係る課題

本市は平成 16 年 9 月の旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の合併以降、「生活快適都市」を目指したまちづくりが展開されてきましたが、令和 3 年 6 月に実施した市民を対象とした環境に関するアンケート調査結果では、ごみ出し・分別マナーやまちの清潔さ、きれいさに対する評価が高く、これまでのまちづくりが市民の一定の評価を得ていることが伺えます。

本市は比較的ごみ減量化、リサイクルの進んだ自治体であると言えますが、循環型社会の実現に向けて、今後も廃棄物の発生抑制と廃棄物の分別の徹底によるごみの減量化や、排出された資源物のリサイクル等、4R⁷（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進が必要となります。

また、本市では、資源循環による温室効果ガスの排出量削減への効果が期待される、本市の特性を活かした甲斐市バイオマスセンター⁸を中心としたバイオマスの活用や、木質バイオマス発電施設の運転開始を着実に進めることにより、ゼロカーボンシティの実現を目指すこととしています。しかし、令和 3 年 6 月に実施した市民を対象とした環境に関するアンケート調査結果では、市民のバイオマスの活用への期待は高いと伺えるものの、一方で、バイオマスセンターを知らないとの回答も見受けられ、バイオマスセンターの認知度の向上を含めて、その活用方策については今後、工夫をしていく必要があります。

さらに、海洋プラスチック⁹ごみ等による環境汚染が世界的な課題となっており、本市においてもプラスチックごみが発生しない社会づくり、更なるごみの分別が求められています。



甲斐市バイオマスセンターでの液肥無料配布の様子

⁷ 4R：次の4つの英語の頭文字「R」をとった、ごみを減らす取組のこと。4つの「R」には優先順位があり、これらの取組を優先度順に行うことで「ごみ減量」の効果が高くなる。「1. Refuse（リフューズ）：買わない・断る」、「2. Reduce（リデュース）：減らす」、「3. Reuse（リユース）：繰り返し使う」、「4. Recycle（リサイクル）：資源として再生利用する」

⁸ 甲斐市バイオマスセンター：バイオマスを活用した事業の一環として、甲斐市西八幡地内に設置し、平成 26 年 4 月に稼動を開始した。バイオマスセンターでは、市内の公立小中学校や保育園から排出される給食残渣を受入れ、液肥化する取組を行っている。

⁹ 海洋プラスチック：川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのこと。腐らないため、分解されずに海中を漂ったり、海底に沈みこんだりして、様々な環境問題を引き起こしている。

3 地球環境に係る課題

平成 30 年に公表された IPCC¹⁰（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする」ことが必要とされています。国内では、2030 年の温室効果ガス目標について 2013 年度比 46%削減を日本政府が表明し、これまでの「低炭素社会¹¹」から「脱炭素社会」¹²の実現が求められるなど、地球温暖化対策の更なる取組が必要となっています。

地球温暖化が要因のひとつである気候変動は、今後、豪雨災害などのさらなる頻発化・激甚化をもたらす「気候危機」と呼ばれるようになっていきます。このような背景から、地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を確実に進めるとともに、温暖化の影響による感染症の拡大や、自然災害の発生を避けることは困難である事実もあり、感染症対策や自然災害等への対策も含めた「適応策」の両輪で進めていく必要があります。

本市では、排出される温室効果ガスが運輸部門の自動車や家庭部門を発生源とする割合が多く、市民一人ひとりの身近な取組からはじめる省エネルギー対策等が重要となるとともに、技術革新により発展が期待される環境負荷の少ない自動車や省エネ機器等を積極的に導入することが求められます。



令和元年 10 月に発生した台風 19 号の影響で増水する釜無川の様子

¹⁰ IPCC：国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

¹¹ 低炭素社会：地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

¹² 脱炭素社会：地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量が「実質ゼロ」の社会のこと。

4 その他の課題

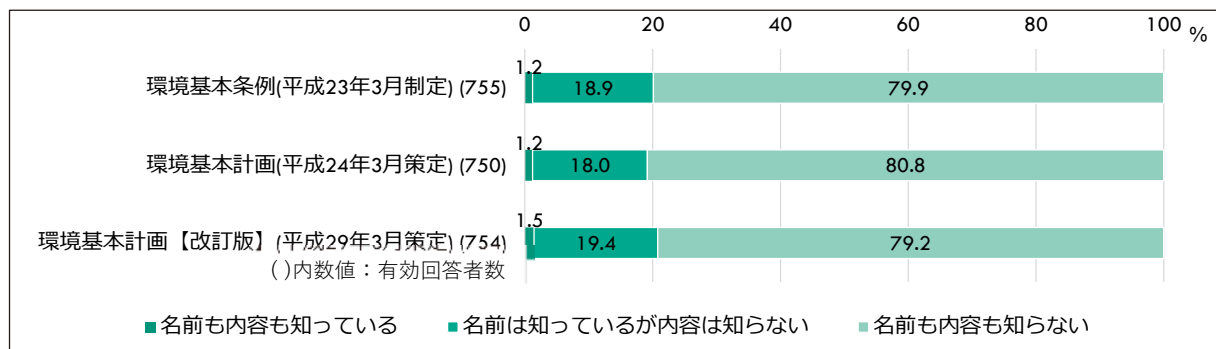
47

令和3年6月に実施した市民を対象とした環境に関するアンケート調査結果では、市民による環境活動をより活発にするために市が取り組むべきこととして、「環境に関する様々な情報の提供」、「小中学校と地域が連携して行う環境活動の推進」が求められています。

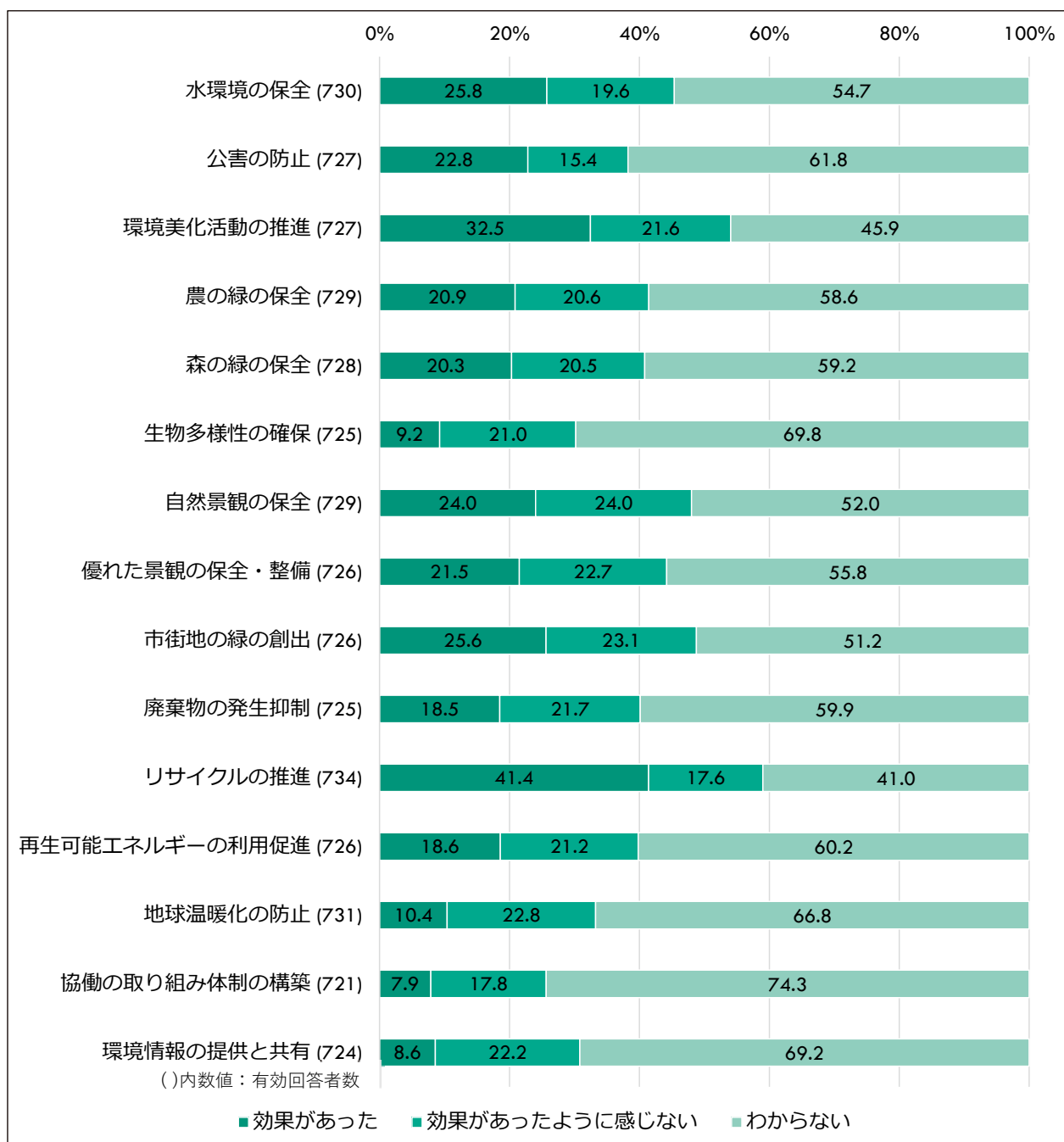
また、甲斐市環境基本計画の取組に対する評価として、「リサイクルの推進」の効果を感している市民が多い一方で、甲斐市環境基本条例や環境基本計画の認知度は約2割に留まり、(第1次)甲斐市環境基本計画の取組の効果についても、多くの回答者が「わからない」と回答していることから、本計画自体の市民への周知が重要な課題となります。

これらのことから、環境基本計画自体の認知度を含めて、広報誌やウェブサイト等による市民に対する環境情報の周知や、あらゆる世代に向けた環境教育・学習の充実が必要です。

■市民の甲斐市環境基本条例、甲斐市環境基本計画の認知度



■市民から見た甲斐市環境基本計画の取組に対する評価





第 4 章

計画の目標



1 甲斐市の望ましい環境像.....	42
2 望ましい環境像の実現に向けた取組の体系.....	43

1 甲斐市の望ましい環境像

『自然と生活が調和した環境を築くまち』

様々な表情を見せる富士山、南アルプス、八ヶ岳、茅ヶ岳などの山々の眺望や、釜無川と信玄堤、荒川などの水辺が織りなす快適な環境が市民の誇りであり、それらの自然の恩恵が市民の健全で快適な生活を支えています。

第2次甲斐市総合計画の将来像は、甲斐市の市名の由来でもある「交（か）い」と「甲斐市まちづくり基本条例」に基づき、交流と協働の推進を軸として『緑と活力あふれる生活快適都市』の実現を目指しています。生活快適都市を実現するためには、自然と生活が調和することが必要不可欠です。さらに、持続可能な社会を構築するにあたっては自然と生活との調和の中で、脱炭素社会や循環型社会を構築していく必要があります。

これらのことから、甲斐市の望ましい環境像を「自然と生活が調和した環境を築くまち」と定め、これまでの本市の環境保全への取組をさらに充実させていくものとします。



2 望ましい環境像の実現に向けた取組の体系

望ましい環境像の実現に向けた取組の体系を次ページに示します。

甲斐市の望ましい環境像「自然と生活が調和した環境を築くまち」を実現するため、第3章で示した甲斐市の環境課題を踏まえ、本計画の対象とする範囲である「自然環境・生活環境」、「資源循環」、「地球環境」の各項目に対する3つの基本目標と、その目標を達成するための11の施策を推進します。

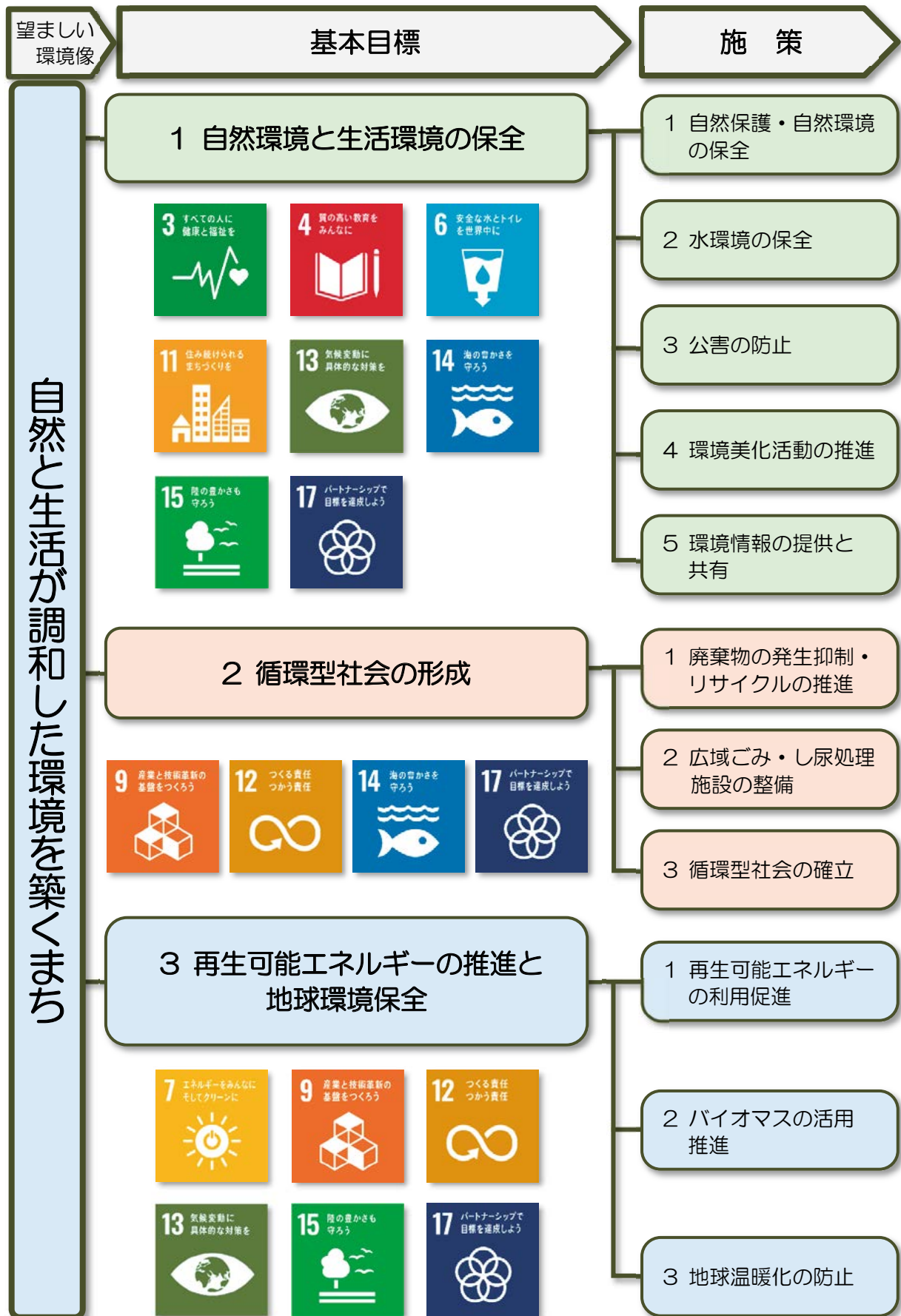
また、各取組は望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組としても位置付け、甲斐市が世界における持続可能な社会づくりに貢献するため、地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。ここでは基本目標ごとに主に関連するSDGsの目標を示します。

【SDGs－「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」－】

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12(2030)年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



■ 望ましい環境像の実現に向けた取組の体系



第 5 章

基本目標を達成するための施策

1 自然環境と生活環境の保全	46
2 循環型社会の形成	62
3 再生可能エネルギーの推進と地球環境保全	69

1 自然環境と生活環境の保全

1-1 自然保護・自然環境の保全



関連する
SDGs の目標



本市は茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園などの山地や丘陵地、平野部においては釜無川や荒川など豊かな自然に恵まれています。

豊かな自然には様々な動植物が生息しており、私たちは、様々な自然の恵みを受け取っています。生物多様性や豊かな自然が、私たちの命と暮らしを支えており、持続可能な社会をつくっていくためには、健全な生物多様性を保っていくことが必要です。

本市においては、良好な景観の保全・形成を促すことを目的として、平成 27 年に「甲斐市景観条例」を制定、「甲斐市景観計画」を策定しました。その他の取組として、農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地解消のための取組として、農地銀行¹³の設置や農地中間管理事業の推進を行うとともに、認定農業者¹⁴の新規認定や支援、農業生産法人との協働に取組、農地の有効利用と併せ農産物のブランド化を推進しています。

また、未利用森林資源等を活用した木質バイオマス発電プロジェクトを柱とする「甲斐市バイオマス産業都市構想」を策定し、森林環境の再生による森林保護や林業振興に向けた取組を進めています。

(1) 市の基本施策

①野生生物保護のための保全事業の推進《環境課》《農林振興課》

野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地の保護や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。

②事業等における野生生物の生息・生育環境の確保

《上下水道業務課》《上下水道工務課》《都市計画課》《建設課》

各種事業の実施においては、事前に環境への影響について十分な調査を行い、野生生物の生態に配慮し、野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

¹³ 農地銀行：農地を「貸したい」「借りたい」「売りたい」「買いたい」といった希望を「農地流動化情報台帳」にまとめて、農業委員会が仲介を行う事業のこと。農地流動化の調整・管理を行うことにより、農業の担い手に対して利用権等を集積し経営規模の拡大を図ることを目的としている。

¹⁴ 認定事業者：認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。この制度により認定を受けた者を「認定農業者」という。認定者は、支援のための各種制度を利用することができる。

③自然環境の保護の推進《環境課》

天然記念物等の貴重な自然を保護するため、市民参加型の環境保護活動を推進します。また、自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。

④ホタルの生息環境づくり《環境課》

河川の水質保全への意識を高めるため、市民等によるホタル生息環境づくりの環境活動に協力します。

⑤希少動植物に関する啓発《環境課》

地域特有の自然環境や地域に生息する希少動植物について、周知と啓発に取り組みます。

⑥特定外来生物¹⁵への対応《環境課》

特定外来生物の駆除に取り組むことで、既存生態系の保全を進めます。また、本来の生態系をかく乱する野生化したペットや外来種などの生き物について、関係機関と協力し、適切な対応を行います。

⑦鳥獣被害への防止対策《農林振興課》

鳥獣による農作物や生態系への被害について、必要に応じて有害鳥獣¹⁶の適切な捕獲に努めるなどの防止対策を支援します。

⑧生物多様性の地域戦略《環境課》

地域における生物多様性の保全活動を推進するため、生物多様性基本法に基づく地域戦略の策定に向けて検討します。

⑨景観施策の推進《都市計画課》

「甲斐市景観計画」、「甲斐市景観条例」に基づき、市民等の理解と協力のもと、官民協働による景観づくりを進めていきます。

⑩優れた眺望景観の保全・活用《都市計画課》《商工観光課》

市内には、富士山や茅ヶ岳などの眺望が素晴らしい場所が多く存在します。そのような場所を「甲斐市の良好な眺望場所」として選定し、保全・活用に向けた取組を進めるとともに、観光スポットとして活かしていく取組を行います。

¹⁵ 特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。「外来生物法」に基づいてその飼養、保管、運搬、輸入などの取り扱いを規制される。

¹⁶ 有害鳥獣：イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス、アライグマ等、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。

⑪市街地における良好な景観の創出《都市計画課》

市民や事業者の協力を得て、市街地景観や沿道景観を保全し、潤いややすらぎを感じられる都市空間の創造に取り組みます。

⑫優良農地の保全及び利用の促進《農林振興課》

農業振興地域内の農地の転用を規制し、農業の生産性向上のため農地の利用集積の円滑化を促進し、引き続き優良農地の確保・保全に努めます。

⑬認定農業者への支援と新規就農者の確保《農林振興課》

本市の農業の中核を担う認定農業者など、意欲ある担い手を育成・支援します。また、農業者の高齢化による労働力不足に対応するため、農業生産法人や農業ボランティアなどの育成を促進するとともに、新たに農業参入に取り組む法人などへ就農相談や研修支援による新規就農者の確保に努めます。

⑭棚田・里地里山の景観保全《農林振興課》

ふるさとの風景をつくる棚田を保全するため、市民団体等による活動を支援します。また、生活に密着した貴重な財産である里地里山について、人と自然との共生する場所として保全、活用を図ります。



亀沢地区の棚田の風景

⑮都市農山村交流の推進《農林振興課》

中山間地域を中心とする地域の活性化を図るため、交流施設や農業体験施設などの整備・充実を進め、都市と農山村との交流を促進します。

⑯遊休農地や耕作放棄地の現状把握及び有効活用《農林振興課》

農業の再生・振興事業を効果的に進めるために、遊休農地や耕作放棄地の現状を把握し、就業希望者への情報提供を積極的に行うとともに、有効活用策について調査・研究を行い、各種事業に取り組みます。また、作り手のいない農地を再生・利用する農業者を支援します。

⑰森林機能の維持・保全《農林振興課》

枝打ちや間伐等の手入れなど、森林整備計画に沿った指導を行うとともに、松くい虫被害に対して引き続き計画的に駆除を行うなど、森林の機能維持・保全に努めます。

⑱森林の整備・資源活用の推進《農林振興課》

森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を運用し、手入れのされていない森林の適正な管理を推進するとともに、間伐材等の利活用など、森林資源の循環利用を促進します。



敷島地区の森林の風景

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	自然保護活動への積極的な参加 農業体験、イベント、研修会への参加 地域にあった農産物の生産と地場の農産物購入 自然環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
事業者	自然保護活動への積極的な参加と支援 農家と都市住民の交流への支援体制 自然環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
市	優れた眺望景観の保全・活用 自然環境の保護の推進 優良農地の保全 都市農山村交流の促進 森林機能の維持・保全 自然環境の教育 森林の整備・資源活用の推進

(3) 環境指標^{※1}

項目	担当課	実績値 (令和 2 年度)	前期目標 (令和 7 年度)	後期目標 (令和 12 年度)
認定農業者数	農林振興課	50 人	60 人	60 人
都市農山村交流事業 への参加者数	農林振興課	373 人 ^{※2}	3,600 人	3,780 人
耕作放棄地率	農林振興課	22.3%	17.0%	17.0%

※1 本頁以降に掲載される環境指標の目標値については、個別計画等の見直しに伴い変更となる場合があります。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での実績値です。令和元年度の実績値は 3,109 人です。

1－2 水環境の保全



関連する
SDGs の目標



本市では、水環境の状況を把握することを目的として、市内の河川水、地下水、河川底質、焼却灰埋立地浸出水などについて水質検査を実施しています。検査の結果、川の汚れの度合いを示す指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）において一部、環境基準が達成できていない河川があります。これは、都市化が進み事業所や住宅などからの生活排水などの人為的活動の影響であると推測されます。

このことから、継続した検査の実施や各自治会と連携した河川清掃を実施するとともに状況に応じた水路等の改修・整備や適切な維持管理が必要となります。

そのため、生活排水対策に関する取組については、公共下水道事業、合併浄化槽事業等の一層の推進を図るとともに、維持管理に努めています。

今後についても、総合的な水循環・水資源管理の観点から、継続して水環境保全に取り組めます。

(1) 市の基本施策

①公共用水域の水質検査《環境課》

市内の河川や小河川の水質を継続的に検査し、経年変化の把握と工場や生活排水による河川への影響を調査します。また、調査結果は公表するとともに、水環境の保全対策に活用します。

②市民等による河川清掃の実施《環境課》

河川や水路の環境整備と水環境の保全を図るため、今後も市民等と連携して、河川清掃を継続して実施します。

③河川水質保全の啓発《環境課》

広報誌・ウェブサイト等を通じて、河川水質の保全に対する市民意識の向上やモラルの向上を図り、ごみの不法投棄を抑制・防止します。

④水路の整備《農林振興課》《建設課》

状況に応じた水路の整備や改修を行うとともに、適正な管理を行い、水辺の改善を図ります。

⑤公共下水道事業の推進《上下水道業務課》《上下水道工務課》

公共下水道事業を推進するとともに、下水道への加入を促すことにより、河川の水質保全を推進します。

⑥地域し尿処理施設・農業集落排水処理施設の管理

《上下水道業務課》《上下水道工務課》

地域し尿処理施設・農業集落排水処理施設により生活排水の処理を行っている地区について、今後も引き続き施設の適正な維持管理を行い、水質浄化を図ります。

⑦合併浄化槽設置の推進《環境課》

公共下水道の計画区、農業集落排水処理区域、地域し尿施設処理区域以外の区域において、市が設置管理を行う合併浄化槽整備事業を推進します。

⑧浄化槽の適正指導《環境課》

生活排水を適切に浄化するため、浄化槽設置世帯に対し適正な維持管理を促すための指導・啓発を行います。

⑨安全で安定した水の供給の推進《上下水道業務課》《上下水道工務課》

本市の「水道ビジョン」¹⁷に基づき、安全、安心な水を安定的に供給します。また、老朽化した水道施設については、計画的に改修・更新します。



甲斐のうまい水「龍王源水」

¹⁷ 水道ビジョン：「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を「基本理念」とする「甲斐市水道ビジョン」のこと。厚生労働省は、平成 16 年度に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示している。また、平成 17 年度には、各水道事業者に対して自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」の策定を推奨している。このような背景から、甲斐市水道事業は、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給を確保するための「甲斐市水道ビジョン」を平成 19 年度に策定し、平成 27 年度に第 2 次水道ビジョンを策定した。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	河川清掃など環境ボランティア事業への参加 下水道への加入、合併浄化槽への切り替え 浄化槽の適正な管理
事業者	工場、事業所排水処理設備の適正な管理 近隣の生活環境に配慮した事業活動 河川清掃など環境ボランティアへの参加と支援
市	公共下水道事業の推進 農業集落排水処理施設の管理 地域し尿処理施設の管理 市民等による河川清掃の実施 合併浄化槽設置の推進 水路の整備

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和 2 年度)	前期目標 (令和 7 年度)	後期目標 (令和 12 年度)
平均 B O D 値が 3 mg/L 以下の中小河川の割合	環境課	89.5%	93%	93%
生活排水クリーン処理率 ¹⁸	環境課	88.2%	95%	97.5%

¹⁸ 生活排水クリーン処理率：総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設をいう。

1－3 公害の防止



関連する
SDGs の目標



本市における公害に関する苦情相談は、工場等を発生源とするものは少ないものの、日常生活から発生する野焼きやごみの不法投棄、あき地に繁茂した雑草などの苦情が寄せられており、解決に向けて継続的な取組を行っています。犬や猫などのペットに関する相談・苦情も少なくないことから、飼い方やマナーに関する情報を発信するとともに、苦情のあったものについては解決に向け継続した取組を行っています。

不法投棄対策については、不法投棄監視員を委嘱してパトロールを実施し監視体制を強化するとともに、不法投棄防止のための看板を設置し、防止に努めています。また、雑草等の繁茂に関する苦情については、解決に向け除去に関する指導を強化しています。

今後についても、環境測定や公害防止規制基準の遵守指導など、公害防止に関する取組を継続していくことと併せて、公害苦情への対応、不法投棄の監視強化等を推進していく必要があります。

(1) 市の基本施策

①環境測定事業の実施《環境課》

公害や生活環境への影響等に関連する事項について環境測定を実施し、監視体制を強化します。また、測定結果に問題がある場合は、関係機関と協力して原因を究明するとともに、指導、是正等の対策を講じます。

②工場等への指導《環境課》

工場、事業所からの「ばい煙」¹⁹、「排水」、「騒音・振動」等について、立ち入り調査等を実施し、規制基準を超過している場合は、関係機関と協力するなかで、是正のための指導を行います。

③公害防止協定の締結《環境課》

工場等に対して、公害防止に関する規制基準の遵守を指導するとともに、地域住民の健康と生活環境の保全の観点から必要と認められる場合は、公害防止協定の締結に努めます。

¹⁹ ばい煙：燃料の燃焼によって排出される「すす」や「煙」のこと。大気汚染防止法において「物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物」「ばいじん」「有害物質」と定義されている。

④公害防止のための規制等の措置《環境課》

良好な生活環境を保全するため、公害防止のための必要な規制について調査・研究し、必要に応じた整備を検討します。

⑤不法投棄の監視体制の強化《環境課》

不法投棄監視員の設置を継続し、定期的に地域のパトロールを行うとともに、警察や住民と連携して、監視体制の強化に努めます。

⑥苦情の相談窓口《環境課》

苦情相談には迅速に対応し、発生原因を調査するとともに、発生源者に適切な指導を行います。また、法や条例に基づく指導に該当しない場合は、近隣の生活環境に配慮するための助言や、申立人と発生源者との調整を行います。

⑦あき地等の適切管理の指導《環境課》

あき地等に繁茂する雑草について、土地等の所有者等に対して適正な管理を指導します。また、広報誌・ウェブサイト等により適正な管理を啓発します。

⑧ペットの適正飼育に向けた普及・啓発《環境課》

犬や猫等のペットの適正飼育や動物愛護のため、飼い方のマナーやルールについて普及・啓発に努めます。

⑨TNR 活動²⁰への対応《環境課》

ボランティア団体等が行う TNR 活動の支援について、調査研究を行います。



野焼きの様子



雑草繁茂の様子

²⁰ TNR 活動：飼い主のいない猫を捕まえ（Trap：トラップ）、不妊去勢手術を施し（Neuter:ニューター）、元の場所に戻し（Return：リターン）、一代限りの命を全うさせ、最終的に飼い主のいない猫をなくす活動のこと。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	近隣の生活環境に配慮した生活 家庭ごみ等の野外焼却を行わない ペットの適正飼育
事業者	工場、事業所排水処理設備の適正な管理 近隣の生活環境に配慮した事業活動
市	苦情の相談窓口 空き地等の適切管理の指導 ペットの適正飼育に向けた普及・啓発 監視体制の強化

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和 2 年度)	前期目標 (令和 7 年度)	後期目標 (令和 12 年度)
公害苦情のうち指導改善した割合	環境課	73.1%	85%	90%

1-4 環境美化活動の推進



関連する
SDGs の目標



本市では、自治会、NPO法人、ボランティア団体、小中学生等が環境美化活動を積極的に実施しています。また、市民の環境問題に対する意識も高く、ごみのポイ捨てや地域の環境美化に対する関心も高くなっています。

このことから、各自治会に対して環境美化・清掃活動を支援するための補助金の交付を行うとともに、環境活動を行うボランティア団体に対し、ごみ袋の提供や植花のための花苗の提供を行うなど、地域の環境美化活動の推進を図っています。

今後も、継続的な支援を実施しつつ、多くの市民が環境美化活動に取り組み、効率的・効果的に成果を上げるための取組の構築を図っていくことが必要です。

(1) 市の基本施策

①環境美化清掃活動への支援《環境課》

自治会における自主的な環境美化・清掃活動を推進するため、引き続き活動への支援を行います。また、ボランティア団体等が実施する清掃活動に対して、ごみ袋の提供等により支援します。

②市内一斉クリーン清掃活動等の実施《環境課》《建設課》

市民やボランティア団体等による市内一斉のごみ拾い活動、クリーン清掃活動等の実施を目指し、市民等が参加しやすい環境美化活動の機会を提供します。また、流域自治体主催による富士川流域河川一斉清掃に、地域住民の参加を呼びかけ継続して取り組みます。

③環境美化清掃活動のネットワーク化《環境課》

本市では、自治会、NPO法人、ボランティア団体、小中学生等により、様々な環境美化運動が展開されています。これら有益な活動が、より効率的で効果的に拡大するよう、ウェブサイトで紹介するとともに、活動リストを活用し、環境ボランティアのネットワーク化を図ります。

④花と緑のあふれるまちづくりの推進《都市計画課》

「甲斐市緑のまちづくり条例」に基づき、市民・地域・企業及びボランティア団体と連携して「花と緑のまちづくり運動」を推進し、公共施設、住宅、事業所や地域の花壇等への植花や植栽を進め、花と緑あふれるまちづくりを推進します。

⑤市街地整備の推進《都市計画課》

地域に息づく歴史・文化や豊かな自然環境などの特性を活かした良好な都市空間の形成を図り、市民が誇りと愛着を感じることができるまちづくりを推進します。

⑥沿道緑化の推進《都市計画課》《建設課》

緑化可能な幅員を持つ幹線道路や、主要な生活道路の整備に関しては、景観を考慮しつつ、在来種を中心とした街路樹等による道路の緑化を推進します。

⑦都市公園の整備《都市計画課》

山梨県緑化センター跡地を活用した（仮称）篠原地区公園の整備を推進するとともに、既存公園の配置状況や今後の人口動向を勘案しつつ、公園未整備地区への都市公園の整備を検討します。また、既存市立公園等に対する都市公園の位置づけを図ります。

⑧身近な憩いの場の設置《都市計画課》

土地所有者の理解を得て、花の名所、社寺林、遊休地、ため池などの緑を活かした、身近で自然に親しめる憩いの場の設置を推進します。

⑨緑のカーテンの普及《環境課》

断熱効果や二酸化炭素の吸収等の多面的な効果が期待される、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物による「緑のカーテン」の設置を呼びかけます。また市民、事業所での取組を推進します。



竜王図書館の緑のカーテン（ゴーヤ）の様子

⑩ポケットパークの設置《都市計画課》

主要な交差点や道路、河川沿いなどにおいて、整備後の残地を利用したポケットパークの設置を推進します。

⑪緑の情報提供《都市計画課》《商工観光課》

花や紅葉などの季節の情報や、市民・企業の活動状況、緑化施策の内容などの情報について、広報誌やウェブサイト等により幅広い情報の提供に努めます。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	環境ボランティアへの積極的な参加 花と緑のあふれるまちづくり運動への参加 緑のカーテンの設置
事業者	花と緑のあふれるまちづくり運動への参加 緑のカーテンの設置
市	環境美化清掃活動への支援 花と緑のあふれるまちづくりの推進 都市公園の整備 緑のカーテンの普及

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和2年度)	前期目標 (令和7年度)	後期目標 (令和12年度)
自治会等における環境美化活動実施回数	環境課	543回	600回	650回
市民一人当たりの都市公園面積	都市計画課	7.2 m ² /人	7.5 m ² /人	8.0 m ² /人

1－5 環境情報の提供と共有



関連する
SDGs の目標



望ましい環境像を目指すには、市の施策だけでなく、市民・事業者の積極的な取組が必要です。そのため、生活環境、自然環境、地球環境の保全や循環型社会を形成していくにあたり、市からの環境に関する情報の提供を始め、環境教育や環境学習を充実させることが必要です。

環境教育の推進については、市が作成した副読本を市内小学校に配布し、小学生の授業で活用してもらい環境に対する意識の向上を図っています。

市民に対する環境保全意識の啓発については、環境講座、親子環境ツアーなど市民参加型のイベントを企画・実施しています。また、住民の自主的な活動の推進の観点からは、各自治会の活動を支援・促進するための補助金の交付や研修会の開催により自治会の活性化を図っています。

(1) 市の基本施策

①三位一体によるより良い環境づくり《経営戦略課》

本市の施策を効率的かつ効果的に推進するためには、従来の行政主体の運営から、市民、事業者、市の協働による取組が重要となります。特に身近な環境の維持保全には、市民や地域、事業者の参画が必要となることから、甲斐市まちづくり基本条例などにに基づき、三位一体によるより良い環境づくりに取り組みます。

②各種団体との連携強化《環境課》《市民活動支援課》

本市には、環境保全活動を積極的に実施するNPO法人、ボランティア団体等が存在します。これらの団体がより効果的な活動が得られるよう、情報交換や相互交流など、相互に連携する場の確保に努めます。

③自治会組織の活性化《市民活動支援課》

各地域の住民が自発的に地域の環境を考え、自主的な環境保全活動を推進するため、自治会組織の活性化を支援します。また、自治会の要望や意向を集約し、行政との連絡調整を図ります。

④環境教育の推進《関係課》

創甲斐教育の施策内容である環境副読本を活用した学習や、環境講座、親子で参加する体験学習等を開催し、学校教育と連動した環境教育を推進します。

⑤環境に関する各種イベントの企画《環境課》

環境講座、環境ツアー等を企画し、市民、児童・生徒、事業者への情報の提供や環境保全意識の啓発を図ります。

⑥環境教育の専門家の育成《環境課》

環境の保全の分野における専門家等の育成に努めるとともに、専門的な知識や豊富な経験を持つ市民等の把握、活用に努めます。

⑦環境に関する情報の提供《環境課》

環境に関するトピックスや最新情報、イベント開催等の情報を提供します。また、公聴の充実を図り、市民の要望の反映に努めます。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	環境教育・学習への参加 各種環境ボランティア活動への参加
事業者	各種環境ボランティア活動への参加と支援
市	三位一体によるより良い環境づくり 各種団体との連携強化 環境教育の推進 環境に関する情報の提供

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和2年度)	前期目標 (令和7年度)	後期目標 (令和12年度)
環境学習イベント延べ参加人数	環境課	0人※	250人	260人

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は開催されませんでした。

2 循環型社会の形成

2-1 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進



関連する
SDGs の目標



本市では、リサイクルの一層の推進を図るため、資源物回収に関する普及・啓発や団体の育成を目的に自治会、育成会、老人クラブ等の団体に対し、資源物回収運動を支援するため報奨金の交付を行っています。近年、海洋プラスチックごみ等による海洋汚染²¹が世界的な問題となっており、プラスチック類のより一層のリサイクル推進が必要とされています。

ごみ減量化のためには適切な分別排出が必要であることから、自治会を通じてごみカレンダーを市内全戸に配布し、ごみの収集日、分別の方法、その他の注意事項等について周知を行っています。特に、家庭から排出されるごみのうち約40%を占める生ごみの対策が重要であることから、生ごみ処理機購入に対する補助金を交付し、生ごみの減量化・肥料化を促進しています。

また、甲斐市バイオマスセンターにおいて市内小中学校、保育園などから排出される給食残渣の肥料化を行うとともに、令和3年度からは一般家庭生ごみの受け入れの実証実験を開始し、今後ごみの排出抑制に向け、より一層の取組が求められます。

(1) 市の基本施策

①ごみ減量化の推進《環境課》

リデュース（ごみを減らす）やリフューズ（ごみの元となるものを受け取らない）の情報発信を行い、ごみの発生抑制を促すとともに、ごみの分別収集の徹底により、資源物の割合を増やし、最終処分されるごみの減量化を推進します。

②生ごみの減量化《環境課》

家庭から排出される生ごみについて、ごみの減量化と有機肥料としての有効利用のため、生ごみ処理機の購入に対して支援します。また、家庭でも気軽にできる生ごみの処理方法について、引き続き実証実験を行っています。

²¹ 海洋プラスチックごみ等による海洋汚染：川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックが海中を漂ったり、海底に沈みこんだりして、海を汚染すること。中でも、海に流れ込んだ海洋プラスチックが、紫外線や波の力によって細かく砕け、小さな粒となったものをマイクロプラスチックと言い、魚介類が摂取することによって、人間を含む生態系に及ぼす影響が懸念されている。

③過剰包装の自粛・抑制《環境課》

本市の事業者に対して、包装の必要最小限化に努めるよう要請します。また、マイバッグ持参運動を啓発するとともに、簡易包装を選択する運動を推進します。

④資源物の回収《環境課》

リサイクル率の向上を目指し、自治会や育成会が行う資源物の回収活動に対して支援します。また、市内 3 か所にあるリサイクルステーション²²の利用促進や新たなリサイクル品目の回収について調査研究を行います。

⑤グリーン購入²³の推進《環境課》《総務課》

市の物品調達においてグリーン購入を進めるとともに、市民・事業者のグリーン購入を推進するため、普及・啓発に努めます。

⑥食品ロス削減による食品廃棄物等の発生抑制《関係課》

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の発生自体を抑制する施策について検討します。また、国が推進する「NO-FOODLOSS プロジェクト（食品ロス削減国民運動）」²⁴の趣旨に基づき、市民・事業所・各種団体に対して「もったいない」意識の向上を促す事業を展開するとともに、食育基本法に基づいた、子どもから高齢者までを対象とした取組を推進します。

⑦海洋プラスチックごみ等の削減《環境課》

河川清掃、地域清掃活動等により、プラスチックごみの散乱を防ぎ、河川から海洋へ流出するプラスチックごみの削減を図ります。



河川清掃の様子

²² リサイクルステーション：自宅で不用になった新聞紙・雑誌・ダンボール・ペットボトルなどのリサイクルができる物を自分で持ち込むことができる場所。持ち込んだ新聞紙・雑誌・ダンボール・ペットボトルなどは、回収業者・リサイクル業者を経由して、再び利用できる資源となり、さまざまな製品へと生まれ変わる。

²³ グリーン購入：製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

²⁴ NO-FOODLOSS プロジェクト(食品ロス削減国民運動)：国が推進している官民が連携した食品ロス削減に向けた国民運動。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	ごみの減量化とごみの分別の徹底 食品ロスの削減 リサイクル製品の積極的な使用 バザーやフリーマーケット等のイベントへの参加 河川清掃、地域清掃活動等への参加
事業者	ごみの減量化とごみの分別の徹底 リサイクル製品の積極的な使用 環境負荷が少ない製品への改善 河川清掃、地域清掃活動等への参加
市	ごみの減量化とごみの分別の推進 生ごみの減量化 資源物の回収 海洋プラスチックごみ等の削減

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和 2 年度)	前期目標 (令和 7 年度)	後期目標 (令和 12 年度)
家庭系ごみのリサイクル率※	環境課	16.5%	19%	20%
1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量	環境課	592.6g	570g	550g

※ 「家庭系ごみのリサイクル率」は、民間資源物回収を含む「推定リサイクル率」であるため、P25 の「資源物回収量とリサイクル率の推移」に示すリサイクル率とは異なります。また、令和 4 年度に「甲斐市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを予定しているため、今後の目標値について変更となる場合があります。

2-2 広域ごみ・し尿処理施設の整備



関連する
SDGs の目標



本市のごみ処理や浄化槽汚泥等の処理については、現在、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合で行っています。また、公共下水道については、釜無川流域下水道で汚水処理を行っています。

ごみ処理、浄化槽汚泥等の処理は、2つにまたがる一部事務組合で行っていることによる費用負担が課題とされていましたが、ごみ処理については、山梨県西部に位置する11市町が構成する山梨西部広域環境組合と連携し、新施設の建設に向け検討を行っています。

また、浄化槽汚泥等の処理については、峡北広域行政事務組合に処理場を一元化するために、現在、協議に参画しています。公共下水道については、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大や下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、今後、下水道事業の持続的な経営を確保するため、山梨県が進めている下水道事業の広域化・共同化計画に参画し、必要な検討を行います。

(1) 市の基本施策

①新ごみ処理施設整備の推進《環境課》

新ごみ処理施設の整備について、ごみ処理の有効性、効率性に優れた信頼性の高い処理方式を導入し、安定的な稼働が可能な施設となるよう、山梨西部広域環境組合と協議します。また、ごみ処理に伴い発生する熱エネルギーを最大限有効利用できる効率的かつ効果的な熱回収設備を整備し、脱炭素化社会及び地球温暖化防止に貢献する施設となるよう協議します。

②広域処理施設の維持管理等《環境課》

各広域処理施設の状況に応じ、施設のあり方を含め、適切な維持管理等がされるよう提言を行います。また、県内自治体で構成する一般廃棄物最終処分場の運営について、協議会に参画し、必要な検討を行います。

③し尿の適切な処理の推進《上下水道業務課》《上下水道工務課》《環境課》

し尿処理方法について、公共下水道や合併浄化槽の普及を進め、広域排水処理の改善を図ります。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	公共下水道や合併浄化槽への接続 ごみの減量と分別の徹底
事業者	ごみの減量と分別の徹底
市	し尿の適切な処理の推進 広域処理施設の維持管理等

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和 2 年度)	前期目標 (令和 7 年度)	後期目標 (令和 12 年度)
下水道整備面積	上下水道業務課 上下水道工務課	70.9%	74.5%	78%



甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」、「さくら」、「信玄提」をモチーフにしたマンホール

2-3 循環型社会の確立



廃棄物の発生は、処分場の処理費や処理能力の問題もさることながら、大量生産、大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出、天然資源や水資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題とも関係しています。

本市では、リサイクルの一層の推進を図るための取組として、資源物回収に関する普及・啓発や団体の育成を目的に、自治会、育成会、老人クラブ等の団体に対し、資源物回収運動を支援するため報奨金の交付を行っています。また、資源物の回収促進を目的として、資源物を排出しやすい環境を創出するため、市民の利便性向上を考慮し、竜王・敷島・双葉地区それぞれにリサイクルステーションを設置するとともに、分別収集の品目の拡大を行い、ミックス紙²⁵、使用済み小型家電製品、羽毛布団等の回収を行っています。

引き続き、循環型社会の確立を目指し、リサイクル運動を推進します。

(1) 市の基本施策

①剪定枝の回収《環境課》

家庭にある庭木等の剪定枝の回収を引き続き行い、可燃ごみとなることを防ぐとともに、チップの有効活用を図ります。

②リユースの推進《環境課》

バザーやフリーマーケット等の開催情報の提供に努め、不用品の有効利用を推進します。また、リユースを推進するため、デポジット制度²⁶の適用製品の導入を検討し、必要に応じた制度化を進めます。

²⁵ ミックス紙：汚れた紙、臭いの強い紙、資源物回収の対象である新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等以外のすべての紙類。

²⁶ デポジット制度：製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

③食品廃棄物の有効利用《環境課》

バイオマス産業都市構想に掲げた液肥・堆肥活用農業振興プロジェクトを推進するため、市立保育園・小中学校・給食センターなどから排出される給食残渣の有効利用を推進します。併せて、一般家庭などから排出される食品廃棄物を肥料化し、有効利用の実現化を目指した取組を推進します。

④脱炭素型都市づくり《都市計画課》《経営戦略課》

都市計画や交通施策において、都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上などにより、関連施策と連携しながら、市域のエネルギー利用の効率化・脱炭素化を図ります。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	再生品、詰め替え品の購入 リサイクル品の積極的な使用 食品ロスの削減 バザーやフリーマーケット等のイベントへの参加
事業者	リサイクル品の積極的な使用 環境負荷の少ない製品への改善
市	剪定枝の回収 リユースの推進

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和2年度)	前期目標 (令和7年度)	後期目標 (令和12年度)
バイオマスセンターへの家庭生ごみ持込延べ人数	環境課	—※	200人	500人

※ バイオマスセンターへの家庭生ごみ持込は令和3年度から実施しているため、令和2年度の実績値はありません。

3 再生可能エネルギー²⁷の推進と地球環境保全

3-1 再生可能エネルギーの利用促進



関連する
SDGsの目標



近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が市民生活に大きな影響を及ぼしています。地球温暖化の防止のためには、その要因であるCO₂等の温室効果ガスの排出を削減することは重要ですが、同時に、限りある資源である石油や石炭などの化石燃料に変わる、再生可能なエネルギーの利用も大切です。また、太陽光発電システムや蓄電池等の設備導入が進むと、平時のエネルギーの脱炭素化を実現するだけでなく、災害などにより停電が生じた場合にエネルギーが確保できます。このことから再生可能エネルギー・蓄エネルギーシステム等の普及拡大が求められています。

さらに、発電所でつくられた電力が家庭や事業所に届くまでに、50～60%のロスが生じると言われています。エネルギーロスをなくすとともに、災害時等のエネルギー確保のために、地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型エネルギーシステムの構築が求められています。

公共施設への再生可能エネルギー導入については、太陽光発電設備設置及び売電を行う民間事業者に庁舎、市立小中学校屋内運動場、図書館等の屋根を民間事業者に出す事業を開始しました。新たな取組としては、「バイオマス活用推進計画」、「甲斐市バイオマス産業都市構想」を策定し、バイオマス資源の利用方法の確立や排熱のサーマルリサイクル²⁸へのバイオマスエネルギー²⁹の導入に向けて取り組んでいます。

(1) 市の基本施策

①公共施設への再生可能エネルギーの導入《関係課》

市の公共施設について、再生可能エネルギー設備の導入効果（費用対効果）を評価し、必要に応じた設備の設置を推進します。

②再生可能エネルギー賦存量の調査《環境課》

化石燃料等による電力供給の依存を脱却するため、本市における再生可能エネルギーの賦存量を調査し、新たなエネルギーの可能性を予測・評価します。

²⁷ 再生可能エネルギー：有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

²⁸ サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。代表例は焼却施設に併設する温水プール等がある。

²⁹ バイオマスエネルギー：「バイオマス」とは、生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、様々なものが資源として活用されている。これらのバイオマスは、燃料にして発電したり熱を供給するなど、エネルギーとして利用することもできる。

③新エネルギーに関する普及・啓発《環境課》

ウェブサイトや広報誌、環境学習等を通じて、新エネルギーに関する情報の提供、普及・啓発に努めます。

④排熱のサーマルリサイクルの推進《環境課》

公共施設から排出される排熱の有効利用の方策を検討し、実現化に向けた取組を推進します。また、合わせて温泉施設における温度差エネルギーの利用、バイオマスエネルギーの導入の可能性について、二酸化炭素排出量のクレジット認証取得を含めて、事業の有効性を調査し、導入に向けた検討を行います。

⑤再生可能エネルギーの地産地消《環境課》

地域の再生エネルギー資源を活用した電力の調達や、市内公共施設や家庭等にその電力を供給・販売する地域新電力³⁰の設立など、再生可能エネルギーの地産地消について検討します。

⑥メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導《関係課》

メガソーラー発電所の設置については、県条例に基づき景観・自然環境の保全、防災等の安全性に配慮するよう適正な設置及び維持管理を指導します。

⑦太陽光発電やH E M S³¹等の環境配慮型設備導入の推進《環境課》

脱炭素社会の構築に向け、一般住宅における太陽光発電やH E M S等の環境配慮型住宅設備の導入の補助について情報収集し、市民や事業者へ情報提供します。

³⁰ 地域新電力：地方自治体の戦略的な参画・関与のもとで小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。

³¹ HEMS：情報技術を駆使して一般住宅のエネルギーを管理するシステム。太陽光発電パネルなどの発電設備、家電製品や給湯機器などをネットワークでつなぎ、自動制御する。需要家に対して省エネを喚起したり、各機器の使用量を制限することでエネルギー消費量を抑制したりすることができる。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	高効率機器等の省エネルギー製品の購入 節電、節水、エコドライブ等の省エネルギーの推進 高断熱、高気密住宅、エコハウスの導入
事業者	再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入 節電、節水、エコドライブ等の省エネルギーの推進
市	公共施設への再生可能エネルギーの導入 メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導 太陽光発電やH E M S等の環境配慮型設備導入の推進

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和2年度)	前期目標 (令和7年度)	後期目標 (令和12年度)
メガソーラー発電所の維持管理に係る立入調査の回数	環境課	2回	5回	5回

3-2 バイオマスの活用推進【甲斐市バイオマス活用推進計画】

本市では、平成 25 年 3 月に「甲斐市バイオマス活用推進計画」を策定しました。同計画の期間は、平成 25 年度から令和 4 年度までとなっています。本第 2 次甲斐市環境基本計画では、令和 4 年度以降の「甲斐市バイオマス活用推進計画」を包括するものとし、その内容について、本項で示すものとします。

なお、計画期間は、本第 2 次甲斐市環境基本計画の計画期間とします。

3-2-1 バイオマス活用推進の目的

バイオマス活用推進は、本市に存在する種々のバイオマスの現状、活用方法、取組方針、可能性等を示し、次表に示す種々の効果を発揮するため、廃棄物や未利用資源を主としたバイオマスのマテリアル³²やエネルギーとしての活用について、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

■ 甲斐市バイオマス活用推進計画の目的

目 的	取組概要と期待される効果
地球温暖化防止	焼却しているバイオマスを減らすことにより電気や補助燃料等の化石燃料消費量を削減すると同時に、種々のバイオマスを化石燃料の代替として利用することにより温室効果ガス排出量を削減します。あわせて、木質バイオマスの活用も目的とした森林整備の促進により二酸化炭素吸収量を増大させることで、地球温暖化防止や脱炭素社会構築に貢献します。
脱炭素社会の構築	
リサイクルシステムの確立	廃棄されているバイオマスをマテリアルまたはエネルギーとして利用することで廃棄物を減量化することができ、循環型社会の形成を推進します。
廃棄物の減量	
エネルギーの創出	
防災・減災の対策	計画的な整備により森林機能を維持するとともに間伐材や林地残材を利用することで土砂災害に強い森林を育成することができます。 また、バイオマスをエネルギーとして利用することで地域のエネルギー自給率を高めることができ、災害等非常時の自立分散型エネルギーとして供給することができます。
耕作放棄地の解消	資源作物（エネルギー作物）等のバイオマスを生産することで、将来的には食料自給率向上に資する農地として利用しやすくなります。
森林の保全	木質バイオマスの活用とともに森林や里地里山の整備を推進することで、地下水涵養機能 ³³ や景観、生物多様性の保全が図られ、人と自然が共生した社会の形成が促進されます。
里地里山の再生	
生物多様性の確保	
雇用の創出	市内のバイオマスを原料とした資源やエネルギーを市内外に流通させることで、これまで各種資源の購入費として市外に流出していた資金が市内に還流し、あわせてバイオマスを活用する新たな産業や雇用が創出されることで、地域活性化や産業の発展が図られます。
各主体の協働	市民、事業者、専門家、行政がそれぞれの立場で互いに協力し、一体となってバイオマス活用の各プロジェクトを推進することで、地域に根差した持続可能なバイオマス活用が実現されます。

3-2-2 バイオマス活用の基本方針

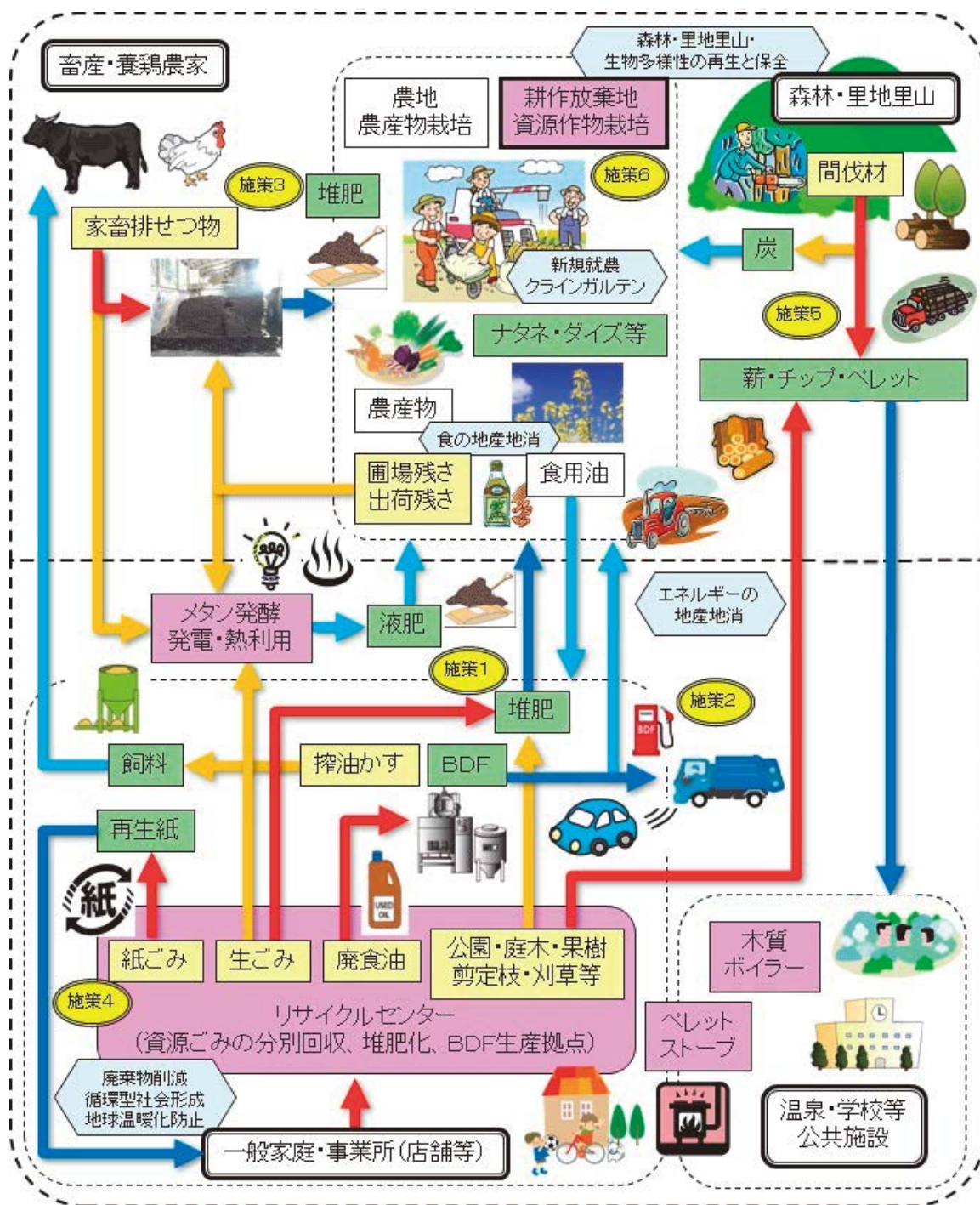
本市には、南部の市街地から出される廃棄物系バイオマスと、市街地周辺部から北部に広がる自然豊かな中山間地から生み出される農畜産業系バイオマス及び木質バイオマスが豊富にあり、既にいくつかのバイオマス活用の取組が行われています。

本市では、これらの廃棄物系・未利用バイオマスの有効活用を進めることにより、廃棄物の減量化と有効利用による循環型社会形成と、資源やエネルギーの創出等による地域経済の活性化を目指すために、以下の6つの重点施策を展開していきます。

■甲斐市バイオマス活用推進における重点施策

分類		廃棄物系バイオマス				未利用バイオマス	資源作物
施策		1	2	3	4	5	6
バイオマス		食品系廃棄物(生ごみ)	廃食用油	家畜排せつ物	紙ごみ	木質バイオマス(間伐材、剪定枝等)	ナタネ、ダイズ等
発生		一般廃棄物	一般廃棄物	畜産農家	一般廃棄物	森林、里山、一般廃棄物、他	耕作放棄地、休耕地
変換		堆肥化メタン発酵	BDF化	堆肥化メタン発酵	再生紙燃料	薪・チップ・ペレット、油化、ガス化、炭化	食用利用後廃食用油をBDF化搾油残さを飼料化
利用		肥料(農地・菜園)、熱利用・発電(コジェネ ³⁴ 含む)	BDF	堆肥及び液肥の農地・菜園還元、熱利用・発電(コジェネ含む)	再生紙熱・発電(コジェネ含む)	ストーブボイラー、コジェネ、炭の利用	BDF畜産飼料
目的	地球温暖化防止	●	●	●	●	●	●
	脱炭素社会の構築	●	●	●	●	●	●
	リサイクルシステムの確立	●	●		●	●	●
	廃棄物の減量	●	●		●	●	●
	エネルギーの創出	●	●	●	●	●	●
	防災・減災の対策	●	●	●	●	●	●
	耕作放棄地の解消	●		●			●
	森林の保全					●	
	里地里山の再生					●	●
	生物多様性の確保					●	●
	雇用の創出	●	●	●	●	●	●
	各主体の協働	●	●	●	●	●	●

■バイオマス活用のイメージ



³² バイオマスのマテリアル：木質バイオマスの利用方法は、マテリアル利用とエネルギー利用に大別でき、マテリアル利用には、製紙用のチップやパーティクルボードやファイバーボードなどの原材料としての利用、土壌改良材や堆肥、家畜の敷料などがあり、製材未利用材は大半がこれらに用いられる。

³³ 地下水涵養機能：降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまう現象が顕著になっている。この結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

34 コージェネ：コージェネレーションシステムの略。発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

3-2-3 バイオマス活用推進に向けた取組



関連する
SDGs の目標



(1) 市の基本施策

①木質系バイオマスの利用促進《環境課》《農林振興課》

間伐材等を利用した製品の開発・製造について調査を行い、木質系バイオマスを利用した事業の展開を検討します。また、間伐材等の燃料化について研究し、ペレットストーブ³⁵、ペレットボイラー³⁶等の利用促進を研究します。また、バイオマス産業都市構想に基づき、木質バイオマス発電事業の推進を図ります。

②木質バイオマスを活用した熱供給の推進《環境課》

木質バイオマス発電施設から出る排熱を利用し、周辺に立地する公共施設への供給や、農業振興を図る熱供給事業の実現化を目指した取組を推進します。

③公共事業等における地場産材の利用促進《関係課》

公共事業や公共施設の建設・改修工事において、県産材の利用を促進し、地域産業の活性化に努めます。

④食品廃棄物の有効利用《環境課》（再掲）

バイオマス産業都市構想に掲げた液肥・堆肥活用農業振興プロジェクトを推進するため、市立保育園・小中学校・給食センターなどから排出される給食残渣の有効利用を推進します。併せて、一般家庭などから排出される食品廃棄物を肥料化し、有効利用の実現化を目指した取組を推進します。

⑤家畜排せつ物の活用《環境課》《農林振興課》

家畜排せつ物は、現在取り組んでいる液肥化・堆肥化による肥料としての利用を推進するとともに、食品系廃棄物（生ごみ）との混合処理も含めて、メタン発酵³⁷によるエネルギー及び液肥・堆肥利用の実現化を目指した取組を推進します。

³⁵ ペレットストーブ：木質ペレットを燃料とするストーブを指す。

³⁶ ペレットボイラー：木質ペレット燃料を用いた温冷熱のボイラーを指す。

³⁷ メタン発酵：酸素の無い嫌気環境でメタン菌と呼ばれる嫌気性微生物が有機物を分解し、可燃性ガスであるメタンを作り出すこと。

⑥バイオマス産業都市構想の推進《環境課》

バイオマス産業都市構想に掲げたプロジェクトを推進し、バイオマスの利活用を通して再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	高効率機器等の省エネルギー製品の購入 バイオマスセンターの有効利用
事業者	再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入
市	木質バイオマスの利用促進 木質バイオマスの熱供給の推進 食品廃棄物の有効利用 バイオマス産業都市構想の推進

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和 2 年度)	前期目標 (令和 7 年度)	後期目標 (令和 12 年度)
バイオマスセンター の液肥配布延べ人数	環境課	605 人	650 人	700 人

3-3 地球温暖化の防止



関連する
SDGs の目標



現在、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加したことによる地球温暖化が進んでおり、地球全体に深刻な影響を及ぼしています。地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、温室効果ガスの削減に向けた取組のより一層の強化が求められています。

本市では、各種の省エネに対する取組として、一般家庭に対して環境家計簿³⁸の周知やクールシェア・ウォームシェア³⁹の普及促進を行っています。また、市役所本館・新館や敷島・双葉庁舎、図書館・公民館などの公共施設・自治会の防犯灯において、LED 照明⁴⁰の導入を推進しました。

市も一事業者として、第1次、第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の省エネ対策など、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、今後は市域全体を見据えた地球温暖化対策を推進していく必要があります。

(1) 市の基本施策

①市内公共交通の充実《経営戦略課》

自動車による温室効果ガス削減に向けて、環境負荷が少ない交通環境を整えるため、市が実施主体となったコミュニティバスの運行を継続します。また、利用促進に向けた取組を推進します。

②公共施設へのLED照明の導入推進《関係課》

市の公共施設の照明設備を調査、把握するとともに節電効果、費用対効果等について検討し、LED照明への切り替えを推進します。

③家庭における省エネ行動の促進《環境課》

家庭におけるエネルギーの消費量や温室効果ガスの排出量を把握するための環境家計簿を周知・普及し、家庭における省エネルギー活動を促進します。

³⁸ 環境家計簿：毎日の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化等により、収支決算のように一定期間の集計を行うもの。

³⁹ クールシェア・ウォームシェア：家庭や地域などで、一人ひとりが冷暖房を使うのではなく、同じ場所や部屋に集まり、冷暖房をシェアすることによってエネルギーを節約するという取組のこと。

⁴⁰ LED 照明：電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

④節電の周知・啓発《環境課》《総務課》

甲斐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市が率先して節電対策に取り組みます。また、市民、事業者に対して節電の取組を周知・啓発します。

⑤低公害車や次世代自動車の導入推進《環境課》《総務課》

公用車の更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めるとともに、市民、事業者に対する導入に向けた意識啓発に努めます。

⑥気候変動の影響に対する適応の推進《環境課》《防災危機管理課》《関係課》

気候変動の影響により頻発する自然災害対策や、感染症対策など、気候変動に対する適応策を推進します。

⑦公共施設における施設設備等の更新《関係課》

公共施設において、新たに設備を導入する際や、現在保有している設備を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入します。

⑧地球温暖化防止に関わる施策の推進《環境課》

甲斐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組の推進に加え、新たに市域全体の温室効果ガス削減を見据えた、甲斐市地球温暖化対策実行計画（地域施策編）の策定に向けて取り組みます。

⑨脱炭素型都市づくり《関係各課》（再掲）

都市計画や交通施策において、都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上などにより、関連施策と連携しながら、市域のエネルギー利用の効率化・脱炭素化を図ります。

⑩やまなしクールチョイス県民運動⁴¹の推進《環境課》

やまなしクールチョイス県民運動に連動し、脱炭素型ライフスタイルに関する啓発活動を行います。

⁴¹ やまなしクールチョイス県民運動：地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOISE（賢い選択）」に呼応し、県民一人ひとりが日常生活の中で身近にできる省エネの取組やエコ活動など、地球温暖化対策に資する取組を賢く選択して実践する運動のこと。

(2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
市民	高効率機器等の省エネルギー製品の購入 公共交通機関での移動 マイバック使用の徹底 節電、節水等の省エネルギーの推進 低公害車や次世代自動車の導入
事業者	再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入 節電、節水、エコドライブ等、省エネルギーの推進 クールビズ・ウォームビズ ⁴² の推進 低公害車や次世代自動車の導入
市	家庭における省エネルギー行動の促進 クールビズ・ウォームビズの普及促進 低公害車や次世代自動車の導入促進 地球温暖化防止に関わる施策の推進

(3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和2年度)	前期目標 (令和7年度)	後期目標 (令和12年度)
甲斐市地球温暖化対策 実行計画（事務事業 編）の目標達成率	環境課	10.7%	30%	50%

⁴² クールビズ・ウォームビズ：冷房時のオフィス室温を 28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を 20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。



第 6 章

計画の推進



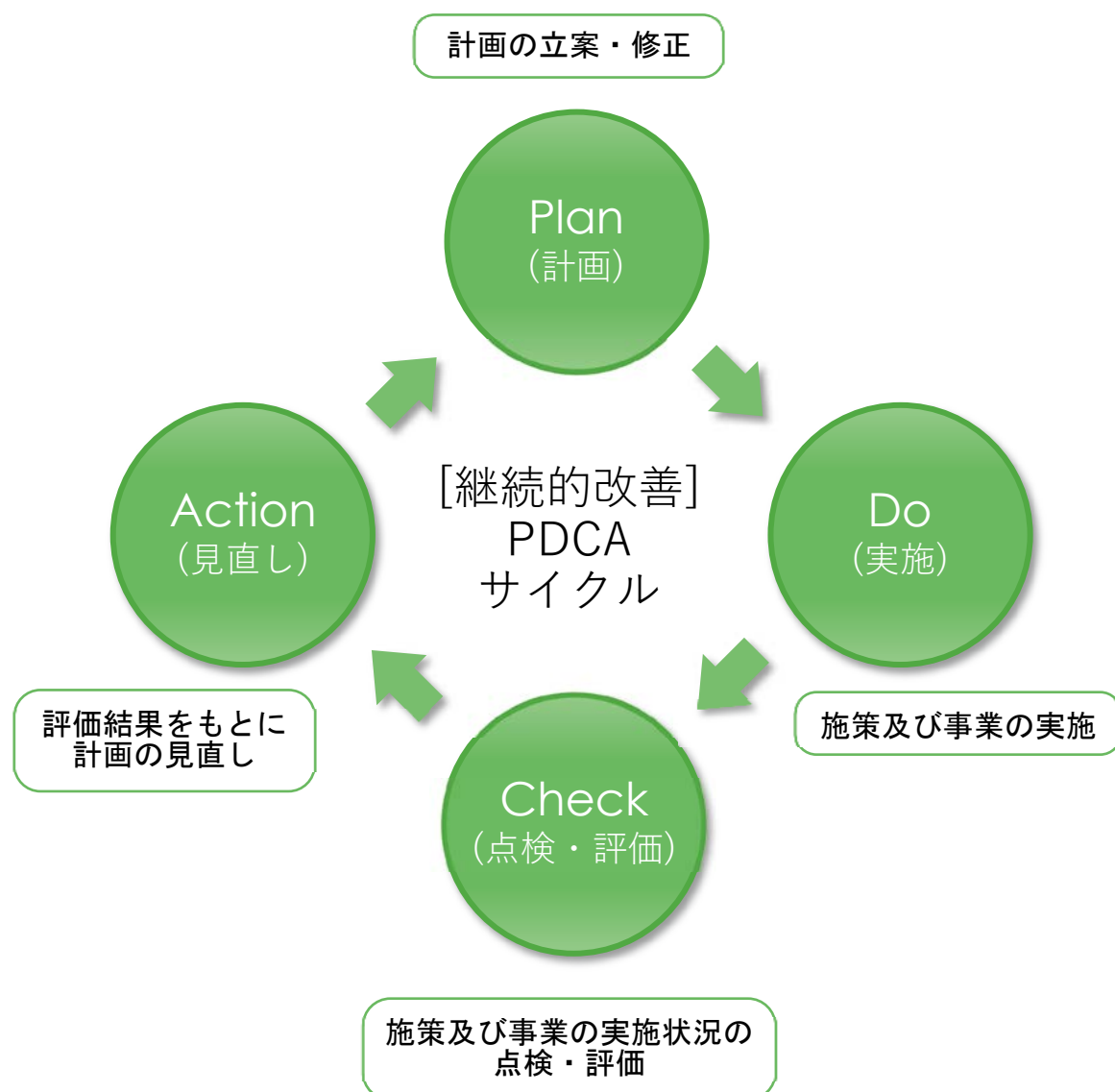
1 計画の推進方策の考え方.....	82
2 計画を推進するための組織と役割.....	83
3 計画の進捗状況の公表.....	84

1 計画の推進方策の考え方

本計画は、計画(PLAN)⇒実施(DO)⇒点検・評価(CHECK)⇒見直し(ACTION)の PDCA サイクルに基づく、環境マネジメントシステムの考え方により進行管理を行います。

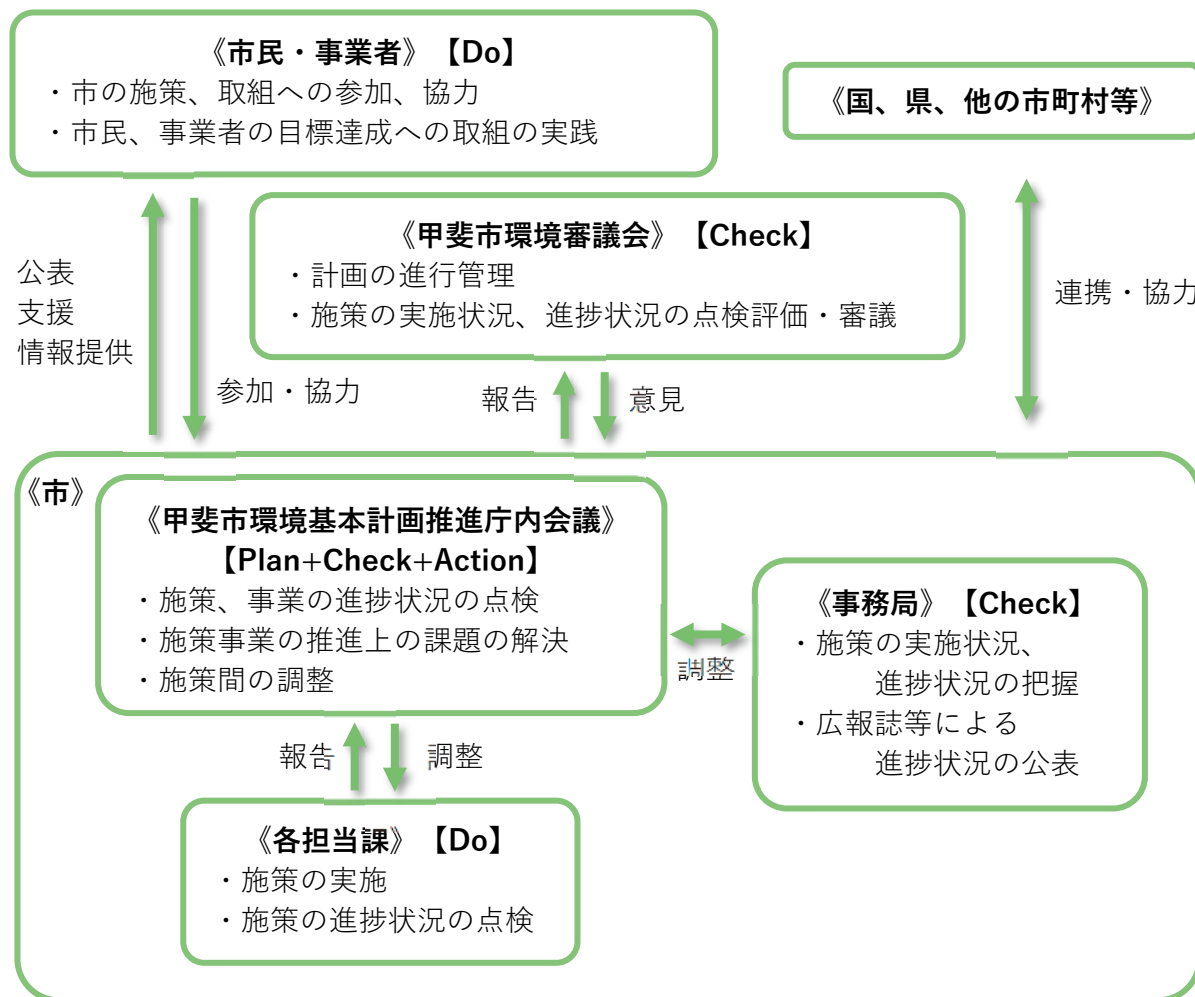
計画の進捗状況については、環境目標の達成状況について経年的な動向を把握します。
また、進捗状況の評価は、甲斐市環境審議会に意見を求めます。

なお、上記の点検・評価結果を「環境の保全に関して講じた施策の実施状況」として取りまとめ、公表します。公表した報告書に対して、市民や事業者等から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。



2 計画を推進するための組織と役割

本計画の推進体制は以下のとおりです。市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、各主体が協働することはもちろん、市の関係各課が横断的な連携のもとに本計画に位置付けた取組を推進します。



①甲斐市環境審議会

甲斐市環境審議会は、識見を有する者や関係団体の役職員、公募による市民等により構成されています。

審議会は、本計画の変更や進行管理を評価するとともに、市長の諮問に応じて専門的見地から意見を述べます。

②甲斐市環境基本計画推進庁内会議

本計画の推進にあたっての庁内の横断的な連携・調査の場となる組織です。

計画に位置づけた施策・事業の進捗管理の点検を行うとともに、課題の解決に向けた各部局間の調整を図り、計画した取組の推進を図ります。

3 計画の進捗状況の公表

本計画を着実に推進し、効果を上げていくために、市民・事業者の環境保全施策に対する理解と積極的な参画を図ります。そのためには、本計画の目的や取組内容について広く周知・啓発することが重要であることから、広報誌やウェブサイトを通じて積極的な公表を行います。また、施策の実施状況について、毎年ウェブサイトで公表することとします。

資料編

資料1 条例	86
資料2 甲斐市環境審議会委員名簿	94
資料3 計画の策定経緯	95
資料4 甲斐市環境基本計画について（諮問）	96
資料5 甲斐市環境基本計画について（答申）	97
資料6 環境に関する市民意識調査結果	99
資料7 用語集	114

資料 1 条例

○甲斐市環境基本条例

平成 23 年 3 月 22 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全に関する施策の基本方針等（第 8 条—第 11 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策（第 12 条—第 21 条）

第 4 章 推進体制の整備等（第 22 条—第 24 条）

第 5 章 雑則（第 25 条）

附則

私たちのまち甲斐市は、住宅地や田園、中山間地などが混在する中で、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園、御岳昇仙峡などの素晴らしい自然や景観に恵まれ、信玄堤などの歴史的文化的遺産を継承しながら、利便性の高い都市機能を有する地域として発展してきた。

しかし、私たちは快適で便利な生活を求めて資源やエネルギーを大量に消費した結果、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境まで影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を守り、育み、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識に立ち、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、自主的で積極的な参画と協働により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現と、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全（良好な環境の創造を含む。以下同じ。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 協働 市、市民及び事業者が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いながら環境における課題解決など共通の目的に向けて協力、連携することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、自然環境に配慮し、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自ら積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自ら積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第 7 条 市、市民及び事業者は、前 3 条に規定するそれぞれの責務を果たすため、基本理念にのっとり、相互に連携し、理解と協力のもと、協働して環境の保全を推進するものとする。

第 2 章 環境の保全に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第 8 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 人と自然が豊かに触れ合うとともに、共生することができる恵み豊かな環境を確保すること。

- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球環境の保全を積極的に推進すること。
- (6) 市、市民及び事業者が環境の保全に関し、協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ環境審議会（甲斐市環境審議会条例（平成 16 年甲斐市条例第 122 号）による審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 10 条 市は、新たに施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 環境の保全に関する施策

(規制の措置)

第 12 条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（事業に係る環境配慮等）

第 13 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業を実施するに当たり、あらかじめ環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備の推進）

第 14 条 市は、環境への負荷の低減のため、下水道、緑地その他の快適な生活を確保するための施設の整備を推進するよう努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 15 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第 17 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 18 条 市は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況及び環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第 19 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（自然環境の確保）

第 20 条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球温暖化の防止その他地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 4 章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 24 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 雑則

(その他)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○甲斐市環境審議会条例

平成 16 年 9 月 1 日

条例第 122 号

（設置）

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市における環境保全対策に関する基本的事項を調査し、及び審議するため、甲斐市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- （1）環境保全対策の基本方針に関すること。
- （2）環境保全に係る予防対策及び被害対策に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、環境保全対策に関し必要な事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ市長に意見を申し出ることができる。

（組織）

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱する。

- （1）関係行政機関の職員
- （2）関係団体の役職員
- （3）識見を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第 6 条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

（会議）

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別委員会）

第8条 審議会は、環境に関する専門の事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

（関係者の出席）

第9条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 議事に関係のある市職員は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

（最初に委嘱される委員の任期）

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

資料 2 甲斐市環境審議会 委員名簿

任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

委嘱区分	団体等の名称	氏 名	備 考
関係行政機関 (1 号委員)	県中北林務環境事務所/環境保全幹	野 中 俊 宏	
関係団体 (2 号委員)	甲斐市農業委員会/会長	小宮山 敏 春	
	甲斐市商工会/会長	中 村 己喜雄	
	甲斐市一般廃棄物協同組合/理事長	武 川 訓	
	甲斐市資源回収協同組合/理事長	山 本 清	
	甲斐市女性団体連絡協議会/会長	田 中 陽 子	
	甲斐市自治会連合会/会長	田 辺 泰 明	
	甲斐市環境委員会/竜王地区代表	佐々木 文 治	
	甲斐市環境委員会/敷島地区代表	小宮山 齊	
	甲斐市環境委員会/双葉地区代表	清 水 忠	
識見を有する者 (3 号委員)	環境省環境カウンセラー	上 條 幹 人	会 長
	(株)山梨県環境科学検査センター	小 机 洋 子	
	峡北広域環境衛生センター可燃施設 管理調査検討委員会委員	有 泉 善 人	
	やまなしエコティーチャー 甲斐市環境講座講師	佐 藤 悦 子	副会長
一般公募委員	一般公募	藤 森 一 浩	
	一般公募	齋 藤 美 子	
	一般公募	武 井 良 二	
	一般公募	山 本 紘 治	
	一般公募	湯 村 治 仁	
	一般公募	米 山 千恵美	

資料 3 計画の策定経緯

開催日・実施期間	実施内容
令和 3 年 5 月～6 月	・環境に関する意識調査の実施 【市 民】対 象：甲斐市内の 18 歳以上の男女 送付数：2,000 票 回収数：789 票（回収率 39.5%） 【事業者】対 象：甲斐市内の事業所 送付数：200 票 回収数：95 票（回収率 47.5%） 【中学生】対 象：甲斐市内の中学 2 年生全員 送付数：635 票 回収数：610 票（回収率 96.1%） 【小学生】対 象：甲斐市内の小学 5 年生全員 送付数：673 票 回収数：654 票（回収率 97.2%）
令和 3 年 8 月 18 日	・第 1 回甲斐市環境基本計画検討会議（庁内ワーキング）
令和 3 年 8 月 19 日	・第 1 回甲斐市環境審議会
令和 3 年 9 月 30 日	・第 2 回甲斐市環境審議会
令和 3 年 10 月 28 日	・第 3 回甲斐市環境審議会
令和 3 年 11 月 18 日	・第 2 回甲斐市環境基本計画検討会議（庁内ワーキング）
令和 4 年 1 月 7 日	・第 4 回甲斐市環境審議会（諮問）
令和 4 年 1 月 11 日 ～1 月 25 日	・甲斐市議会（意見・提案）
令和 4 年 1 月 12 日 ～2 月 8 日	・パブリックコメント実施
令和 4 年 2 月 22 日	・第 5 回甲斐市環境審議会中止により答申のみ実施
令和 4 年 3 月	・第 2 次甲斐市環境基本計画策定

資料４ 甲斐市環境基本計画について（諮問）

甲斐環第１－３２号

令和４年１月７日

甲斐市環境審議会

会長 上條 幹人 様

甲斐市長 保 坂 武

「第２次甲斐市環境基本計画」（案）について（諮問）

「甲斐市環境基本計画」は、甲斐市環境基本条例第９条第１項の規定に基づく、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な考え方を示すものであります。

現計画策定から１０年が経過し、環境情勢が変化する中で、現在の環境に関する課題を捉え直し、時代に即した取り組みの方向性を示す新たな計画を策定するため、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

資料 5 甲斐市環境基本計画について（答申）

令和 4 年 2 月 22 日

甲斐市長 保 坂 武 様

甲斐市環境審議会

会 長 上 條 幹 人

「第 2 次甲斐市環境基本計画」の策定について（答申）

令和 4 年 1 月 7 日付け、甲斐環第 1 - 32 号で諮問のあった「第 2 次甲斐市環境基本計画」の策定については、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の内容となっており、審議した結果、本計画書は妥当と認めます。

なお、本計画により、望ましい環境像の実現に向けての着実な実行が求められることから、答申文について十分留意されるよう要望します。

答 申 文

1 世界や日本全国の状況の注視

経済発展や資源開発などにより、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつある。その中で世界的にも持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効など、人類の生存基盤である地球環境の保全と、持続可能な社会の実現に向けて大きく動き出している。第2次環境基本計画はこれらと時期を同じくして策定される計画であり、推進にあたっては、市の環境のみならず世界や日本全国の状況にも注視しつつ取組を進められたい。

2 地球温暖化対策の取組の着実な推進

世界的に気候危機と呼ばれるほど地球温暖化問題は深刻化してきている。甲斐市は「ゼロカーボンシティ宣言」を行い脱炭素社会の実現を目標として掲げており、とりわけ、地球温暖化対策の取組は着実に進められたい。

3 望ましい環境像の実現に向けた3者協働

望ましい環境像の実現を達成するために、市、市民及び事業者が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合い、共通の目的に向けて協働しながら取組を進められたい。

4 環境教育の推進

豊かな環境を創造し、将来世代に引き継ぐためには、様々な世代が自分事として環境に関わることが重要であるため、環境教育や環境学習をはじめとする機会の創出、充実を図られたい。特に、今後は人口減少や高齢化が進んでいくことから、これからの社会を担う子どもたちに対する環境教育と幅広い世代への環境学習の推進を図られたい。

5 身近な環境問題の解決

計画の根底には市民一人ひとりが感じている身近な環境問題があり、計画の推進に当たっては、それらの解決につながるような施策や事業を展開されたい。

6 甲斐市の関連計画との整合による適切な進行管理

環境基本計画は甲斐市の環境分野における総合計画であるため、環境分野の道標・指標として甲斐市の各個別計画との整合を図り、適切な進行管理を図られたい。

7 周知・啓発方法の工夫

市民や事業者、各種団体に広く理解されるよう、丁寧な周知・啓発を図られたい。また、当面はコロナ禍における周知・啓発方法を工夫されたい。

資料 6 環境に関する市民意識調査結果

(1) 調査概要

調査対象	甲斐市内の 18 歳以上男女
調査方法	郵送配布・郵送回収
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
送付数	2,000 票
回収数	789 票(回収率 39.5%)

○調査結果をみる上での注意点

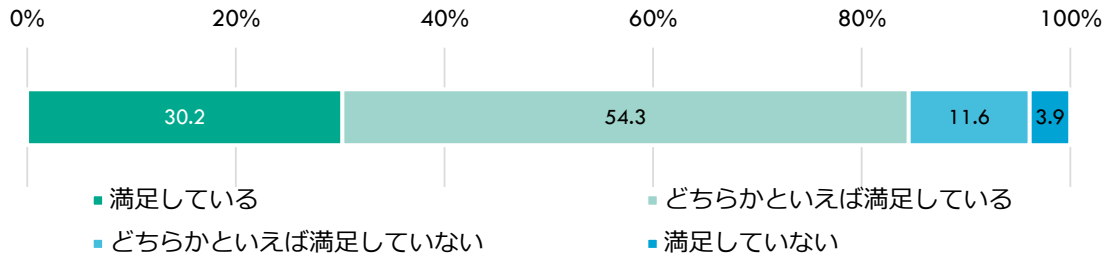
- ・ グラフ、表に表記されている値については四捨五入の関係により、合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 一部の項目で平成 23 年 6 月に実施した甲斐市環境基本計画策定時におけるアンケート調査結果と比較しています。前回アンケート調査概要は以下のとおりです。

調査対象	甲斐市内の 18 歳以上男女
調査方法	郵送配布・郵送回収
抽出方法	住民基本台帳による男女各 1,000 人を無作為抽出
送付数	2,000 票
回収数	882 票(回収率 44.1%)

(2) 調査結果

問1 住まいの周辺環境の満足度

「満足している」「どちらかといえば満足している」の回答数は全体のおよそ8割を占めており、市民は住まいの周辺環境についておおむね満足している状況といえます。



有効回答者数：768

問2 「問1」の回答理由

◆ 主な肯定的意見(「満足している」「どちらかといえば満足している」)の理由

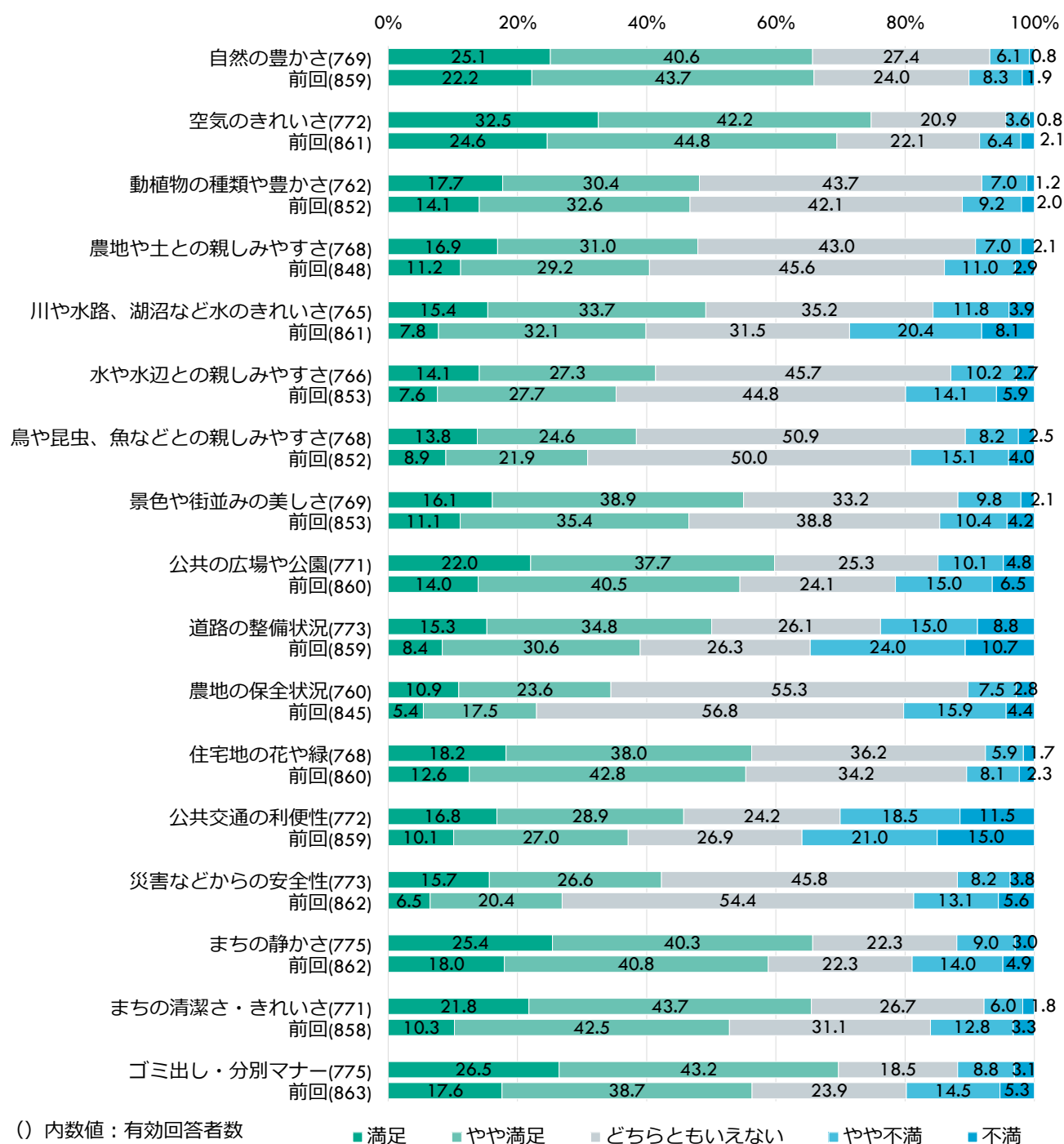
- ・ 静かに生活ができる。
- ・ 近くに市役所や駅、コンビニ、スーパーマーケット、病院など生活に必要な施設があり便利。
- ・ 交通の便が良い。
- ・ 田畑や公園などがあり、自然が豊かである。
- ・ 近隣住民との人間関係が良い。
- ・ 空気がきれい。
- ・ 子育てに手厚い支援をしてくれている。

◆ 主な否定的意見(「どちらかといえば満足していない」「満足していない」)の理由

- ・ 道路整備がされていない、道路渋滞、道がせまい。
- ・ 交通の便が悪い。
- ・ 住民のごみ捨てマナーが悪い。
- ・ 下水道の整備がされていない、水路掃除がなされていない、側溝のふたがなく危険。
- ・ 悪臭(野焼き、下水道)。
- ・ 車、バイクや夜間騒ぐ人たちの騒音。
- ・ 農地が減り住宅が増えた。
- ・ 空き家や耕作放棄地の雑草や虫。
- ・ 子供の遊び場、公園が少ない。

問3 各周辺環境項目における満足度

前回結果と比較するとすべての項目で「満足」と回答した市民の割合は増加し、「不満」と回答した市民の割合は減少しており、市民の周辺環境に対する満足度は高まっていることがうかがえます。特に「災害などからの安全性」「まちの清潔さ・きれいさ」「ゴミ出し・分別マナー」の満足度は大きく上昇しています。



今回ならびに前回アンケート結果における満足度(「満足」「やや満足」)及び不満足度(「不満」「やや不満」)上位5項目を以下に示します。

今回と前回ともに「空気のきれいさ」に対する満足度、「公共交通の利便性」に対する不満足度が高くなっています。

<今回アンケート結果における満足度及び不満足度上位5項目>

順位	満足度	不満足度
1	空気のきれいさ	公共交通の利便性
2	ごみ出し・分別マナー	道路の整備状況
3	まちの静かさ/自然の豊かさ	川や水路、湖沼など水のきれいさ
4	まちの清潔さ・きれいさ	公共の広場や公園
5	公共の広場や公園	水や水辺との親しみやすさ

<前回アンケート結果における満足度及び不満足度上位5項目>

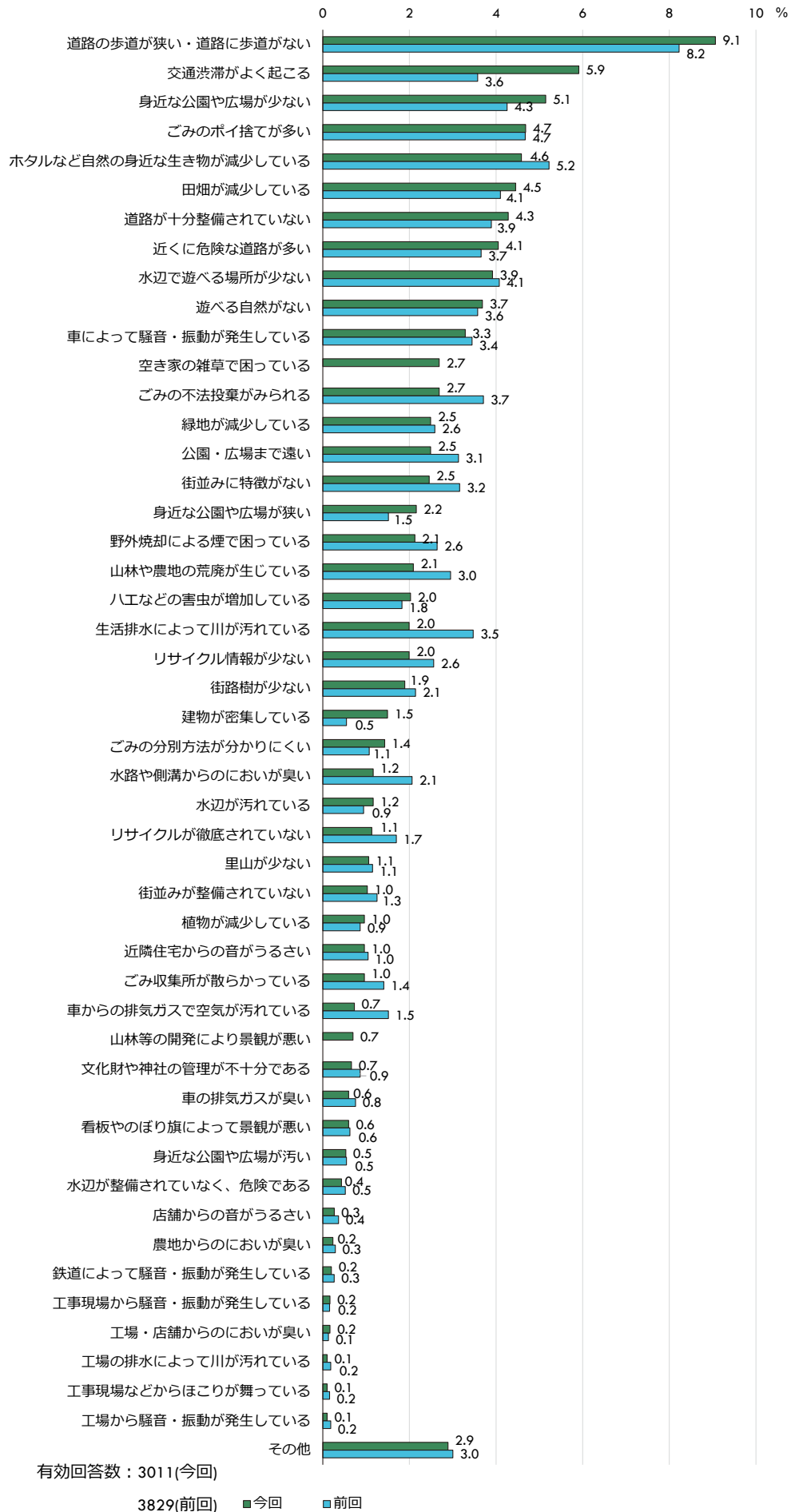
順位	満足度	不満足度
1	空気のきれいさ	公共交通の利便性
2	自然の豊かさ	道路の整備状況
3	まちの静かさ	川や水路、湖沼など水のきれいさ
4	ごみ出し・分別マナー	公共の広場や公園
5	住宅地の花や緑	農地の保全状況/ごみ出し・分別マナー

問4 周辺環境の問題点(複数回答：5つまで)

市民が最も問題点として回答したのは「道路の歩道が狭い・道路に歩道がない」、次いで「交通渋滞がよく起こる」となっています。前回と比較して道路整備に関する項目を問題点とする市民の割合の増加傾向がみられました。

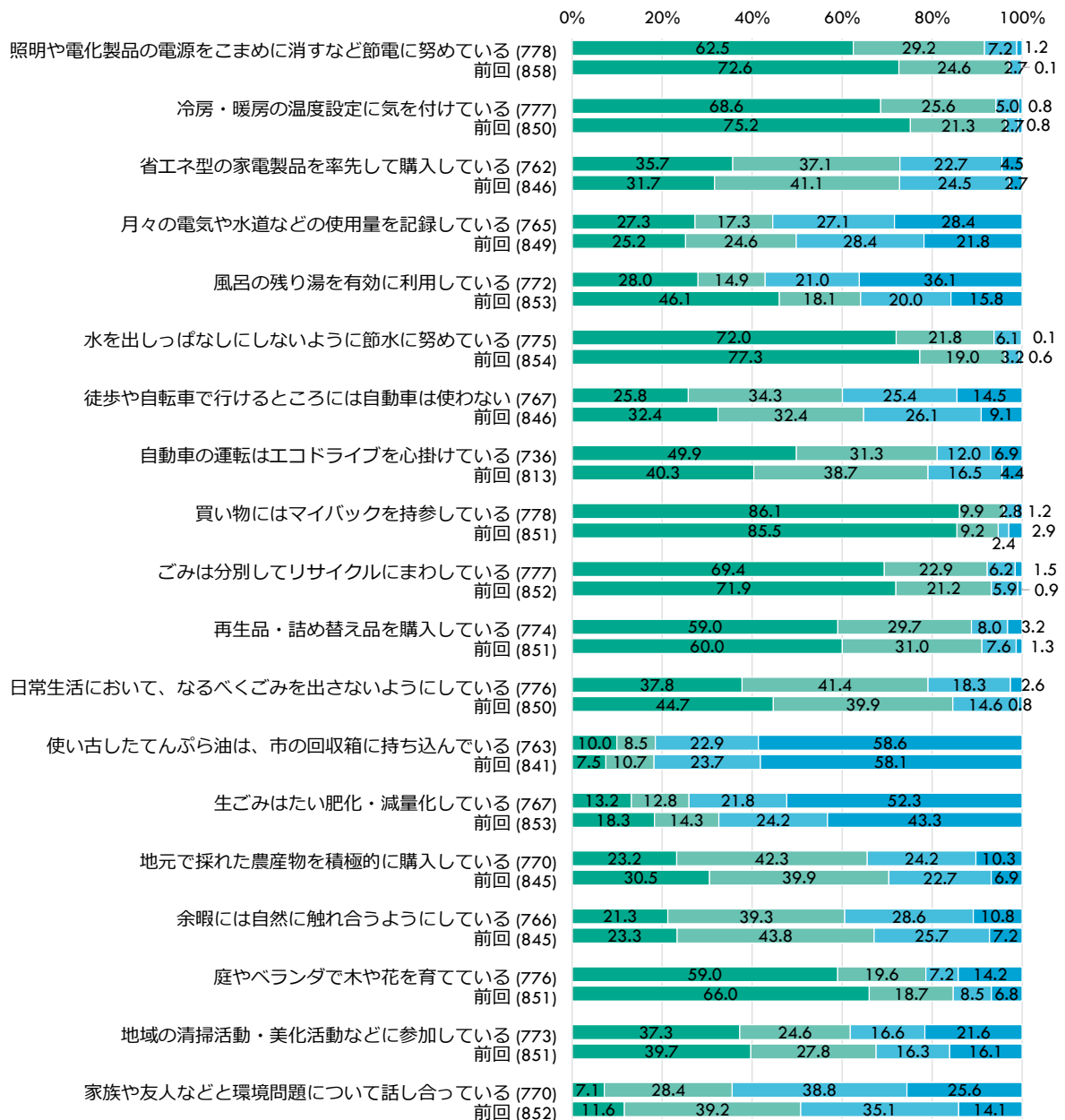
一方で「ごみの不法投棄がみられる」「生活排水によって川が汚れている」「水路や側溝からのにおいがくさい」などの項目は前回と比較して回答割合は減少しています。

その他として「街灯が少ない」「側溝のふたがなく危険」といった意見が多く挙げられています。



問5 環境のために自身や家庭で日頃から行っている取り組み

19項目のうち14項目は市民の60%以上が実践しており、さらに上位5項目については市民の90%以上が日頃から取り組んでいます。一方で前回と比較すると「自動車の運転はエコドライブを心掛けている」以外の項目における実践割合の低下がみられ、特に「風呂の残り湯を有効に活用している」「家族や友人と環境問題について話し合っている」は大きく低下しています。



() 内数値：有効回答者数

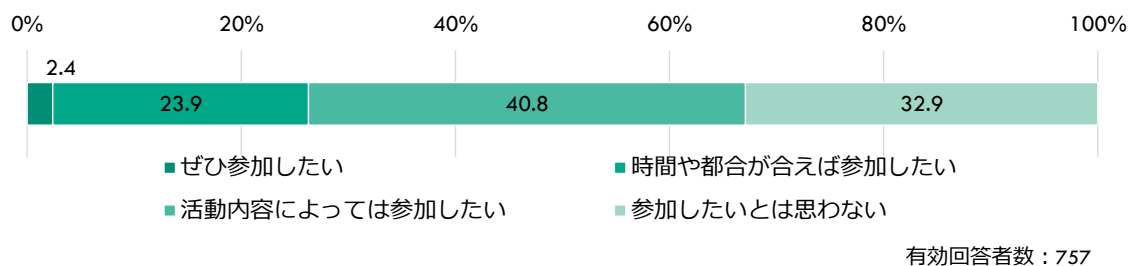
■ いつも行っている ■ ときどき行っている ■ あまり行っていない ■ 全く行っていない

<(いつも+ときどき)実践している及び実践されていない取り組み上位5項目>

順位	(いつも+ときどき)実践している	(いつも+ときどき)実践していない
1	買い物にはマイバッグを持参している	使い古したてんぷら油は、市の回収箱に持ち込んでいる
2	冷房・暖房の温度設定に気を付けている	生ごみはたい肥化・減量化している
3	水を出しっぱなしにしないように節水に努めている	家族や友人などと環境問題について話し合っている
4	ごみは分別してリサイクルにまわしている	風呂の残り湯を有効に利用している
5	照明や電化製品の電源をこまめに消すなど節電に努めている	月々の電気や水道などの使用量を記録している

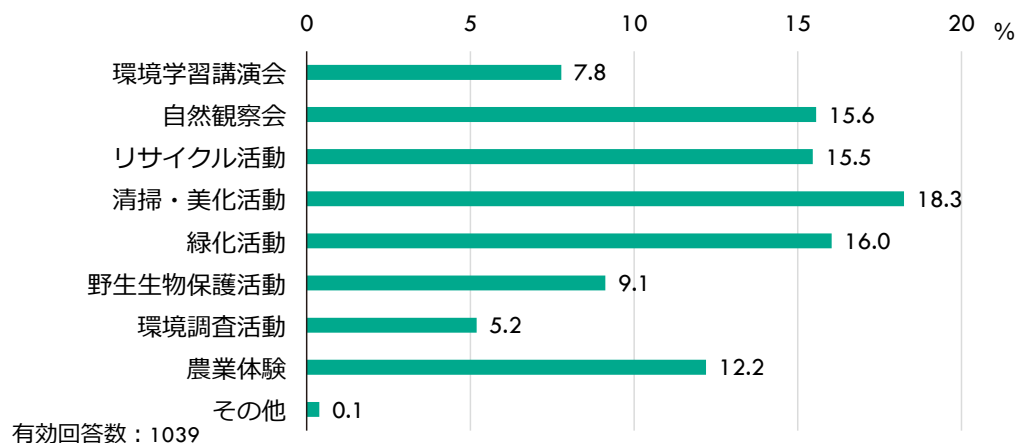
問6 環境づくり活動への参加意欲

環境づくり活動への参加意欲(ぜひ参加したい、時間や都合が合えば参加したい、活動内容によっては参加したい)のある市民の割合がおよそ7割となっています。



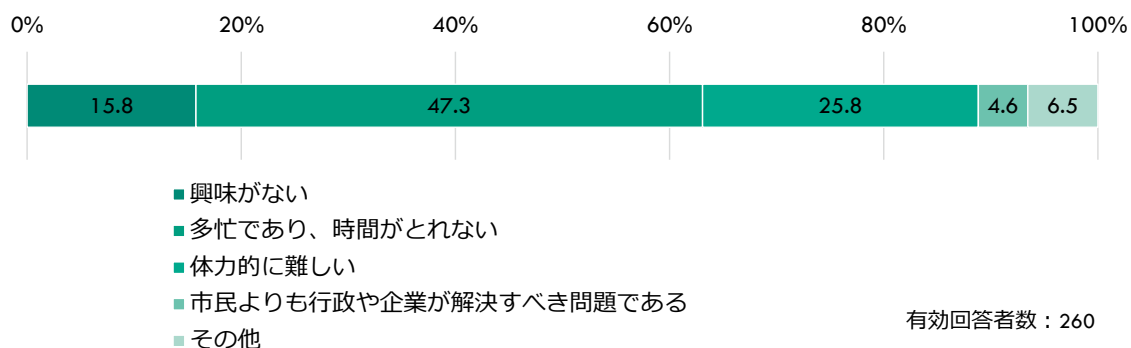
問7 参加したい環境づくり活動(問6で「ぜひ参加したい」「時間や都合が合えば参加したい」「活動内容によっては参加したい」)を選択した回答者、あてはまるものすべて)

参加したい環境づくり活動として最も回答割合が高いのは「清掃・美化活動」、次いで「緑化活動」「自然観察会」となっています。



問 8 環境づくり活動に参加したくない理由(問 6 で「参加したくない」を選択した回答者)

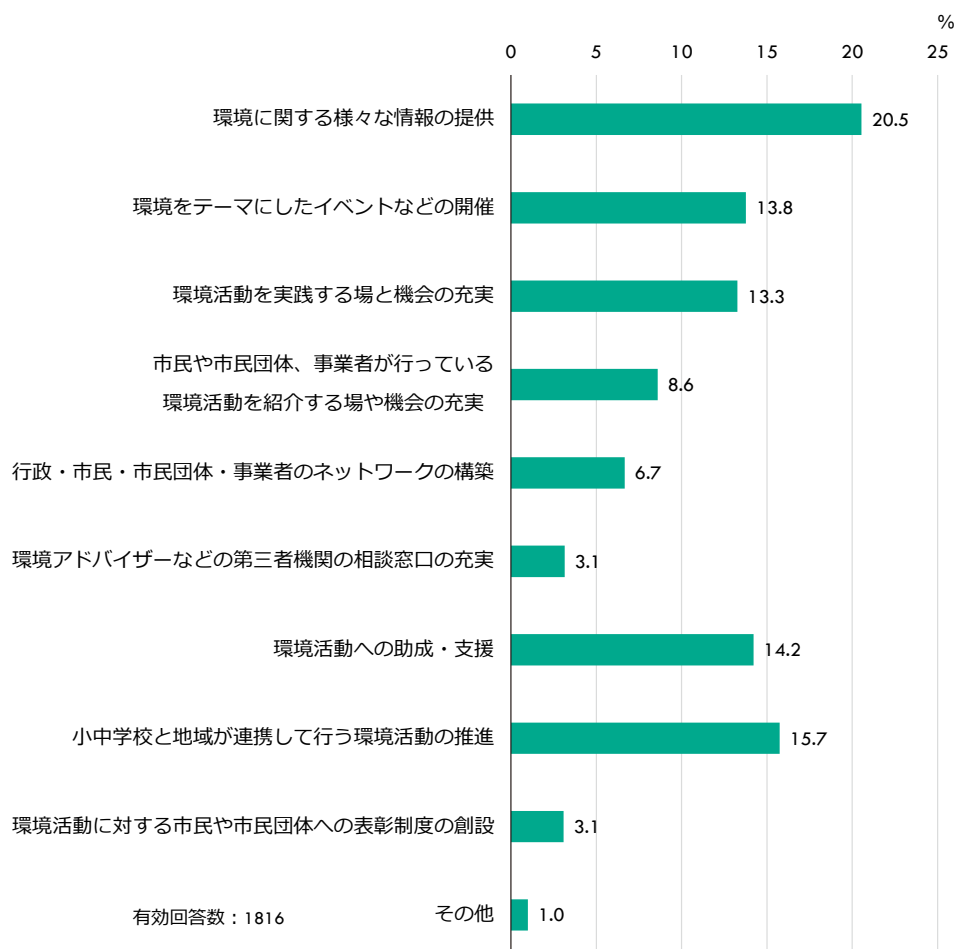
「参加したくない」と回答した理由として「多忙であり、時間がとれない」がおよそ半数を占めています。



問 9 市民による環境づくり活動を活発にするために市が取り組むべきこと

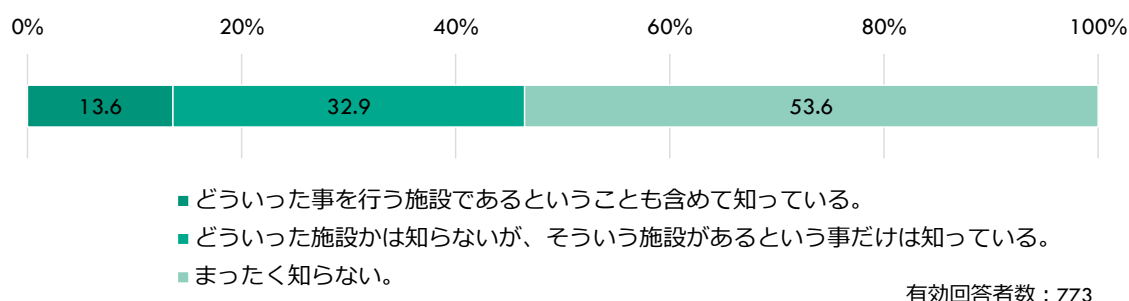
(複数回答：3 つまで)

最も多くの市民が望む市の取り組みは「環境に関する様々な情報の提供」であり、次いで「小中学校と地域が連携して行う環境活動の推進」、「環境活動への助成・支援」となっています。



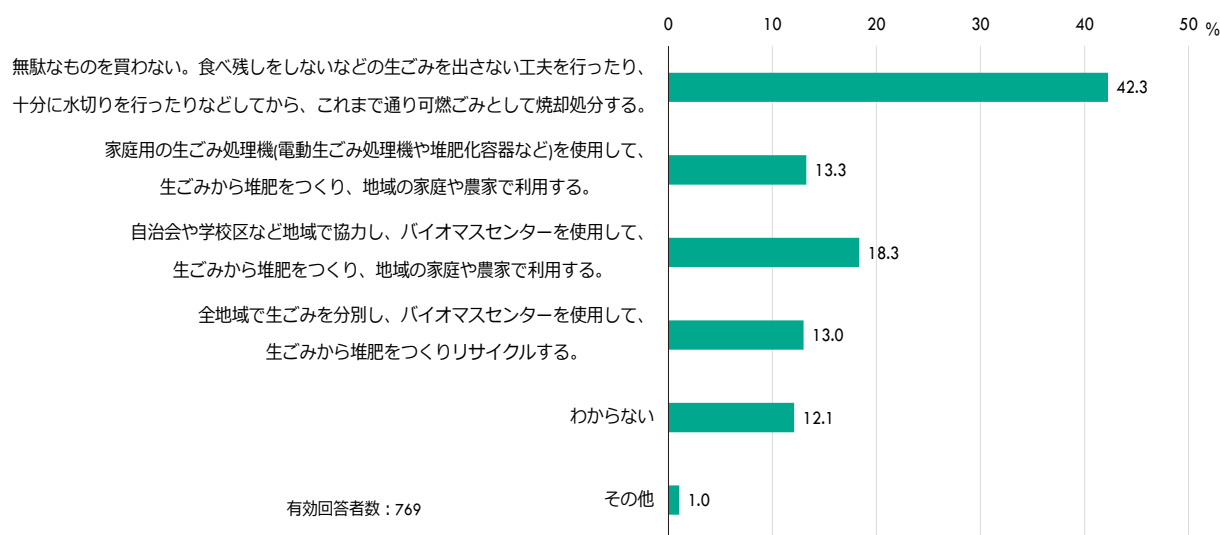
問 10 甲斐市バイオマスセンターの認知度

甲斐市バイオマスセンターについて「まったく知らない」市民は約半数を占めています。一方で、「こういった事を行う施設であるということも含めて知っている」市民は 13.6%



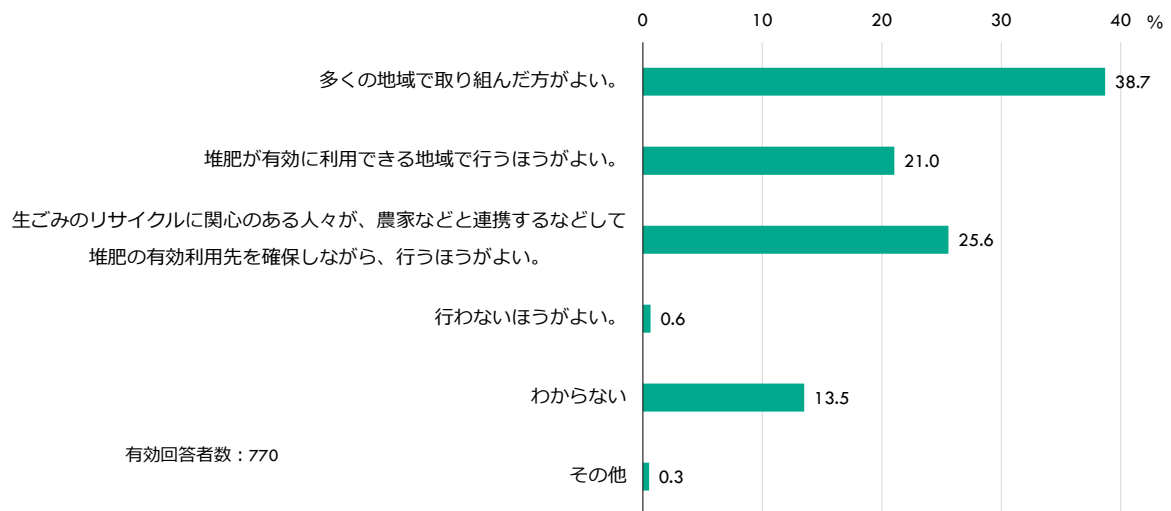
問 11 生ごみの処理やリサイクルの効果的な取り組み方

生ごみの処理方法として生ごみを出さない工夫をし、これまで通り可燃ごみとして焼却処分する方法が最も支持されています。一方で「全地域で生ごみを分別し、バイオマスセンターを利用して、生ごみから堆肥をつくりリサイクルする」方法の回答割合は低くなっています。



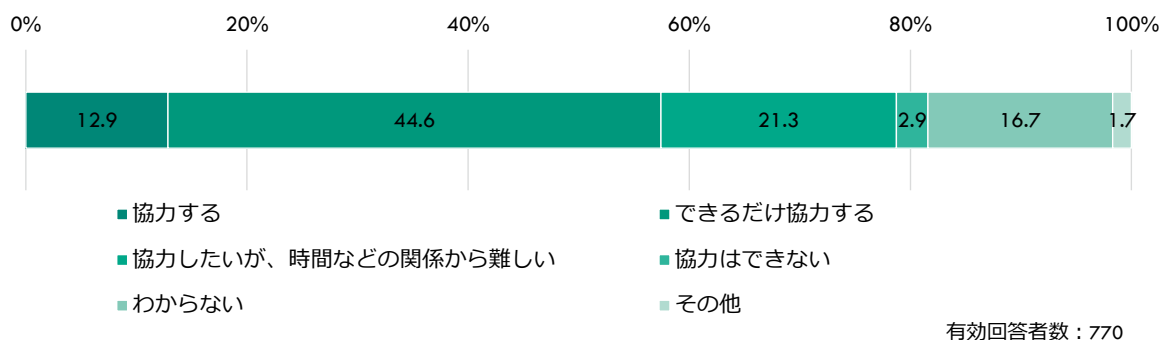
問12 地域で協力したバイオマスセンターを使用する生ごみのリサイクルについて効果的な取り組み方

「多くの地域で取り組んだ方がよい」と回答した市民の割合が最も高く、「行わないほうがよい」と回答した市民の割合はわずか0.7%となっています。



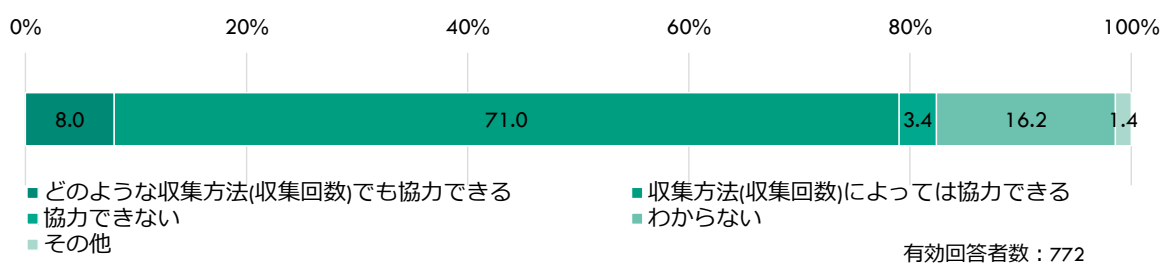
問13 地域で協力したバイオマスセンターを使用する生ごみのリサイクルへの協力意欲

「協力する」「できるだけ協力する」と回答した市民は半数以上となっています。



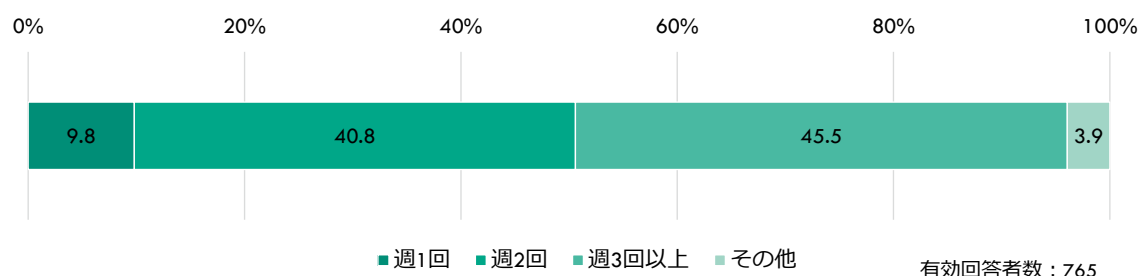
問14 生ごみの分別収集をすることとなった場合の協力意欲

「(どのような収集方法でも+収集方法によっては)協力できる」市民はおよそ8割となっています。



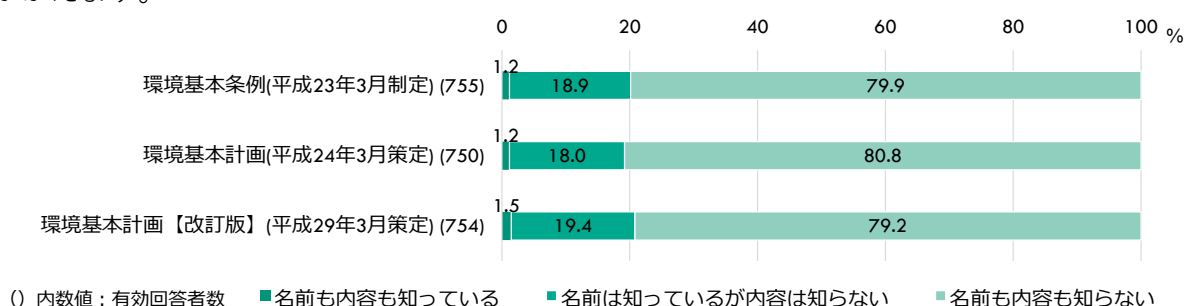
問15 生ごみの分別収集をすることとなった場合の最適収集回数

生ごみの分別収集をすることとなった場合の収集回数として週3回以上を望む市民が多くみられました。また、その他として「衛生面から毎日が望ましい」とする意見が多く挙げられています。



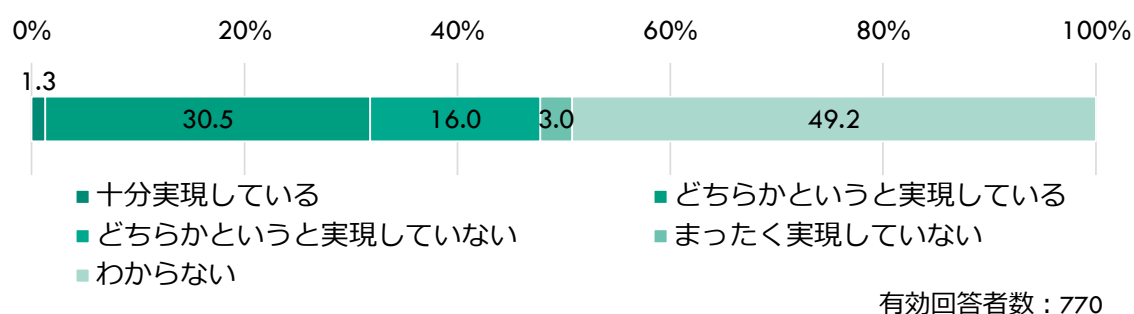
問16 環境基本条例及び環境基本計画の認知度

いずれの条例や計画に対しても「名前も内容も知らない」市民はおよそ8割である一方で、「名前も内容もしっている」市民はおよそ1%にとどまっており、認知度の低さがうかがえます。



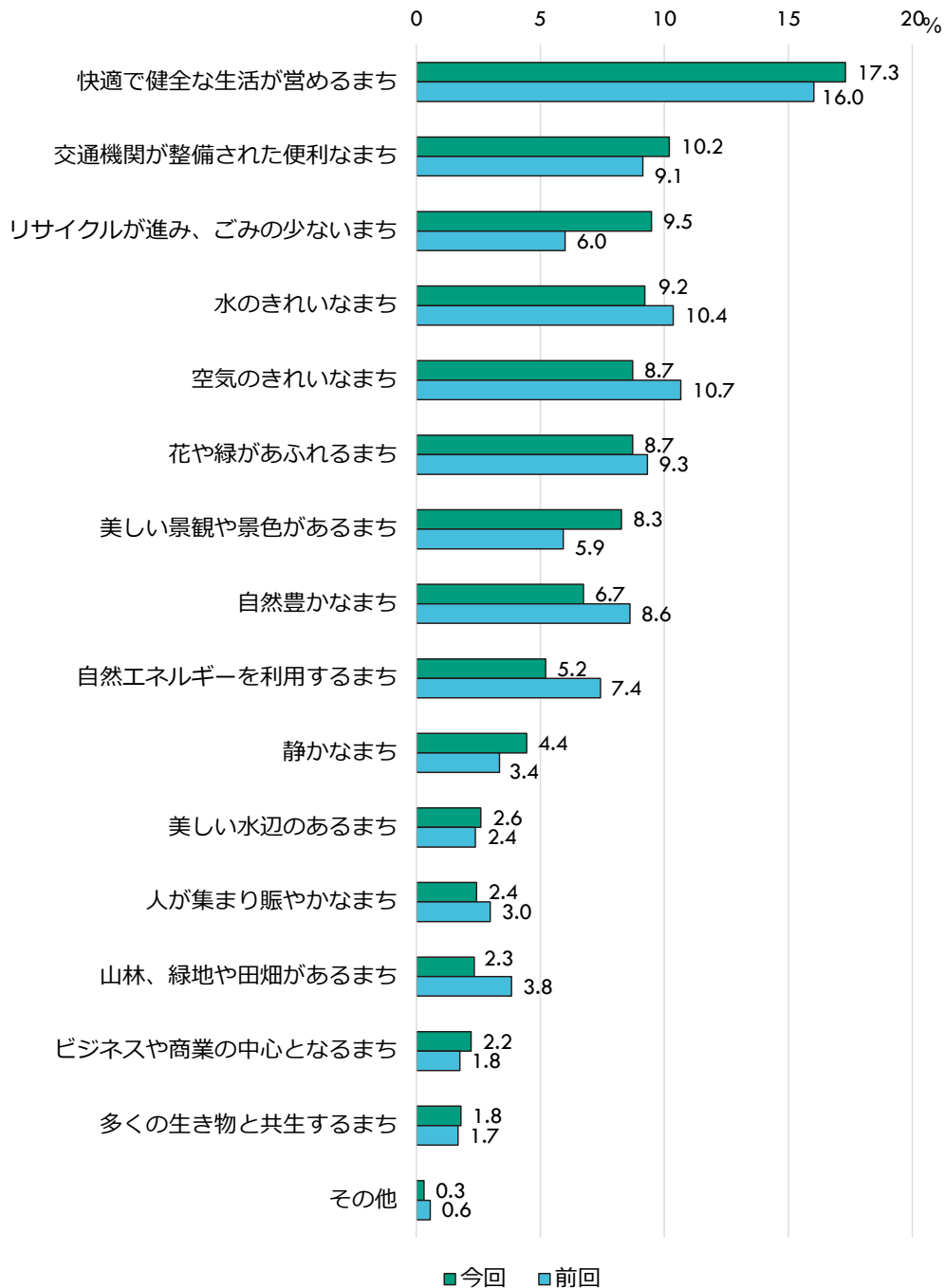
問17 甲斐市が目指す将来像の実現度

甲斐市が目指す将来像の実現度について「わからない」市民がおよそ半数を占めています。「(十分+どちらかというと)実現している」の回答割合は「(どちらかというと+まったく)実現していない」の回答割合を上回っており、甲斐市の環境は目指す将来像に向けて前進している状況にあるといえます。



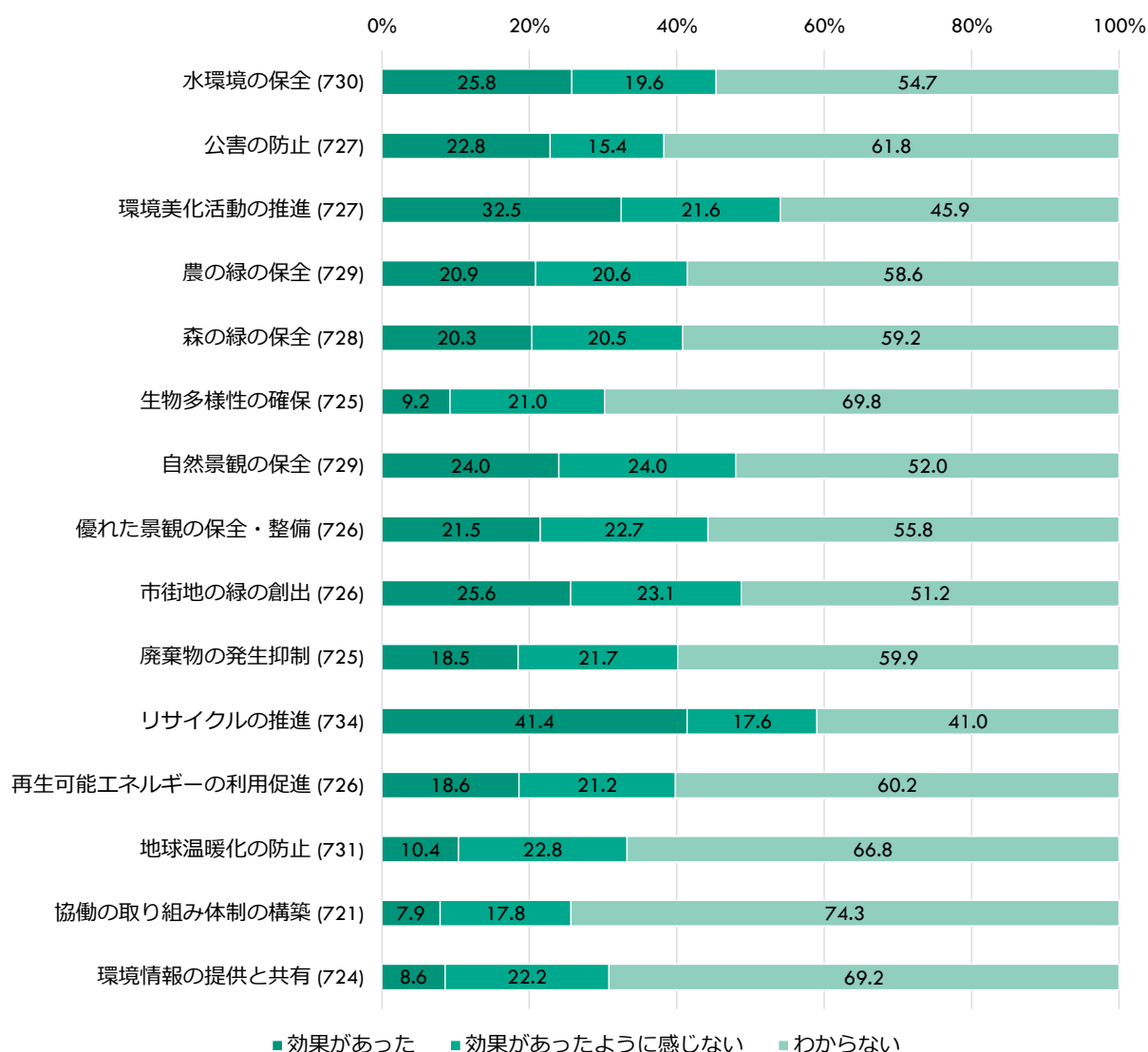
問18 将来目指すべき甲斐市の環境のあり方(複数回答：3つまで)

最も多くの市民が望んでいる環境のあり方は「快適で健全な生活が営めるまち」であり、次いで「交通機関が整備された便利なまち」「リサイクルが進み、ごみの少ないまち」と比較的快適環境に関する項目が選択されています。前回と比較すると、「水のきれいなまち」「空気のきれいなまち」など自然環境に関する項目の回答割合が減少傾向にあります。



問 19 環境基本計画に基づいた取り組みの効果

最も多くの市民が効果があったと考える取り組みは「リサイクルの推進」であり、次いで「環境美化活動の推進」「水環境の保全」となっています。一方で、最も多くの市民が効果があったように感じない取り組みは「自然景観の保全」であり、次いで「地球温暖化の防止」「市街地の緑の創出」「優れた景観の保全・整備」となっています。すべての項目で「わからない」と回答した割合は40%を超えており、取り組みの周知が課題となっています。

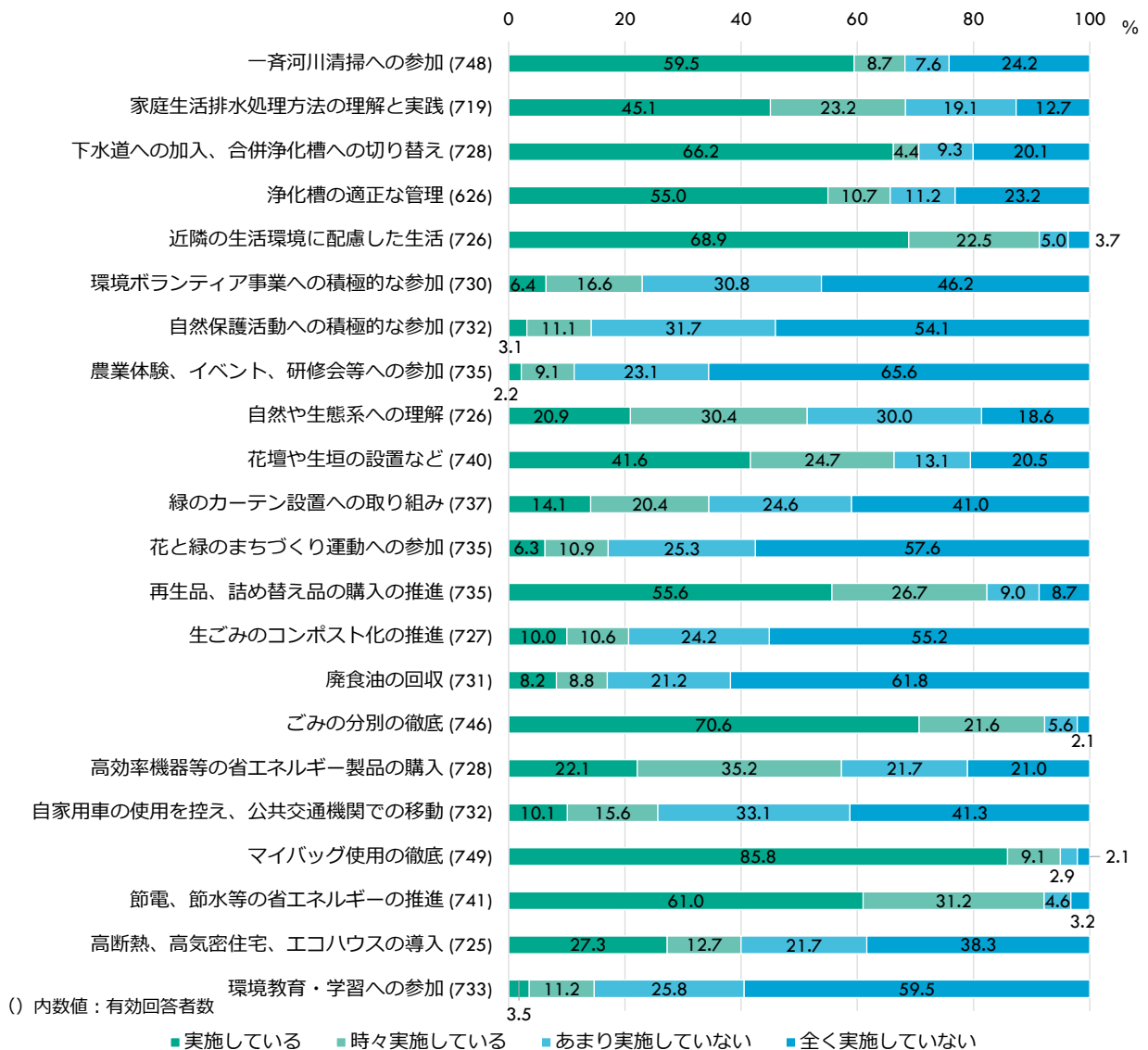


問 20 環境基本計画で位置づけられた市民の取り組みに関する実施状況

「マイバッグ使用の徹底」「ごみ分別の徹底」「節電、節水等の省エネルギーの推進」「近隣の生活環境に配慮した生活」といった比較的簡単な項目や生活マナーに関する項目の取組割合が高い傾向となっています。「農業体験、イベント、研修会等への参加」「自然保護活動への積極的な参加」「環境教育・学習への参加」といった市民によるボランティア活動の取組割合は低い傾向にありますが、「一斉河川清掃の参加」の取組割合は68.2%と高くなっています。

<実践している及び実践されていない取り組み上位5項目>

順位	実践している、時々実施している	(あまり+全く)実践していない
1	マイバッグ使用の徹底	農業体験、イベント、研修会等への参加
2	ごみの分別の徹底	自然保護活動への積極的な参加
3	節電、節水等の省エネルギーの推進	環境教育・学習への参加
4	近隣の生活環境に配慮した生活	廃食油の回収
5	再生品、詰め替え品の購入の推進	花と緑のまちづくり運動への参加



問 21 甲斐市における環境行政について自由意見

◆ 多数意見

- ・ 下水道の普及工事を進めてほしい。側溝のふたがない。水路がくさい。
- ・ 道路の整備を進めてほしい。
- ・ 森林伐採をとまなうソーラーパネル設置の見直し
- ・ 不法投棄、ポイ捨てが多い
- ・ 市民にわかりやすい方法で環境情報の周知、発信をすべき
- ・ 人口増加に伴い自然が失われ景観が悪くなっている
- ・ 野焼きによる悪臭
- ・ 自然にあふれ生活の利便性も高い
- ・ 子育てしやすいまち
- ・ 水も空気もきれい

豊かな自然やきれいな水や空気、周辺に公共施設や商業施設があり生活の利便性が高い
点に満足している市民が多い一方で道路(歩道、自転車用道路など)や下水道の整備状況、
人口増加に伴う農地の宅地化に不満が多くみられました。

資料 7 用語集

【か行】

カーボンニュートラル

家庭や事業所が排出する温室効果ガスを省エネルギー活動により削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護といった「ほかの場所で吸収」することによって差し引きとしてゼロにする取組のこと。

甲斐市バイオマスセンター

バイオマスを活用した事業の一環として、甲斐市西八幡地内に設置し、平成 26 年 4 月に稼動を開始した。バイオマスセンターでは、市内の公立小中学校や保育園から排出される給食残渣を受入れ、液肥化する実験的な取組を行っている。

海洋プラスチック

川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのこと。腐らないため、分解されずに海中を漂ったり、海底に沈みこんだりして、様々な環境問題を引き起こしている。

環境家計簿

毎日の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化等により、収支決算のようにより一定期間の集計を行うもの。

クールシェア・ウォームシェア

家庭や地域などで、一人ひとりが冷暖房を使うのではなく、同じ場所や部屋に集まり、冷暖房をシェアすることによってエネルギーを節約するという取組のこと。

クールビズ・ウォームビズ

冷房時のオフィス室温を 28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を 20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

グリーン購入

製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

コージェネ

コージェネレーションシステムの略。発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

【さ行】

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。代表例は焼却施設に併設する温水プール等がある。

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

水道ビジョン

「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を「基本理念」とする「甲斐市水道ビジョン」のこと。厚生労働省は、平成 16 年度に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示している。また、平成 17 年度には、各水道事業者に対して自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」の策定を推奨している。このような背景から、甲斐市水道事業は、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給を確保するための「甲斐市水道ビジョン」を平成 19 年度に策定し、平成 27 年度に第 2 次水道ビジョンを策定した。

生活排水クリーン処理率

総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設をいう。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量で、水質汚染度合いを示す指標の 1 つ。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表す。

ゼロカーボンシティ

二酸化炭素排出量を吸収量で相殺することで二酸化炭素排出量を実質ゼロにした自治体。

【た行】

脱炭素社会

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量が「実質ゼロ」の社会のこと。

地域新電力

地方自治体の戦略的な参画・関与のもとで小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。

地下水涵養機能

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまう現象が顕著になっている。この結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

低炭素社会

地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

デポジット制度

製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。「外来生物法」に基づいてその飼養、保管、運搬、輸入などの取り扱いを規制される。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要がある区域。

【な行】

認定事業者

認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。この制度により認定を受けた者を「認定農業者」という。認定者は、支援のための各種制度を利用することができる。

農地銀行

農地を「貸したい」「借りたい」「売りたい」「買いたい」といった希望を「農地流動化情報台帳」にまとめて、農業委員会が仲介を行う事業のこと。農地流動化の調整・管理を行うことにより、農業の担い手に対して利用権等を集積し経営規模の拡大を図ることを目的としている。

【は行】

ばい煙

燃料の燃焼によって排出される「すす」や「煙」のこと。大気汚染防止法において「物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物」「ばいじん」「有害物質」と定義されている。

バイオマスエネルギー

「バイオマス」とは、生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、様々なものが資源として活用されている。これらのバイオマスは、燃料にして発電したり熱を供給するなど、エネルギーとして利用することもできる。

バイオマスのマテリアル

木質バイオマスの利用方法は、マテリアル利用とエネルギー利用に大別でき、マテリアル利用には、製紙用のチップやパーティクルボードやファイバーボードなどの原材料としての利用、土壌改良材や堆肥、家畜の敷料などがあり、製材未利用材は大半がこれらに用いられる。

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料とするストーブを指す。

ペレットボイラー

木質ペレット燃料を用いた温冷熱のボイラーを指す。

【ま行】

マイクロプラスチックによる海洋汚染

海に流れ込んだ海洋プラスチックが、紫外線や波の力によって細かく砕け、小さな粒となったもの。マイクロプラスチックを魚介類が摂取することによって、人間を含む生態系に及ぼす影響が懸念されている。

ミックス紙

汚れた紙、臭いの強い紙、資源物回収の対象である新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等以外のすべての紙類。

メタン発酵

酸素の無い嫌気環境でメタン菌と呼ばれる嫌気性微生物が有機物を分解し、可燃性ガスであるメタンを作り出すこと。

【や行】

やまなしクールチョイス県民運動

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOISE（賢い選択）」に呼応し、県民一人ひとりが日常生活の中で身近にできる省エネの取組やエコ活動など、地球温暖化対策に資する取組を賢く選択して実践する運動のこと。

有害鳥獣

イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス、アライグマ等、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。

【ら行】

リサイクルステーション

自宅で不用になった新聞紙・雑誌・ダンボール・ペットボトルなどのリサイクルができ

る物を自分で持ち込むことができる場所。持ち込んだ新聞紙・雑誌・ダンボール・ペットボトルなどは、回収業者・リサイクル業者を経由して、再び利用できる資源となり、さまざまな製品へと生まれ変わる。

【英数字】

4R

次の4つの英語の頭文字「R」をとった、ごみを減らす取組のこと。4つの「R」には優先順位があり、これらの取組を優先度順に行うことで「ごみ減量」の効果が高くなる。

「1.Refuse（リフューズ）：買わない・断る」、「2.Reduce（リデュース）：減らす」、「3.Reuse（リユース）：繰り返し使う」、「4.Recycle（リサイクル）：資源として再生利用する」

COP21

COP(Conference Of Parties)とは国連気候変動枠組み条約締約国による会議である。条約採択の3年後である1995年に第一回が開かれた。COP21はフランス・パリで開かれた21回目の会議で、同会議においてパリ協定が採択された。

HEMS

情報技術を駆使して一般住宅のエネルギーを管理するシステム。太陽光発電パネルなどの発電設備、家電製品や給湯機器などをネットワークでつなぎ、自動制御する。需要家に対して省エネを喚起したり、各機器の使用量を制限することでエネルギー消費量を抑制したりすることができる。

IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

LED 照明

電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

NO-FOODLOSS プロジェクト(食品ロス削減国民運動)

国が推進している官民が連携した食品ロス削減に向けた国民運動。

t-CO₂

温室効果ガスの発生量(重量 t) を表す単位のこと。原理的には、地球温暖化係数(あるいは排出係数)の異なる 6 種類の温室効果ガスを CO₂基準で換算して重量で表したもの。

TNR 活動

飼い主のいない猫を捕まえ（Trap：トラップ）、不妊去勢手術を施し（Neuter:ニュートー）、元の場所に戻し（Return：リターン）、一代限りの命を全うさせ、最終的に飼い主のいない猫をなくす活動のこと。

第2次甲斐市環境基本計画

自然と生活が調和した環境を築くまち
令和4年(2022年)度～令和12年(2030年)度

発行日 令和4年3月発行
発行者 山梨県甲斐市
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地
<https://www.city.kai.yamanashi.jp/>
編集 甲斐市 生活環境部 環境課
TEL:055-278-1706 FAX:055-276-7214



甲斐市

